

ては一口千円の会員組織による兵庫県母子家庭援助会というものを設置し、基金三百万円を持ち、母子家庭に子女の就職に伴う身元保証制度を確立するとともに、就職に関する諸問題の相談に応じており、また、広島県においても県条例を作り、知事が母子家庭の児童の身元保証人となり、児童が使用者に被害を与えた場合一回限り二十万円を限度としてその被害を賠償することにして就職あっせんに努めておるのであります。

母子福祉資金の貸付については、昭和二十一年度までは県で半額を負担する關係上、財政の窮乏状態にある各県において國費に相当する予算措置ができない、国費の補助額を消化し切れない状態にあつたようですが、来年度においては国が三分の二を負担することになったので、かくのことき事態を解消すべく県において措置するとのことであります。しかしながら、各県においては全額ないしは八割の國庫負担を要望しておるのであります。償還成績は非常に良好で、大てい八〇%の償還率であります。貸付者の半数以上がこの資金によって更生自立の目的を達成しておるようであります。母子相談員も非常に活動して母子家庭から信頼されておりますが、何分にも非常に少数であります。また、同県では昭和三十年度から県下數カ所に未亡人会モデル地区を相談員を知事が委嘱して母子家庭の個人指導を行なつておることとあります。また、同県では昭和三十年度から県下數カ所に未亡人会モデル地区を設定し、他の模範となるよう指導を加

えであります。

次に、保育所の実情であります。各県とともに逐年その数を増しているのであります。が、県によつては保育行政の徹底している町村と全く等閑視されている町村とあり、その配置が偏在している実情であります。

また、最近入所人員が減少の傾向にあります。が、これは要措置児童数が近来はなはだしく減少していること、措置児童の資格を厳格に選考していること、費用徴収基準を厳格に実施しているためであります。

施設の設備、運営、指導については、児童福祉施設最低基準に規定されている指導監査によるほか、隨時職員の現任訓練及び講習会等を行い、知識向上に努めているのであります。

保育所の経営の実態を見ますと、児童一人当たりの月額経費は平均八百円程度であるが、国の認めない部分の運営経費については、私立にあつては国の負担限度額外において、年間五万円ないし十万円程度を設置者が負担しており、公立にあつては職員の身分を公務員として処遇するため私立以上の負担をしており、また、設備の改善充実に要する経費を設置者において負担することを余儀なくされておるのであります。

所の事務が量、質とも繁雑であるにかかりわらず、地方公共団体の行政事務組織がはなはだしく貧弱であることを等をあげておるのであります。

次に、世帯更生資金の貸付状況について、各県において、從来から民生委員を中心となつて世帯更生運動を展開し、要保護世帯の自立更生をはかっていたのであります。が、昭和三十一年度以降世帯更生資金について国庫補助制度ができたため、これに関する条例を公布して県の社会福祉協議会に補助金を交付して貸付事業を実施しておるのであります。が、県費を国庫補助と同額支出せねばならぬ関係上、それを支出することができず、完全に消化し切れない実状であり、全額もしくは高率の国庫補助を希望しておつたのであります。が、昭和三十二年度から三分の一になつたため、地方団体として負担が軽くなり、今後は完全に消化し得るとのことがあります。この更生資金は生業資金・支度資金・技能修得資金の三種類であります。が、生業資金の申込みが圧倒的に多數であり、貸付金額の九五%を占めているのであります。が、貸付世帯の更生状況は、貸付世帯の実態調査の結果、八〇%はすでに更生しうまく、確実に更生の見込みがあるとのことであり、また、貸付金の償還状況は、その多くは月賦償還であるが、今までの償還成績は大体一〇〇%であります。

次に、社会保険に關して特に国民年金保険計画の中心をなす国民健康保険の実情につき申し述べたいのであります。が、各県とも昭和二十八年から重要施策として取り上げ、普及並びに育成強化に補助政策を加え、実施町村の実施

一般住民の健康診断は、一般的に受診率は低調であります。これは住民の結核に対する認識の不足、從米実費の半額を徴収していたこと、保健所の指導施設の不備、特に医師及びエキス線技師の充実困難に伴う受入能勢の不備等に起因しているのであります。県当局においては、明年度は一般住民の健康診断受診率を五〇%以上を目指とし、広報活動の強化、在宅結核患者家族の検診強化、保健所機能の拡充強化、特に医師、エキス線技師の要員確保の施策を講ぜんとしておるのであります。

次に、医療費の公費関係であります。が、各種社会保険の本人を除くものについて、結核予防法に認める医療を行ふに要する費用の二分の一を公費で負担しているのであります。過渡している県財政に制約され、入院すべきものが自宅で治療し、あるいは従事を禁止して強制入院すべき患者を、予算の都合によつて放置のやむなきに至つている現況でありますが、これに対してもは、医療費の国庫負担率の引き上げを強く要望いたしております。

次に、精神衛生対策の状況についてあります。が、近時複雑な社会情勢に伴い、全国的に精神障害者はますます増加の傾向にあります。が、今回視察した兵庫、岡山、広島各県は、特に全国平均よりも非常に高率の患者数を持つ状態であります。各県とも県立精神病院の新設、指定病院の増額等によつて少く、入院できる患者は、施設内容を要するものの約一割程度にすぎない状態であります。各県とも県立精神病院による在院期間の短縮、病床の回転率の向上に努力し、相当の効果をあげ

ておりますが、なお、収容施設の緊急な増設が強く要望されておるのであります。また、精神衛生相談所の活用、保健所を中心とする精神衛生普及運動に努力し、一般の精神衛生に対する認識も漸次高まりつづりますが、概して精神衛生施策の他部門の衛生施策に比して、立ちおくれておるよう感覺されるのであります。

次に、環境衛生対策の状況についてあります。環境衛生に關しましては、各県とも蚊とはえのいない生活実践運動、水道、簡易水道の設置奨励、清掃事業の改善等により乳児死亡率の減少、伝染病患者の死亡数の減少等に相当の効果をあげておるのであります。瀬戸内海等、近海のし尿処理が問題になっております。特に神戸市の方々は、各都市が計画しておる現状であります。海上投棄は衛生上、産業上、また、観光面から好ましくないとして、陸上処理に切りかえる方針で、各都市が計画しておるのであります。完全下水道が財政的に困難であるため、消化槽の設置をかり、神戸市はすでに実行中であります。尼崎市も近く運転する予定であります。廃芥処理に関して、特に神戸市では従来の焼却炉より一步進み、昨年九月、WHOの援助を得て、日量二十トン処理の廃芥急速堆肥施設を設置しましたが、その成果が注目されておるのであります。

家族計画(受胎調節)施設の状況、受

胎調節事業は一般対象、特に知識層については相当効果をあげておますが、生活困窮者階層にある人たちは無関心な場合が多く、また、希望者も、生活心であります。環境その他の悪条件があり、器具、薬品に對する経済的負担とも相まって普段がたい状況でありますので、各優生保護相談所で相談に応じ実地指導を行ふとともに、地区の婦人会、助産婦会、指導員協会等の各種団体指導者の階層とタイプアップして、職域、地域組織、農漁村のグループ指導に重点を置き、新生活動の一環として、家庭経済の確立、福祉について啓蒙に努め、厚生大臣の特別承認を受けた被保護世帯に対しては、全額公費負担、低所得者階層については二分の一の公費負担で、それぞれ地区指導員が指導しておる実情であります。なお、近く中国、四国を一丸として、優生保護研究会を結成し、行政担当者関係諸団体指導者等の研究討議を行なって、事業の発展をはかるべく、各県において準備中であります。

なお、視察いたした施設、工場等のうち特に一言いたしておきたいのは、社会福祉法人広島厚生事業協会の経営する精神病院の運営については、昭和二十八年六月刑事事件の発生を見、當時の理事長外一名が起訴され、いまだ係続中であり、また、厚生大臣から、昭和三十年七月に厚生省から昭和三十年二月実施した監査の結果に基づき、法人財産と私有財産の明確化、経理の改善化、役職員の改選、その他施設の運営に関し、強力な改善命令が出されておるのであります。県当局やその後選任された役員の努力によつて、人事の刷新、經理その他の面の改善は相当実現されたのであります。が、なお、若干未解決の問題が残つておるのであります。私たちも県当局並びに理事長を始めとする幹事役員、職員

組合代表等と面談し、今後さらに改善に努力し、社会福祉法人としての使命を達成するよう、強く要望いたしたのあります。まず、労働基準行政の概況であります。まず、労働基準行政の概況を達成するよう、強く要望いたしたのあります。労働基準行政に關しましては、兵庫、岡山、広島各労働基準局について詳細な説明を略取いたしましたが、各地とも大企業においては、おおむね労働基準法の水準に到達しつつありますので、中小企業に重点を置き、また、業種においては労働安全、労働衛生上問題のある業種、女子、年少者を多数使われ、各県において準備中であります。是正に努めているということでありまして、特に中小企業においては、違反の原因を分析検討し、労務管理上の欠陥によるものも相当ありますので、指導を加え、また、同一業種ごとの労務管理研究会を開催して、業種に共通する労務管理上の問題の解決方法を協議する等の措置を講じ、一方反対是正の誠意のないものについては、司法処分にして送検しておることであります。なお、三局ともに管内有数な立地事業場であります。不払いの多い業種としては、建設業、木材及び木製品工業、ガラス、土石工業、林業、機械器具工業、金屬工業等をあげております。

次に、安全衛生関係では、労働者死傷災害発生状況は昭和二十九年より昭和三十年にかけて漸次減少の傾向を示しつつあるのであります。昭和三十一年、特に下半期に至り、産業界の活動に伴い、人員増加による未熟練労働者の高度の作業への就労、過度の時間外労働などによって災害発生件数が増加の傾向を示しておるのであります。特に屋外労働の林業、建設業、港湾関係業、貨物取扱い業等において死亡災害発生率が高いことは憂うべきことであります。その原因を見ますと、各産業を通じて貨車、自動車等による交通事故が発生しておるため、その監督の対象事業場数が非常に多數あるにもかかわらず、監督官が少數であり、全事業場を一巡監督するのに四、五年も必要とする状態であり、その能力を効率的に發揮さすべく苦心しておるとのことであります。その増員とともに、

は、強力な指導を加え、また、無災害記録達成運動を推進し、また、業種別安全管理、金物製造業、製材、木製品工業、運送業、岡山では機械器具工業、化学工業、紡織工業、耐火煉瓦等の窯業、土石工業、食料品工業、広島では建設業、木材及び木製品工業、林業、機械器具工業、金屬工業等があげられるが、違反の最も多いのは安全関係であつて、次いで休日労働時間、割増賃金、健康診断、労働衛生、年次有給休暇等となつております。

賃金不払状況は、近米、件数並びに金額とも漸減しておりますが、不払いの事業場は、労働者百人未満の事業場であり、そのうち八割程度は十名未満の事業場であります。不払いの多い業種としては、建設業、木材及び木製品工業、ガラス、土石工業、林業、機械器具工業、金屬工業等をあげております。

対策として、衛生管理者の選任と健康診断がありますが、やはり中小企業においては衛生管理者の選任状況も、健診事業場における健康診断の内容を見ますと、大部分の事業場は從来結核検診に沿わなければならぬことを痛感するものであります。

次に、衛生管理の面では、その基本講習会を開催し、災害防止に努めてい

いて特に化学工業、機械工業、造船業等において非常な伸びがあり、その他輸送用機械器具、建設業、運輸、通信の公益事業その他においても昨年を上回る数字を示しているのであります。なお、現在ちょうど新規学校卒業者の採用期であり、企業の好況がこの学校卒業者の求人関係によく反映し、求人が昨年の一・六倍、求職が一・一倍、就職が一・二七倍とそれぞれ高率を示しているのであります。最近の傾向としては、この学校卒業者を中心企業方面にあつせんし、相当の成績をあげておることであります。

他面、失業者の状況を見ますと、完全失業者、すなわち、失業保険を受けた者は非常に減少してきておりましたが、いわゆる潜在失業者（職業安定所の窓口の求職者から完全失業者を除いた者）は逆に若干増加の傾向にあります。これは雇用面の拡大による不完全就業者の動き、すなわち、潜在失業者の顕在化を示すものと考えられます。日雇い労働者の求職の絶対数は毎年増加しておりますが、増加率は逐年減少の傾向にあり、好景気が日雇い労働者にも影響していると考えられるのであります。

失業対策事業の実施状況については、各県ともこれを重点施策として取り上げておりますが、一般失業対策の経済的效果を高度化する要請に応じて特別失業対策事業（労働省所管）と、臨時就労対策事業（建設省所管）を道路、河川、港湾、下水道、都市計画、砂防施設等の整備事業について行なっているのであります。これが体力検定により強健な特別適格者を選定して就労せし

めておりますが、旧来の慈惠的な失業事業の観念から脱皮し、雇用政策と合わせて事務効果の確保に飛躍的な成果が期待されているのであります。この上回る数字を示しているのであります。なお、現在ちょうど新規学校卒業者の採用期であり、企業の好況がこの学校卒業者の求人関係によく反映し、求人が昨年の一・六倍、求職が一・一倍、就職が一・二七倍とそれぞれ高率を示しているのであります。最近の傾向としては、この学校卒業者を中心企業方面にあつせんし、相当の成績をあげておることであります。

他面、失業者の状況を見ますと、完全失業者、すなわち、失業保険を受けた者は非常に減少してきておりましたが、いわゆる潜在失業者（職業安定所の窓口の求職者から完全失業者を除いた者）は逆に若干増加の傾向にあります。これは雇用面の拡大による不完全就業者の動き、すなわち、潜在失業者の顕在化を示すものと考えられます。日雇い労働者の求職の絶対数は毎年増加しておりますが、増加率は逐年減少の傾向にあり、好景気が日雇い労働者にも影響していると考えられるのであります。

失業対策事業の実施状況については、各県ともこれを重点施策として取り上げておりますが、一般失業対策の経済的效果を高度化する要請に応じて特別失業対策事業（労働省所管）と、臨時就労対策事業（建設省所管）を道路、河川、港湾、下水道、都市計画、砂防施設等の整備事業について行なっているのであります。これが体力検定により強健な特別適格者を選定して就労せし

めおりますが、旧来の慈惠的な失業事業の観念から脱皮し、雇用政策と合わせて事務効果の確保に飛躍的な成果が期待されているのであります。この上回る数字を示しているのであります。なお、現在ちょうど新規学校卒業者の採用期であり、企業の好況がこの学校卒業者の求人関係によく反映し、求人が昨年の一・六倍、求職が一・一倍、就職が一・二七倍とそれぞれ高率を示しているのであります。最近の傾向としては、この学校卒業者を中心企業方面にあつせんし、相当の成績をあげておることであります。

他面、失業者の状況を見ますと、完全失業者、すなわち、失業保険を受けた者は非常に減少してきておりましたが、いわゆる潜在失業者（職業安定所の窓口の求職者から完全失業者を除いた者）は逆に若干増加の傾向にあります。これは雇用面の拡大による不完全就業者の動き、すなわち、潜在失業者の顕在化を示すものと考えられます。日雇い労働者の求職の絶対数は毎年増加しておりますが、増加率は逐年減少の傾向にあり、好景気が日雇い労働者にも影響していると考えられるのであります。

次は、中小企業の労働問題についてでございます。各県とも産業構造の中でござります。各県とも産業構造の中で中小企業の占める比重が圧倒的に大きくなり、労働力人口の就業問題の面でも重要な意味を持っておりますが、労働市場も昭和三十年度下期以降拡大されてきております。しかし、また、失業率も比較的高く、雇用の面において解決されるべき多くの問題が残されております。逐年労働組合の結成数も多く、中小企業労働者の組織化の傾向が顕著であります。その反面、中小企業労働組合の基盤が弱く、解散するものも相当数に及んでおります。争議行為も紛糾の発生も次第に多くなりつたり、要求事項についてみても従来の首切り反対、賃金逕引の解消等の消極的なものから、賃金引き上げ、臨時手当支給等積極的なものが多くなつてきているのに對し、失業対策事業（労働省所管）と、臨時就労対策事業（建設省所管）を道路、河川、港湾、下水道、都市計画、砂防施設等の整備事業について行なっているのであります。これが体力検定により強健な特別適格者を選定して就労せし

めおりますが、旧来の慈惠的な失業事業の観念から脱皮し、雇用政策と合わせて事務効果の確保に飛躍的な成果が期待されているのであります。この上回る数字を示しているのであります。なお、現在ちょうど新規学校卒業者の採用期であり、企業の好況がこの学校卒業者の求人関係によく反映し、求人が昨年の一・六倍、求職が一・一倍、就職が一・二七倍とそれぞれ高率を示しているのであります。最近の傾向としては、この学校卒業者を中心企業方面にあつせんし、相当の成績をあげておることであります。

他面、失業者の状況を見ますと、完全失業者、すなわち、失業保険を受けた者は非常に減少してきておりましたが、いわゆる潜在失業者（職業安定所の窓口の求職者から完全失業者を除いた者）は逆に若干増加の傾向にあります。これは雇用面の拡大による不完全就業者の動き、すなわち、潜在失業者の顕在化を示すものと考えられます。日雇い労働者の求職の絶対数は毎年増加しておりますが、増加率は逐年減少の傾向にあり、好景気が日雇い労働者にも影響していると考えられるのであります。

次は、中小企業の労働問題についてでございます。各県とも産業構造の中で中小企業の占める比重が圧倒的に大きくなり、労働力人口の就業問題の面でも重要な意味を持っておりますが、労働市場も昭和三十年度下期以降拡大されてきております。しかし、また、失業率も比較的高く、雇用の面において解決されるべき多くの問題が残されております。逐年労働組合の結成数も多く、中小企業労働者の組織化の傾向が顕著であります。その反面、中小企業労働組合の基盤が弱く、解散するものも相当数に及んでおります。争議行為も紛糾の発生も次第に多くなりつたり、要求事項についてみても従来の首切り反対、賃金逕引の解消等の消極的なものから、賃金引き上げ、臨時手当支給等積極的な

ものが多くなつてきているのに對し、失業対策事業（労働省所管）と、臨時就労対策事業（建設省所管）を道路、河川、港湾、下水道、都市計画、砂防施設等の整備事業について行なっているのであります。これが体力検定により強健な特別適格者を選定して就労せし

めおりますが、旧来の慈惠的な失業事業の観念から脱皮し、雇用政策と合わせて事務効果の確保に飛躍的な成果が期待されているのであります。この上回る数字を示しているのであります。なお、現在ちょうど新規学校卒業者の採用期であり、企業の好況がこの学校卒業者の求人関係によく反映し、求人が昨年の一・六倍、求職が一・一倍、就職が一・二七倍とそれぞれ高率を示しているのであります。最近の傾向としては、この学校卒業者を中心企業方面にあつせんし、相当の成績をあげておることであります。

他面、失業者の状況を見ますと、完全失業者、すなわち、失業保険を受けた者は非常に減少してきておりましたが、いわゆる潜在失業者（職業安定所の窓口の求職者から完全失業者を除いた者）は逆に若干増加の傾向にあります。これは雇用面の拡大による不完全就業者の動き、すなわち、潜在失業者の顕在化を示すものと考えられます。日雇い労働者の求職の絶対数は毎年増加しておりますが、増加率は逐年減少の傾向にあり、好景気が日雇い労働者にも影響していると考えられるのであります。

次は、中小企業の労働問題についてでございます。各県とも産業構造の中で中小企業の占める比重が圧倒的に大きくなり、労働力人口の就業問題の面でも重要な意味を持っておりますが、労働市場も昭和三十年度下期以降拡大されてきております。しかし、また、失業率も比較的高く、雇用の面において解決されるべき多くの問題が残されております。逐年労働組合の結成数も多く、中小企業労働者の組織化の傾向が顕著であります。その反面、中小企業労働組合の基盤が弱く、解散するものも相当数に及んでおります。争議行為も紛糾の発生も次第に多くなりつたり、要求事項についてみても従来の首切り反対、賃金逕引の解消等の消極的なものから、賃金引き上げ、臨時手当支給等積極的な

ものが多くなつてきているのに對し、失業対策事業（労働省所管）と、臨時就労対策事業（建設省所管）を道路、河川、港湾、下水道、都市計画、砂防施設等の整備事業について行なっているのであります。これが体力検定により強健な特別適格者を選定して就労せし

めおりますが、旧来の慈惠的な失業事業の観念から脱皮し、雇用政策と合わせて事務効果の確保に飛躍的な成果が期待されているのであります。この上回る数字を示しているのであります。なお、現在ちょうど新規学校卒業者の採用期であり、企業の好況がこの学校卒業者の求人関係によく反映し、求人が昨年の一・六倍、求職が一・一倍、就職が一・二七倍とそれぞれ高率を示しているのであります。最近の傾向としては、この学校卒業者を中心企業方面にあつせんし、相当の成績をあげておることであります。

他面、失業者の状況を見ますと、完全失業者、すなわち、失業保険を受けた者は非常に減少してきておりましたが、いわゆる潜在失業者（職業安定所の窓口の求職者から完全失業者を除いた者）は逆に若干増加の傾向にあります。これは雇用面の拡大による不完全就業者の動き、すなわち、潜在失業者の顕在化を示すものと考えられます。日雇い労働者の求職の絶対数は毎年増加しておりますが、増加率は逐年減少の傾向にあり、好景気が日雇い労働者にも影響していると考えられるのであります。

次は、中小企業の労働問題についてでございます。各県とも産業構造の中で中小企業の占める比重が圧倒的に大きくなり、労働力人口の就業問題の面でも重要な意味を持っておりますが、労働市場も昭和三十年度下期以降拡大されてきております。しかし、また、失業率も比較的高く、雇用の面において解決されるべき多くの問題が残されております。逐年労働組合の結成数も多く、中小企業労働者の組織化の傾向が顕著であります。その反面、中小企業労働組合の基盤が弱く、解散するものも相当数に及んでおります。争議行為も紛糾の発生も次第に多くなりつたり、要求事項についてみても従来の首切り反対、賃金逕引の解消等の消極的なものから、賃金引き上げ、臨時手当支給等積極的な

とも詳細なる資料を準備しております。

関係者から熱心な説明と要望等があり、これを聴取した後、各地の関係施設を視察いたしました。その概要並びに要望事項等を簡単に御報告申し上げます。なお、視察個所は新潟・富山、石川の各県庁の労働基準局、婦人少年室のはか、新潟県下においては、新潟保健婦門学院、身体障害者更生指導所、身体障害者更生相談所、義肢製作所、健保育園、日本ガス化学株式会社工場、宮山県下におきましては、株式会社広貿易、石川県下におきましては、小野陽風園、北日本紡織株式会社工場、国立石川療養所等でございまして、御報告の内容を項目的に申し上げます。

第二としては母子福祉対策、保育所の状況、引揚者の援護状況等でござります。

第三番目には、健康保険並びに国民健康保険及び船員保険等の実施状況等についてつぶさに視察して参りました。

第四番目は、結核及び精神衛生対策についてでございました。

第五番目には、環境衛生対策並びに家族計画の施策等につきまして、関係者から聴取して参りました。

第六番目には、国立公園の状況でございます。三地方とも御承知のよくな立公園のあるところでございまして、立公園のあるところにおきまする相当地元におきまする負担等によってあります。三地方とも御承知のよくな立公園のあるところでございまして、立公園から熱心な要望があつたのでございま

す。

その次は、職業の安定並びに失業対策及び失業保険の状況等について詳細に調査して参りました。

次は、中小企業の労働問題、特に最近の労働情勢及び労働金庫の利用状況等につきまして、これまた詳細な調査をして参ったのでございました。

最後に、労働基準によりますることの行政の面につきましても視察して参ったのでござりますが、お断わり申上げましたように、その詳細なる内容につきましては、この書類によつて当委員会に御報告することを御了承願いたいと思います。以上報告を終ります。

○委員長(千葉信君) 次、横山君。

○横山(フク君) 私たち西岡委員及び片岡委員とともに、西岡委員は長崎県は除きますが、長崎県、佐賀県、福岡県に参りました。

○委員長(千葉信君) お詫び

ます。県庁に参りまして諸種の説明

を聞いた後に、労働基準局に参りました

て局長以下いろいろと説明を聴取いたしました後、県内の療養所、養老院、あるいは母子寮それから職業安定所等の諸施設を視察いたし、また、国立公

園等の状況等を視察し、工場、事業所等を視察して参りました。

大体視察した項目は、先ほど竹中委員から御報告にあつた通りでございま

す。この厚生及び労働行政を非常に多

く、岐にわたって調査いたしましたので、ここでその一々を御報告する煩を避け

ますから、それをごらんいただきたい

と思ひます。

なお、三県から提出されました要望等につきましては、私たちもいろいろとつづいておりました。

質疑いたしまして、あとそれを取りま

とめて、これまで書類で提出いたしましたから、それによって御調査あるいは御検討をお願いいたしたいと思いま

す。

以上簡単でございますが、報告を終ります。

○委員長(千葉信君) この際、お詫びいたします。竹中委員並びに横山委員から報告されました派遣委員の報告につなげて、文書を提出されるというこ

とになつておりますが、速記録に登載することを希望されておりますので、そのよう取り計らうことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。以上で派遣委員の報告は全部終りました。

○委員長(千葉信君) 次に、自然公園法案を議題とし、提案理由の説明を願います。以上で派遣委員の報告は全部終りました。

○国務大臣(神田博君) ただいま議題となりました自然公園法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、國立公園、國定公園及び都道府県立自然公園の三種の公園

等を視察して参りました。

大体視察した項目は、先ほど竹中委員から御報告にあつた通りでございま

す。この厚生及び労働行政を非常に多

く、岐にわたって調査いたしましたので、ここでその一々を御報告する煩を避け

ますから、それをごらんいただきたい

と思ひます。

なお、三県から提出されました要望

等につきましては、私たちもいろいろとつづいておりました。

といたしました。

次に、第二点は、國定公園に関する規定を新たに設けたことあります。

國定公園は、國立公園に準ずるすぐ複雑化に伴つて、自然公園に対する国民の利用度もますます高まって参りました結果、その適正な保護と利用とをはかることが求められる問題となってきたのであります。

そこで、これら各種の自然公園は、その風景の規模と価値に差があり、また、その管理の主体を異にいたしてはおりますが、いずれも同一の性とを希望されておりますので、そのよう取り計らうことにして、必要な保護を行ひ、かつ、その利用の増進をはかるべきものであります。各方面においても早くから強く希望されて参ったところでありますので、今回新たに国

にかかるに、國立公園、國定公園及び都道府県立自然公園の三種の公園に関する総合的な制度を確立いたしました。このような事情にかんがみ、今回現行の國立公園法を廃止し、これを改め、現行の國立公園法を廃止し、これにかわるに、國立公園、國定公園及び都道府県立自然公園の三種の公園に関する総合的な制度を確立いたしました。

以下この法案の要旨を簡単に御説明申上げます。

まず、第一点は、現在の國立公園に

関する制度を整備したこととあります。

まず、第一点は、現在の國立公園に

関する制度を整備したこととあります。

まず、第一点は、現在の國立公園に

関する制度を整備したこととあります。

この法律案の対象としております

この法律案は、國立公園、國定公園及び都道府県立自然公園の三種の自然公

園について、それぞれの段階に応ずる適

正な保護と利用の増進とをはかるこ

とにいたしました。

次に、第二点は、國定公園に関する規定を新たに設けたことあります。

國定公園は、國立公園に準ずるすぐ複雑化に伴つて、自然公園に対する国民の利用度もますます高まって参りました結果、その適正な保護と利用とをはかることが求められる問題となってきたのであります。

そこで、これら各種の自然公園は、その風景の規模と価値に差があり、また、その管理の主体を異にいたしてはおりますが、いずれも同一の性とを希望されておりますので、そのよう取り計らうことにして、必要な保護を行ひ、かつ、その利用の増進をはかるべきものであります。各方面においても早くから強く希望されて参ったところでありますので、今回新たに国

にかかるに、國立公園、國定公園及び都道府県立自然公園の三種の公園に関する総合的な制度を確立いたしました。

以下この法案の要旨を簡単に御説明申上げます。

まず、第一点は、現在の國立公園に

関する制度を整備したこととあります。

まず、第一点は、現在の國立公園に

関する制度を整備したこととあります。

まず、第一点は、現在の國立公園に

関する制度を整備したこととあります。

この法律案の対象としております

この法律案は、國立公園、國定公園及び都道府県立自然公園の三種の自然公

園について、それぞれの段階に応ずる適

正な保護と利用の増進とをはかるこ

とにいたしました。

次に、第二点は、國定公園に関する規定を新たに設けたことあります。

國定公園は、國立公園に準ずるすぐ複雑化に伴つて、自然公園に対する国民の利用度もますます高まって参りました結果、その適正な保護と利用とをはかることが求められる問題となってきたのであります。

そこで、これら各種の自然公園は、その風景の規模と価値に差があり、また、その管理の主体を異にいたしてはおりますが、いずれも同一の性とを希望されておりますので、そのよう取り計らうことにして、必要な保護を行ひ、かつ、その利用の増進をはかるべきものであります。各方面においても早くから強く希望されて参ったところでありますので、今回新たに国

にかかるに、國立公園、國定公園及び都道府県立自然公園の三種の公園に関する総合的な制度を確立いたしました。

以下この法案の要旨を簡単に御説明申上げます。

まず、第一点は、現在の國立公園に

関する制度を整備したこととあります。

まず、第一点は、現在の國立公園に

関する制度を整備したこととあります。

まず、第一点は、現在の國立公園に

関する制度を整備したこととあります。

この法律案の対象としております

この法律案は、國立公園、國定公園及び都道府県立自然公園の三種の自然公

園について、それぞれの段階に応ずる適

正な保護と利用の増進とをはかるこ

とにいたしました。

審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(千葉信君) 本案に対する質疑は次回以降にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題いたします。提案理由の説明を願います。

○國務大臣(神田博君) ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

改正のおもな点について申し上げますと、第一は、児童福祉施設の一種として新たに精神薄弱児通園施設を設け、これに必要な事項につき規定したことであります。

精神薄弱の児童は、從来厚生省いたしましては、もっぱら、児童福祉施設の一つであります精神薄弱児施設に入所させ、これをいわゆる二十四時間収容いたしましてその保護指導に努めて参つたのであります。今回、さらに精神薄弱児対策の完備をはかるために精神薄弱児中、通園が可能な児童を日々保護者のもとから通わせて、これを保護指導するため新たに精神薄弱児通園施設の制度を設け、その入所の措置は都道府県知事、指定都市の市長にとらせることがいたしました次第であります。

第二は、国の設置する精神薄弱児施設における在所期限の延長を規定したことがあります。國の設置する精神薄弱児施設は都道府県知事、指定都市の市長にとらせることがあります。國の設置する精神薄弱児施設を初めとした次第であります。

弱児施設におきましては、別に厚生省設置法に定めるところによりまして、もっぱら精神薄弱の程度が著しい児童または盲もしくはろうあである精神薄弱児を入所させることとなつてゐるの

であります。これらの方はその性状等からみて一般の精神薄弱児より以上に長期にわたり保護指導を加える必要がありますので、この國立の施設に入所した児童につきましては、その者が社会生活に順応することができるようになりますまで在所させることができます。

以上が、この法律案を提案するおもな理由であります。何と慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(千葉信君) 本案に対する質疑も次回以降にいたいと思ひます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 次に、旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○山本經勝君 旅館業法の一部改正に関する条項を見ますといふと、第一

の目的は風紀に関する営業の問題が基本的に大きく取り上げられておるよう印象づけられております。そこで基

本的には私は、この法案の改正に必要な基本的な資料が非常に不足しておると思うのです。と申しますのは、全国に五万何がしという莫大な無数の旅館がございます。その中には提案理由の説明の中にもありますように、ホテルを始めとした次第であります。

旅館、そうして下宿屋、こういったものまで含んでおりますが、多数のこうますというと、いわゆる日本観光旅館等からみて一般的の精神薄弱児より以上連盟といったような、いわゆるかつては国鉄の公共企業体の交通機関にな特殊な地位をもつて、言葉をかえて言いがつて、特殊な組織といいます。機構の上に立つて営業をしておるもの、個々の中においてまた、それ以外に、個々の中には理由であります。何と慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(千葉信君) 本案に対する質疑も次回以降にいたいと思ひます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 次に、旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○山本經勝君 旅館業法の一部改正に関する条項を見ますといふと、第一

の目的は風紀に関する営業の問題が基本的に大きく取り上げられておるよう印象づけられております。そこで基

本的には私は、この法案の改正に必要な基本的な資料が非常に不足しておると思うのです。と申しますのは、全国に五万何がしという莫大な無数の旅館がございます。その中には提案理由の説明の中にもありますように、ホテルを始めとした次第であります。

旅館、そうして下宿屋、こういったものまで含んでおりますが、多数のこうますというと、いわゆる日本観光旅館等からみて一般的の精神薄弱児より以上連盟といったような、いわゆるかつては国鉄の公共企業体の交通機関にな特殊な地位をもつて、言葉をかえて言いがつて、特殊な組織といいます。機構の上に立つて営業をしておるもの、個々の中には理由であります。何と慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(千葉信君) 本案に対する質疑も次回以降にいたいと思ひます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 次に、旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○山本經勝君 旅館業法の一部改正に関する条項を見ますといふと、第一

の目的は風紀に関する営業の問題が基本的に大きく取り上げられておるよう印象づけられております。そこで基

本的には私は、この法案の改正に必要な基本的な資料が非常に不足しておると思うのです。と申しますのは、全国に五万何がしという莫大な無数の旅館がございます。その中には提案理由の説明の中にもありますように、ホテルを始めとした次第であります。

旅館、そうして下宿屋、こういったものまで含んでおりますが、多数のこうますというと、いわゆる日本観光旅館等からみて一般的の精神薄弱児より以上連盟といったような、いわゆるかつては国鉄の公共企業体の交通機関にな特殊な地位をもつて、言葉をかえて言いがつて、特殊な組織といいます。機構の上に立つて営業をしておるもの、個々の中には理由であります。何と慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(千葉信君) 本案に対する質疑も次回以降にいたいと思ひます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 次に、旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○山本經勝君 旅館業法の一部改正に関する条項を見ますといふと、第一

の目的は風紀に関する営業の問題が基本的に大きく取り上げられておるよう印象づけられております。そこで基

本的には私は、この法案の改正に必要な基本的な資料が非常に不足しておると思うのです。と申しますのは、全国に五万何がしという莫大な無数の旅館がございます。その中には提案理由の説明の中にもありますように、ホテルを始めとした次第であります。

し上げましたように、日本観光旅館連盟に加盟しております旅館の数は、手元にただいま持っておりますので、至急に取りそろえて本委員会に御報告するよういたしたいと存じます。また現在、先ほどから御指摘のように、いろいろな旅館の経営の状態が、いろいろな状態になってきております。そのため一部の旅館についていろいろな批判があるということは事実でござりますが、果してそういう問題になる旅館がどれくらいあるか、現在厚生省ではつきりつかんでいるかどうかといふ問題になりますと、現在私どもの方で、全体旅館業法を適用しておるうちで、これだけが特に問題になると、いふような資料は、申しわけない次第でございますけれども、現在つかんでいないわけでございます。日本観光旅館連盟に加盟しておる数は、運輸省から取り寄せまして御提出申し上げたいと存じます。

いのかというような問題も関連していくと思うのであります。それに関連した資料がございましたら、この次までに御提出をお願いいたしたい。

○政府委員(山口正義君) 山本先生か

なつておりますので、必ずしも一律ではございませんので、いろいろ御不審の点が出るかと存するのでございますが、ただいま御審議を願つております改正案につきましては、都道府県知事にまかせずに、ホテルと、あるいは旅館というものの水準を高めるというような意味合いからいたしましても、全國的に大体同じような基準にしたらいのではないかといふような考え方から、政令で定めるといふうにいたしたいと存するわけでございますが、その政令の内容につきましては、現在私どもの方で一応の素案等は作つておりますけれども、これはいろいろ関係の方々の御意見もござりますので、今後はつきりしたものをきめて参りたいと存するのでござりまするが、たゞいま御指摘のように、必ずしも洋式客室ばかりといふものばかりでもございませんし、あるいは考え方によつては、洋式と和式とを折衷、混合したものも

が、京都でも三で、きません。大阪は五
わんや三で、きません。私が承知し
ているところだけでも、もつとある。
こういうようなことを考えまして、ほ
がの県を見ても、どうも適正でないよ
うに思うところがあるのでありますし
て、従つて、こうしうような調査がや
はり今後の旅館の許可ということには
非常な影響があると思うので、現在の
実態についての把握をもう少し厳密に
おやりになることを私は希望したいの
ですが、これについて、これは現在の
許可の基準と申しますか、そういうも
のから言つて、これは正確な統計だと
お考えになりますか。

道府県知事が条例できめるというふうにさせたいと思うのでござりますが、その第三項にござりますように「第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、営業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならぬ。」とございますが、その政令の中に、ただいま横山先生から御指摘のような広告とか、宣伝といふようなことも、ある程度の規制を加えるようにならいかがか、そういうふうに考えておるわけでござります。

○山本經勝君 ここにおつけになつて
おります資料は、これは直接厚生省で
御調査になつた数なんですか。資料の
出所をお話しください。

そういうふうに考えております。
○高野一夫君 関連して……。このホテル、それから旅館についての構造設備の基準を政令で設けるということになつてはいるわけですが、このホテルと普通の和式と混同して半々にあるとか、あるいは七分三分とかいうような構造である場合は、どちらの方に入れるのですか。私はこの各県別のホテルの数を見て、これは適正なる数ではないようにも私は思うので、伺いたい。
○政府委員(山口正義君) 現在お手元の資料の、ホテルあるいは旅館といふ分類につきましては、これは現在の、現行の旅館業法に基きまして、施設基準は都道府県知事がホテルとして、あるいは旅館として定めるというふうに

相当あるとも考えられますので、そういう際に、洋式の客室が全体のうちにどの程度占めるものをホテルと言つか、あるいは逆に和式の客室がどの程度占めるものを旅館と言うかと、うなことを今後政令の段階できめて参りたいと、そういうふうに考えております。

○高野一夫君 この許可の基準が洋式と和式で違うということは当然であります、そこで、先ほどの榎原委員のこの配置の問題についての御質問にも関連してくるかと思うのであります。たとえば京都、大阪はホテルは三つずつになつておりますが、こういうことは絶対にありませんので、和室を持たない純大ビルの洋式ばかりのホテル

県で定めてやつておりますので、その間から参りましたものを一応集計いたしましたので、御不審の点はごもつておられます。信頼して集計しているわけでござりますが、その点なお注意して確かめたいまとい、そういうふうに考えております。○横山フク君 この広告に対しても何よりも制限は今度は加えてないのですが、一歩踏み出しますが、第四条は衛生上のいろいろな措置に関する基準でござります。その第四条の衛生上の措置に関する基準につきましては、從来通り暫

○田村文吉君 あれですか。この政令の大体をあらかじめ御発表になる御意思はありませんか。と申しますことは、単なる風紀衛生の取締りだけにこの法律が限られておる限りにおいては問題はないのです。ところが、今の全国各都道府県でやっているものを、今度國の政令によって定めるということになりますと、これは影響するところは非常に大きい。現在のホテル、旅館及び簡易宿泊所、下宿等の大体定義から初め、ずいぶん問題になつてくる。そういうものに適応した部屋割等を作らなければ、大体どういう意圖をもつて政

令を作るつもりだということを、あらかじめお示しいただくことが継続じやないか、こう思うのであります。どうですか。

○山下義信君 関連して……。今の田

村委員が質問されました政令の内容は、ここで述べになつてもかまいませんが、お述べになつてもようござい

せんが、これは資料として一つ各委員に配付を願いたいと思います。また、その他当然質疑に出てくるであろうと思われるものを、本法案の中の必要な

政令等の内容はできるだけ、こういうものは秘密事項でないですから、審議上に当然必要なんですから、政府の方

で御準備のできる分は、全部一つ文書によつて各委員に配付していただきたい、こう思うのです。

○政府委員(山口正義君) ただいま御質問の政令につきましては、第三条の第二項に一、二ござります。それから横

山先生の御質問にお答え申し上げましたように、第四条の第三項、二つござります。それで先に第四条の第三項につきまして、一応私どもの今考えております政令の案と申しますものは、第一……。

○田村文吉君 御発言中であります

が、私の要求しておりますことは、さつき山下委員が發行されましたよ

うに、あとで政令で、文書によりまして御発表をいただければけつこうなんですが、その御意思があるかないかを伺つたのです。

○政府委員(山口正義君) 田村先生か

ら御注意いただきまして、先ほど山下先生からも御指摘ございましたように、一応の案を私どもの方で考えておりましたが、これは資料として当委員会に提

出するよういたしましたと存じます。

○田村文吉君 了承いたしました。

○山本經勝君 先ほども申したのです

が、この説明資料を見ますと、今「公衆衛生的見地以外に、旅館業によって衆衛生的見地以外に、旅館業によって

善良の風俗が害されることがないよう

に、これに必要な規制をあわせて行ふを得るよう法目的を改めた」という点な

までは、資料が十分でございません

ので、まことに申し訳ないのでござい

ますが、現実の問題として、そういう

風紀上の問題を云々をされるという旅館が相当数と申しますが、ある程度あ

るということは事実だと存するわけで

ございます。

○山本經勝君 今のお話では、さっぱり善良の風俗が害されるという具体的

りますが、具体的には、対象としてこ

の法改正の基本的な考え方、具体的に申し上げます」というと、旅館でどうい

俗を害することがないようについてそ

の配慮は当然であり、必要なことであ

りますが、具体的には、対象としてこ

の法改正の基本的な考え方、具体的に申し上げます」というと、旅館でどうい

俗を害することがないようについてそ

の配慮は当然であり、必要なことであ

りますが、具体的には、対象としてこ

の法改正の基本的な考え方、具体的に申し上げます」というと、旅館でどうい

俗を害することがないようについてそ

の配慮は当然であり、必要なことであ

りますが、具体的には、対象としてこ

の法改正の基本的な考え方、具体的に申し上げます」というと、旅館でどうい

問題がどこでどういうふうに起つ

ておるか、また、旅館のうちでそ

ういう問題を起してるのはどれだ

け数があるかといふような点につ

きましては、資料が十分でございません

ので、まことに申し訳ないのでござい

ますが、現実の問題として、そういう

風紀上の問題を云々をされるという旅館が相当数と申しますが、ある程度あ

るということは事実だと存するわけで

ございます。

○山本經勝君 今のお話では、さっぱり善良の風俗が害されるという具体的

りますが、具体的には、対象としてこ

の法改正の基本的な考え方、具体的に申し上げます」というと、旅館でどうい

俗を害することがないようについてそ

の配慮は当然であり、必要なことであ

りますが、具体的には、対象としてこ

の法改正の基本的な考え方、具体的に申し上げます」というと、旅館でどうい

俗を害することがないようについてそ

の配慮は当然であり、必要なことであ

りますが、具体的には、対象としてこ

の法改正の基本的な考え方、具体的に申し上げます」というと、旅館でどうい

俗を害することがないようについてそ

の配慮は当然であり、必要なことであ

りますが、具体的には、対象としてこ

の法改正の基本的な考え方、具体的に申し上げます」というと、旅館でどうい

俗を害することがないようについてそ

の配慮は当然であり、必要なことであ

大臣から一つ懇切な御説明をいただき

ないと、私どもは理解ができないわけ

です。

○國務大臣(神田博君) 山本委員のお尋ねにお答えいたします。

○山本經勝君 この旅館業法を改正するに当たりまし

て、これはいろいろ議論があらうかと

思いますが、従来から厚生省といたし

ましては、旅館業法は大体公衆衛生的

な面から考えていくよう風

が強い考え方でございまして、しかも

その内容等につきましても県におまか

せしておるというよろしくわ行政面

からいうと、消極的なやり方であった

ことは出どこを私は実ははつきりしな

いのですが、旅館業法の改正を考えまし

たことは、他の方の声ももちろんあつ

たとは思いますするが、この問題につき

ましては、私ども厚生省においてお

いのですが、旅館業法の改正を考えまし

たことは、他の方の声ももちろんあつ

たとは思いますするが、この問題につき

く、そうして利用者に快適な気分を与

えていきたいという本来的な考え方、

それから今、山本さんから御指摘下さ

れた風紀的な面から考えたこの二つの

面を一ついかに調和して、そうして

やつていくかということから、私発足

したいと考えております。伝えられ

る、何かこの案が骨抜きになつたと

か、厚生省の原案がどうだとかいうこ

とを私も耳にするのでござりますが、

これは出どこを私は実ははつきりしな

いのですが、旅館業法の改正を考えまし

たことは、他の方の声ももちろんあつ

たとは思いますするが、この問題につき

ましては、私ども厚生省においてお

いのですが、旅館業法の改正を考えまし

たことは、他の方の声ももちろんあつ

ていい

く、そうして利用者に快適な気分を与えていきたいという本来的な考え方、それから今、山本さんから御指摘下された風紀的な面から考えたこの二つの面を一ついかに調和して、そうしてやつしていくかということから、私発足したいと考えております。伝えられる、何かこの案が骨抜きになつたとか、厚生省の原案がどうだとかいうことを私も耳にするのでござりますが、これは出どこを私は実ははつきりしないのですが、旅館業法の改正を考えましたことは、他の方の声ももちろんあつたとは思いますするが、この問題につきましては、私ども厚生省においておいて、こういう改正をしてもらいたいとお伺いいたします。

○國務大臣(神田博君) 山本委員のお尋ねにお答えいたします。

○山本經勝君 この旅館業法を改正するに当たりまし

て、これはいろいろ議論があらうかと

思いますが、従来から考えましても旅館業法に関する法律の改正案が骨抜きになつておると言われておる。この中で特にあげられるのは、売春防止法の施行に伴う勅令九号で、婦女子に売春を行わせた者に対する処置の規定が紀上の問題と、からみ合せて考えてお

ります。それからまた、今回の改正案

が、全くどうも理解に苦しむのです

が、しかし、私ども新聞を通して、

これは真相を今厚生大臣から御説明

をいただきたいと思っております。

○政府委員(山口正義君) 先ほど横山

先生の御質問にお答え申し上げました

とおりでござります。それからまた、今回の改正案が骨抜きになつておると言われておる。この中で特にあげられるのは、売春防止法の施行に伴う勅令九号で、婦女子に売春を行わせた者に対する処置の規定が

紀上の問題と、からみ合せて考えてお

ります。それからまた、今回の改正案

が、全くどうも理解に苦しむのです

が、しかし、私ども新聞を通して、

これは真相を今厚生大臣から御説明

をいただきたいと思っております。

○藤田藤太郎君 今のは、第一条の「善

良の風俗が害されることがないよう

に、これを骨抜きされたといふ。それから

これが骨抜きされたといふ。それから

ていい

た目的があつてそこでたとえば千駄ヶ谷の問題なんかが出てきて、ここで付則になりますと、三年間そのままだ、このようにその後の規制といふものにはちつとも触れていない。それはまた旅館をやつていられるところが今すぐやめろということも重要な問題でございましょうけれども、その法律三条で明確に百メートルという距離まで書いておられるけれども、付則ではその問題については何かちょっとほけたような感じです。これはどういう場合に、一条の目的と三条と付則との関係はどういう工合にお考えになつているのですか。そのところをちょっと聞かして下さい。大臣からます。

○國務大臣(神田博君) 今的一条の、風紀上の問題を取り上げまして、しかも三条で今お述べになられたような、ここにも書いておりますが、学校関係について百メートル、こういうことを入れておいて、付則で完全実施期間の猶予期間を置いたと、これはどういう関係かというお尋ねでございましてが、先ほど山本委員にもお答え申し上げましたように、近時旅館業の正當なあり方というものが売春法の問題とあわせて、売春法の施行とあわせて旅館業そのものにも再検討を加える必要がある、こういうことでこの方が浮んできたということは御了承願えると思ひます。そこで百メートルをどういうふうにきめたかということであろうかと思ひますが、いろいろ今お述べになられた千駄ヶ谷の問題等もこの法案の立案中に出で参りまして、大体百メートル以上あればそう教育上有害じゃない

かということと、たしか競輪（競馬）規律でなく、内規だと思いましたが、そういうこともしんしゃくいたしまして、大体百メートルあれば、これはもちろん風俗営業としての考え方でない、旅館として、公衆衛生と、旅館として正常な経営をさせておいたるということに一応いたしたわけですが、県がこれを許可いたしておる関係もござりますので、一定の猶予期間を設けまして、そしてそれに見合せるようになした方が実情に沿うのではなかろうか、こういう考え方からこれは付則で例外を設けたわけでございます。学校の賃料でもありますると、なおこれは非常に百メートル以内にどの程度の数があるかというようなことは、この法案の起案中に十分調査いたしまして、その賃料でもありますると、おおそれ非議論に線の引き方が楽だったと思うのでございますが、そういった準備も十分でなかった関係上、今お答え申し上げておるようなことにあつたわけですが、百メートルがいいか、あるいは付則の例外規定がどの程度がいいかということとも議論があつたのですが、いろいろ議論した結果、大体この法案が規定したような、百メートルぐらいいじやないかということ、それから百メートルがいいか、あるいは付則の例外規定がどの程度がいいかということは、これは賠償金を設けないということは、これは賠償金

の関係もござりまするので、こうした猶予期間と申しましようか、を置いたということをござしまして、三年くらいあれば施設の改善等にも、資金の関係等もござりまするから何ができるのじゃないか、こういう考え方で設けたわけでござまして、さよに御了承願いたいと思います。

○政府委員(山口正義君) 先ほど御指摘の付則の猶予期間ということにつきましては、これは一応私どもの方で考えておりますのは、旅館、ホテルなどの施設について基準と合わないといふときには三年間は一応猶予する、たゞえばこれは具体的な政令の問題にならぬと存じますけれども、部屋の大きさとか、部屋の数とかということでござまして、そうして三年間たちました上、さらに今度は第七条の二を適用いたしまして、改善命令を出して、そしてその間にも一定の猶予期間を要くということで、先ほど田村先生の御指摘のありましたように、あまり無理をうしてその間にも一定の猶予期間を要するのいかないようになりますが、そういうふうに考えるわけでござります。ただ学校周辺百メートルという条項につきましては、これは法施行と同時に適用になるわけでございますが、その際に教育委員会等の意見を聞いて、それが、風紀を害さないように一応考えて運営をやっていかなければならぬ、というふうに考えております。

○藤田藤太郎君 今のお話を聞いてみると、環境衛生その他の設備の問題で三年間で、何ですか、旅館の位置そこでものについては、直ちにこの法律施行と同時に、教育委員会その他と相談してやるんですか。この法案を見るところ、そういう立合になつてないが……。

○政府委員(山口正義君) ただしまし
の言葉が足りませんでございまし
が、新規に百メートル以内に作りま
るのはそういうふうにいたします。
それをすぐ適用するというわけでござ
ります。

○高野一夫君 関連して。学校の
メートル制限に大学を除くとしてある
第八条に、大学の学長が、それに
当するような仕事の内容を発見した
場合は申請をして適当な処置をこいね
う場合があり得るというようなこと
が出てるのであります。これはどう
いうわけでこういうふうになるのかと
その点を一つ承わりたい。

○政府委員(山口正義君) 一応大学
除きました理由は、大学生になる年
になりますれば、いろいろな風紀問
題に対する判断能力も出てくるとい
ふうに推定されますので除いたわけ
ございますが、それにもかかわらず
大学の学長がいろいろ意見を言ふと
うようなことにつきましては、これ
大学付属のいろいろな小学校、中学
というような問題が起り得るとい
うことで、そういうふうに一応考えたわ
でございます。

○高野一夫君 私の考え方には、むし
ろその年ころになつた大学の学生なん
の方がこういう点についての物の見
方がより敏感になつていいやしないかと
うので、むしろ若いほんとうの青少
年よりは、むしろ大学の学生、大学に
う者の方がどうもあれは少しあそこ
あやしいとかどうとかいうことを感
やすい。そうなりますれば、むしろ
はりこの大学というものも、どうせ
条の二があるならば一緒に考えて差
つかなかつたんじやないかとい

の利用の基準になるのか、それをついでに伺っておきたい。

○政府委員(山口正義君) これは先ほどの田村先生、山下先生からの御指摘によりまして、資料として現在考えております政令の案を提出することにいたしているわけでござりますが、一応……。

○高野一夫君 それじゃあけつこうです。

○横山ブタ君 開通ですか、今周生省当局のことを伺つてますとまあ百メートル以内とか、あるいは大学生とかつて言いますけれども、旅館というところは原則的に言つたならば、学校の隣りにあっても何ら差しつかえないところであるべきはずなのに、ところが、厚生省当局では、もう旅館は春宿の変形であるということに前提を置いた今度の改正なのでござりますか、これは、○国務大臣(神田博君) ただいま横山委員のお尋ねでございますが、決してさようには考えておりません。ただ何とといまいしましょうか、教育関係のすぐ隣りにあっても、これはまあその旅館の立地条件が適当な場合もあり、そういうない場合もあるうかと思いまして、まあできるだけ一つ避けた方がいいというような考え方を持たるのでございまして、学校の周辺にあるものが今おしゃつたような意味で私ども避けたと、こういう意味でないことを御了承願いたいと思します。

の使い方とか、部屋の使い方とか、小さな部屋とか、大きい部屋とか、いろいろなお話がありますが、大きい部屋でも風紀を乱そうと思えば何ぼもできる。また、その使い方にしましても、正常なる人がまじめな商談をするために二時間なら二時間で使うこともあります。一体どうしてそれを判定されるのか、また、これにからんで臨検その他をされる意思があるかどうかといふことを、一体どうして臨検もせずにわからぬからか、これがまあ非常な重要なあれだと思うのであります。が、その点をどうしてこれが正常なあり方であるが、不正常なあり方であるかといふことを御判定になるその基準と方法を重ねて、わざわざお聞きたいと思います。

は考えていないわけでござります。それから私先ほど、あるいはそういう発言をいたしておりましたら訂正させていただきたいと存じますが、部屋の大きさで善良な風俗とか何とかいうようなことは、今回の法改正では一応考えていないのですございまして、先ほどもお答え申し上げましたように、この善良な風俗を害するかどうかといふようなことにつきましては、第四条の第三項の政令、これは資料として提出いたします。その政令の中にいろいろな広告の方法とか、あるいは中の備えつけているいろいろな文書とか絵画とかいふようなもの、あるいは浴場の利用方法、あるいは部屋の使い方というようなことについて一應の基準を定めたいと、そういうことによつて善良な風俗が害されないように規制していくべきだということをございます。それからもう一つは、先ほども申し上げましたように、第八条によりまして善良な風俗を害するようなことで、その旅館の商業に関してそういう風俗関係の罪を犯しました場合には、その許可を取り消すというようなことで規制して参りましたいというふうに考えておりまして、部屋の大きさでこれを規制するといふようなことは全然考えておりません。

話を持ち及ぼす範囲においてお取締りとし
うことになるのじやないかと思うので
すが、あくまでもその——売春法の場
合でもいろいろ私どもお聞きいたしま
すというと、寢室の中まで入って干渉
するつもりはないのだと、こういうお
話、ただそういう旅館の営業のあり方
が第三者の公衆に対しまして風紀を乱
したと思われるようなふうな影響を与
えた場合のお取締りではないかと思う
のであります。あくまでもその旅館
の中のことについていろいろお考えに
なつていらっしゃるのですか、その点
をはつきりしていただきたい。

○政府委員(山口正義君) その点は、
ただいま榎原先生が御指摘のよう、
外部に対する影響が主となるわけでござ
います。私先ほど、旅館内の浴室の
使い方といふようなことについて一応
考えております。そのようなことを申
し上げたわけでございますが、それは
まあ男女混浴といふようなことを行わ
せないようにするというようなことを
きめたいというふうに一応考えておる
わけであります。しかし、それが混浴
しているかどうかというようなことを
臨検するというようなことはいたさな
いつもりでございます。一応そういう
規定だけは考えたらどうかというふう
に考えておりますが、主眼点は、ただ
いま榎原先生から御指摘になりました
点に重点を置かなければならぬとい
うふうに考えております。

が、あまりこの両方はつきりとおねらいになるために非常にこの法律の性格が明確を欠いてきてはいる。こういうふうに考えるのですが、これは一つ大臣に伺いますが、一体これは目的はどうちを主目的としてお考えになつて法律をお出しになつたのか。

○國務大臣(神田博君) これはまあ最初に山本委員のお尋ねにもお答えいたしたのでござりますが、旅館業法の正常なあり方、厚生省の指導監督という考え方から申しますと、これは公衆衛生といふものが主眼としてこの法案が実は生まれてきたわけでございまして、その趣旨に沿うよういろいろ施設の改善、こういふことをねらつて参つたのでござりますが、その後、売春防止法案の通過等によつて、一部正常な旅館業が風紀的な面を一つ考えなければならぬことがでてきてきたのじゃないか、そこでそれを取り入れて一つ旅館全体が風紀を乱さないようにしたい、まあ全体といいましようか、一部の風紀の乱れることを救いたい。全体としての旅館にはその心配が薄いのですが、一部そういうような旅館ができそうだ、そこでそれを事前に一つ押えたい。あるいは、もうすでにございますが、一部そういうような旅館ができそうだ、そこでそれを事前に一つ押えたい。あるいは、もうすでに相当事後になつておるかもしれませんのが、そういう風潮が生じて参つておりますから、それを押えたい。こういうふうに一つ押えたい。あるいは、もうすでに相当事後になつておるかもしれませんのが、そういふ風潮が生じて参つておりますから、それを押えたい。こういうふうに一つ押えたい。あくまでも旅館業法は私どもは公衆衛生の面から考えていいました。しかし、一部そういうふうな公衆衛生の面からだけでは防ぎ切れないとなんでございます。あくまでも旅館業法はあるようだから、風紀面も加

えてその一部の旅館業については今申し上げたようなことでやつて、いきたい。そこで、さつきいろいろと、一体それはどうして調べるのか、どうしてわざるのかといふようなことでございましたが、これは政府委員からも、今山口君からもお答え申し上げたように、臨検によつてそれを一つ取り締まるのだ、といふような考へは毛頭ないでございまして、おそらく風紀面でそういうようなことがあるかどうかということは、これはそのまま生まれてくると思ひます。その声が私は生まれてくると思ひます。そういう声が生まれてきてからやるのかと言われるとははだ手ぬるいようでございますが、今の私どもの考へ方から申し上げますれば、そういうことのないようになつて、いよいよ、その付近からやはり自然と生が生まれてくると思ひます。その山口君からもお答え申し上げたように、臨検によつてそれを一つ取り締まるのだ、といふような考へは毛頭ないでございましたが、これは政府委員からも、今山口君からもお答え申し上げたように、臨検によつてそれを一つ取り締まるのだ、といふような考へは毛頭ないでございまして、おそらく風紀面でそういう

ようなことがあるかどうかといふことは、これはそのまま生まれてくると思ひます。その声が私は生まれてくると思ひます。その山口君からもお答え申し上げたように、臨検によつてそれを一つ取り締まるのだ、といふような考へは毛頭ないでございましたが、これは政府委員からも、今山口君からもお答え申し上げたように、臨検によつてそれを一つ取り締まるのだ、といふような考へは毛頭ないでございまして、おそらく風紀面でそういう

なことだし、けつこうなことだと思ひます。そこで、さつきいろいろと、一体それはどうして調べるのか、どうしてわざるのかといふような考へは毛頭ないでござりますが、今ここで考へられることは、企業としての旅館の実態がどうなっている、あるいは公衆衛生的見地から、あるいは公衆衛生的見地から、旅館業者にされておらないという印象を受けた。これはやはり企業だから営業はできません。そうすると、企業としての見地は、当然この改正案の中には考慮を一顧だらかある。やはり企業だから営業はできません。しかし、私どもまだ正確な調査資料を持ちませんけれども、全国に六万八千のこうした旅館業者がいる。そうしてこれには従業員が総数三十九ぐら

いある、その中を分けていくといふこと、男子の従業員が五万人、女子の従業員が二十五万人、こうして考えてみますといふと、これは企業ですから、あるいは営業ですから、ただ取締りをやるだけではこの法改正はいけないと思ひます。それで基本問題は、私は

○山本義勝君 今御説明を聞いても先ほどから伺つております各委員の質問に対する御答弁等を総合して参りますといふと、やはり風紀と公衆衛生、こういう点からこの法改正の基本的な目的が発生しておると思ひます。そこで、たとえばこうした見地から、第四条の改正で部屋割り、あるいは浴室その他設備等の改善、さらには部屋の使い方といふところまでいっておるが、これはやはり営業ですから、利潤を無視して、あるいは企業の成り立たないといふ意味で、私当初から申し上げたように、旅館を開いておる、そし

て、あるいは公衆衛生的見地から、旅館業は完全できないと思う。そういう意味で、私当初から申し上げたように、旅館を開いておる、そし

て、あるいは企業の成り立たないといふことは、私はこれはもう今後ますます大事なことである。そこで旅館の持つている役割といふものは、私は今後もますますこれは尊重していかなければならぬ、こう考へておるといふと、いうお考へ方、これは当然必要

です。しかし、一面において、その正常な旅館業が宿泊を目的としたものですが、ところが、この中で私はもつばら取締りのみが問題になつてしまつて、あるいは公衆衛生的見地から、あるいは風紀の問題から。ところ

が、これはやはり営業で、もうけない、やはり企業だから営業はできません。そうすると、企業としての見地は、当然この改正案の中には考慮を一顧だらかある。やはり企業だから営業はできません。しかし、私どもまだ正確な調査資料を持ちませんけれども、全国に六万八千のこうした旅館業者がいる。そうしてこれには従業員が総数三十九ぐら

いある、その中を分けていくといふこと、男子の従業員が五万人、女子の従業員が二十五万人、こうして考えてみますといふと、これは企業ですから、あるいは営業ですから、ただ取締りをやるだけではこの法改正はいけないと思ひます。それで基本問題は、私は

○山本義勝君 今御説明を聞いても先ほどから伺つております各委員の質問に対する御答弁等を総合して参りますといふと、やはり風紀と公衆衛生、こういう点からこの法改正の基本的な目的が発生しておると思ひます。そこで、たとえばこうした見地から、第四条の改正で部屋割り、あるいは浴室その他設備等の改善、さらには部屋の使い方といふところまでいっておるが、これはやはり営業ですから、利潤を無視して、あるいは企業の成り立たないといふ意味で、私当初から申し上げたように、旅館を開いておる、そし

て、あるいは企業の成り立たないといふことは、私はこれはもう今後ますます大事なことである。そこで旅館の持つている役割といふものは、私は今後もますますこれは尊重していかなければならぬ、こう考へておるといふと、いうお考へ方、これは当然必要

す。しかし、一面において、その正常な旅館業が宿泊を目的としたものですが、ところが、この中で私はもつばら取締りのみが問題になつてしまつて、あるいは公衆衛生的見地から、あるいは風紀の問題から。ところ

が、これはやはり営業で、もうけない、やはり企業だから営業はできません。そうすると、企業としての見地は、当然この改正案の中には考慮を一顧だらかある。やはり企業だから営業はできません。しかし、私どもまだ正確な調査資料を持ちませんけれども、全国に六万八千のこうした旅館業者がいる。そうしてこれには従業員が総数三十九ぐら

いある、その中を分けていくといふこと、男子の従業員が五万人、女子の従業員が二十五万人、こうして考えてみますといふと、これは企業ですから、あるいは営業ですから、ただ取締りをやるだけではこの法改正はいけないと思ひます。それで基本問題は、私は

○山下義信君 私の質問の順番が参り、あるいはまた、旅行者を対象としないで、よく伝えられる温泉マークと

いうような、風紀を乱しておるというところ、その禁止の規定を励行することのできないような基準を設けてみて、いたずらに混乱させてみたところで、

しようがない。たちまちこれは全般的に除外例をお考へになるのかも知れませんけれども、温泉地等におきましてはそういうことまで果して規定ができるかどうか。男女混浴とは、たとえば旅館内のふるの中にだれが入るかといふこと、だれは入ってはならぬといふこと、だれとだれとはいかぬというようなことでも果してこれは規定をなし得る価値があるかどうか。私はそれありますから、いろいろな政令等の内容についても文書としてお出しを願いたいと、こう言つた。非常に重大です。これはまあ一例であります。私も今晩考え方としていただく。それから風紀の取締りですね、風紀上の配慮がされてあるということは、よくわかる。その御趣旨はよくわかる。お互いにわかっていることなんです。ところが、その取締りというと、いろいろ御質問があるというと、取締りをするところとして美は少し……さつくばらされる法律になつておりますか。取締りのことに言及なさるのは、私は御答弁としては美は少しこうしますけれども、少し行き過ぎじゃないかと。本法は取締りを少しも規定していない、取締りは本法ではないのであるとおつしやつたならば、私はこれが正しい答えやつたなれば、私はこれが正しい答案じゃないか。もしそういう風紀を乱さないよう取締りをするとおつしやつたならば、その取締りの規定はどこにある、この法律の中で、この条文が取締り規定になつておるかと伺わなければならぬ。今のような、外部から見て何となしに

に除例外をお考へになるのかも知れませんけれども、温泉地等におきましてはそういうことまで果して規定ができるかどうか。男女混浴とは、たとえば旅館内のふるの中にだれが入るかといふこと、だれは入ってはならぬといふこと、だれとだれとはいかぬといふことでも果してこれは規定ができるかどうか。男女混浴とは、たとえば旅館内のふるの中にだれが入るかといふこと、だれは入ってはならぬといふこと、だれとだれとはいかぬといふことでも果してこれは規定ができるかどうか。男女混浴とは、たとえば旅館内のふるの中にだれが入るかといふこと、だれは入ってはならぬといふこと、だれとだれとはいかぬといふことでも果してこれは規定ができるかどうか。

こんな風に言つて、これは非常に非科学的です。そういう行き方は私は法律的でないと思うのです。それは昔の徳川時代のおかっぴきといつて、聞き込みでな行き方は、これは非常に非科学的ですよ。そういう行き方は私は法律的でないと思うのです。それは昔の徳川時代のおかっぴきといつて、聞き込みでな行き方は、これは非常に非科学的でない。取締りは本法ではない。取締りはな行き方は、これは非常に非科学的でない。その構造いかんということ以外にはな行き方がやるような、昔のそういうふうな行き方というもので取締りをするといふと、こういう基本原則をお立てになると、大へんなことが起ります。そういう…………も、もしもそれ本法における風紀的に観察されるということではなくして、事實その犯罪がなくちやいの、そういうふうな配慮がされておる以上に、もし違反しておるということは、外部から見た限り、聞き込みや風聞や、そういうふうに観察されるということではなくして、

この法案で得ることは、許可の取り消し以外にはない。その許可の取り消しの根拠は明確にそういう違法行為が行われているということの事実以外に観察されるということではなくして、限てもなければ、報告事項でもなにか、そういうことのないようにならぬよに立入り検査とまではないけれども、立ち入って調べることができるところにもござります。そこでそれを基礎にして取締りをすると、それがたまに風紀問題でも見ることはできない。そういうことまではその当該吏員の監察事項でもなければ、権限でもなければ、報告事項でもない。そこで問題になるのです。しかし、そういうことは、この旅館業法の改正においてそれを基礎にして取締りをするところには私は出でないと、また、それは厚生省の行政でないと思う。それではつきりやはりきつぱりと、それはほかの方面で幾らでもやることができるのであります。私はやはり限界はきちんとしておく方がいいと思う。こういう法律を出したときにこれを基礎にいろいろ取締りをするのだとおつしやつたところでは、さういうふうな外部から見えてるということを根拠にしてマーケティングしていく。どう取り締まるか、どう摘發するか。それはできないことになつてゐる。さつきから臨検をしないとおしゃった。どのような聞き込みがあらうと、どのように周囲のものが評判しきら御指摘がありましたように、この旅館業法の改正案はいわゆる壳春旅館取締り法かと、こう書き直つて伺わなければならぬことになる。私は本法の規定はやはり限界があると思う。

○政府委員(山口正義君) 山下先生から御指摘ありましたように、本法の第一条の目的のところにもございますように、本法は公衆衛生上はいろいろな取締りをいたします。善良な風俗に関しても、そういうことが害されぬよう必要な規制を加えるということになりました。そこで、この公安関係のものにつきましては、その二つしかないと、それから見れば、本法には御指摘ございませんでしたが、決して話し合いはどういうふうになっておるわけでございまして、まあ同じことです。それがたまには、その二つしかないのかと思うのです。公安委員会あるいは国家警察と、話が立つたか、それをお話し下さる方が所定のことと設備をなして、それからあなたの方の所管ではない。保健所において保健所員が行つて見るのも、ただ基準に適合するかどうかという、設備

すことができるという、非常な戦時規定がおいてあるから、旅館業者は自ら基礎にしてどういう取締りをしようともわかるし、そういうことが何となしに見えるだけのものであつて、それを規定があるのであつて、それから見えるから、そう見えたというよう

生省には持つていない、こういう法律は作つた、こういう趣旨に一步を進めていますが、こういつた、実際効果をおさめるためにございました。

そこで私は間違して伺うのですが、厚生省はこの本法の実施について、もとよりこういう規定をなさる以上には、まだ、やはり御準備があつたから、自然大臣その他からもういうお答えが漏れたのだろうと思ひますが、取締りについて、公安委員会その他との交渉、すなわち警察行政方面と厚生省の方面と――この本法の実施取締りは厚

一例をあげましたが、政令の一応の案は、事實に基いて営業の許可を取り消すといふことをその犯罪事実が確定したときには、それがいろいろな基準をお受けになりまして、それが利用方法等についての一応の規制を加えて、その規制に違反した場合には営業の許可を取り消すといふことになります。従いまして、くどいようございますが、御指摘になりました通り、本法で風俗関係の取締りをするところではないといふうに警察権はそれの所管の法律に基づいて必要がある場合には行使するが、本法の施行について警察権の介入といふことはないといふうに警察関係と話し合いを十分済ませておるわけでござります。従いまして、くどいようございますが、御指摘になりました通り、本法で風俗関係の取締りをするところではないといふうに警察権はそれの所管の法律に基づいて必要がある場合には行使するが、本法の施行について警察権の介入といふことはないといふうに警察関係と話し合いを十分済ませておるわけでござります。従いまして、くどいようございますが、御指摘になりました通り、本法で風俗関係の取締りをするところではないといふうに警察権はそれの所管の法律に基づいて必要がある場合には行使するが、本法の施行について警察権の介入といふことはないといふうに警察関係と話し合いを十分済ませておるわけでござります。

それから混浴の問題は、先ほど私が

をあげました際に非常に言葉が足りませんでしたので、山下委員から御指摘を受けたわけでござりますが、一応考えております点は、家族ぶろとか、あるいはこれは表現が非常にむづかしいと思いますが、視界の見通せない広い浴場というような場合を除き男女混浴はやめさせるようなど、いろいろな考えは一応持つておるわけでござりますが、山下委員御指摘のように、政令を作ることについては十分考えると、御指摘でございますので、私どもの方でも十分その点は検討させていただきたいと思います。いわゆる浴場、これは施設の方面になつて参りますが、施設の設備その他について善良な風俗を害するおそれがあるというようなものにつきましては一応の規制を加えるのが筋ではないか。ただ混浴ということまで深く入るべきかどうか、混浴禁止というところまで入るべきかどうかといふ点については、御指摘もござりますので、十分検討させていただきたいと存ります。

法に基きまして措置を講じて行く話です。合意がついているわけでござります。
○山本經勝君 大臣にお伺いしたいと
思うのですが、先ほど、当初厚生省が
考へられた改正案がその後いろいろな
事情で変更されたことはないというお
話であった。ところが、これはたしかに
新聞の記事ですから、必ずしも大臣の
方で、あるいは当局の方でこういうを
うになつたかどうかわかりません。し
かしながら、これほどでかでかと各新
聞が筆をそろえて書き立てているの
は、これは単なる根拠のないことでは
なかろうと私は思う。ところが、いわ
ゆる見出しはそれぞれ違いますが、売
春禁止法との関係が一番この旅館業法
に関する改正の問題点として集約され
ている点では共通なんです。そこで改
正案が骨抜きになつて、重要項目が全
部削られるというような見出しもあれ
ば「旅館業法改正も骨抜き 先春防止の
穴ウメ策、業界の猛反対くらう」とい
うような見出しある。とにくく読んでみ
ますと、こういうことなんです。この
法案が最初の意図から大きく変つたと
いうことについて、事務当局に大きな不
満があることは確かだという表現が
されている。それからまた、融資あ
つてないけれども削られたのであるから
他意はない、こういうような要領にな
つてはいる。これを見ますと、必ずし
もこれは單に、今私が申し上げたよう
に、厚生省が最初もくろまれた旅館業

法に対する改正が何らかの形で変形をした実事というものは私はいなめぬと思いますが、この点まず大臣から一御説明をいただきたい。続いて局長の方からその談話についてのお話を願つておきたい。

○國務大臣(神田博君) その新聞は私も読んだ記憶がございますが、私の手元には旅館業者からの陳情も——これはおそらくどなたにもなかつたのだろうと思います。それからまた、その他の方からの陳情もこれは受けなかつたのでござります。そういう記事が突然出てしまつて、これは何かとどうようなことを話し合つた記憶がございますが、おそらく、これは私の想像でございますが、若い御熱心な記者諸君が、亮春禁止法の施行に伴つて旅館業法の改正をして、何かそこに一つ取締り力を強化するようなことを入れることを想像しておつたことが、そうでなかつたというようなことで、そういうことをお書きになつたのじゃないかと、これは私のまあ想像でござりますから、当つているかどうかわかりませんが、少くとも私どもの方で、私の手元におきまして御論議をされた際には、別にそういう骨抜きになつたというような、後退しなければならぬようなことをなかつたし、それから最近また、もつとつけ加えようというようなものもなかつたのでござります。

ただ一つさくばらんなお話を申し上げますと、この旅館業法の改正に伴いまして、警察当局との話し合いの際に、警察当局が介入したいという初め御希望があつたやに聞いておりましたのが、この旅館業法にはそういうことのない方がいいのじゃないかという話し

合ひができまして入らなかつたという
経過を私担当部長から直接聞いており
ますが、私この話し合いには、大臣同士で
そういう話をしたこともございま
せんので、私から申し上げますと、先
ほど申し上げましたように、すなおな
形でこの法案がここへ運んできてお
る、こういうふうに考えておりますの
で、ただいま申し上げたようなわけで
あります。

というようなことになつておられます。そういう原案を作成いたします過程におきましては、各省関係の折衝によってやるということは、これは常でござります。非常に原案が曲げられて不満であるというようなことを事務当局は考へておるというようなことはございません。

○山本經勝君 先ほどの局長のお話、それから大臣のお話にあつたことです、が、旅館営業の健全な経営ということことは、これは基本的に大事なことだらうと思います。単に業者というよりも、健全な経営の中でこそ初めて理想的な公衆衛生なり、あるいは風紀上の問題が行われていくというようなことになります。ところが、たとえば、公衆衛生的見地から見ますと、設備なりあるいは器具なり、あるいは器具の使用方法なり、旅館ですから食べもの等の取扱い、従つてそれらのものについての広範な検討あるいは調査というものがなされるでしよう。こういうふうになつてきます」というと、やはり一つには重大な関連をもつてくるのは、その健全な経営を、いわれるような監督指導のもので行え、経営の問題に関連をもつてくる、そこに関連があるからこそ、たとえば旅館営業に対する融資のあつせん等も、当初は厚生省当局、事務当局といいますか、そこで問題になつただろうと思う。これは当然あり得る筋だと思う。ところが、まあ、そういう点は今不満として取り上げられはしなかつたと言われますけれども、

考えてみますという、これはあり得ることだし、また、なければならぬことだ。单なる取締りだけが残つておつて、そうでなくして、そういう面の配慮がなされずに取締りを強行するということであれば、営業そのものが成り立たない場合もあるでしょう。また、ある場合には、風紀的見地でありますと、風紀的見地でありますと、その従業員、あるいは連込み宿と言われるような旅館においては、側から入ってくるでしょ。ところが、そうでなくして、売春取締法が実施になりますというと、今言われておることは、赤線、青線区域等の婦女の従業員、従業婦が、旅館や、あるいは旅館のみではなくして、料理店、觀覧、こういったようなところへすんずん流れ込んでくるのじやないかということになつておるようです。ですから、風紀上の問題を取り上げられておることは、陰に陽にあります。これはもう私が單にここで申し上げるだけじゃなくて、一般の通念になつておるようです。

その要素が含まれておると判断しても私は不都合でなかろうと思いますが、そうなつておきますといふと、ここへ従業婦あるいは従業員としての婦人の待遇の問題が私は当然浮び上つてくると思う。これはどうせ本委員会で労働大臣等も出てもらつて検討を要する点だと考えますが、最近、いや現在に至つても労働基準法は守られておらない。この旅館営業に従事をしている婦人、ことに婦人ですが、婦人の場合は、いわゆる基準法の時間の規制もなければ、事実上夜も夜通しということ

なんです。睡眠時間はわざかに三時間、最大限度三時間しかないということだ。单なる取締りだけが残つておつて、そうでなくして、そういう面の配慮がなされずに取締りを強行するといふと、その従業員、あるいは連込み宿と言われるような旅館においては、側から入ってくるでしょ。ところが、そうでなくして、売春取締法が実施になりますといふと、今言われておることは、赤線、青線区域等の婦女の従業員、従業婦が、旅館や、あるいは旅館のみではなくして、料理店、觀覧、こういったようなところへすんずん流れ込んでくるのじやないかということになつておるようです。ですから、風紀上の問題を取り上げられておることは、陰に陽にあります。これはもう私が單にここで申し上げるだけじゃなくて、一般の通念になつておるようです。

その要素が含まれておると判断しても私は不都合でなかろうと思いますが、そうなつておきますといふと、ここへ従業員としての婦人の待遇の問題がなつておるようです。そこで、従業員の生活の保障という問題にも関連を持つておるが、厚生省当局としては、そういう点についての御配慮はどのようになさつておるかといふことをいま一度明確にお答えを願つておきたい。

○國務大臣(神田博君) 今の山本委員のお尋ねでありますするが、私もよく気持がわかるのでありますて、この法案の立案の際にその点にわたりまして、その立派の改善がなされておるかといふことをいま一度明確にお答えを願つておきたい。

○山本經勝君 今のお話で、融資等についてのお考え方には、まだ充実されておらない、つまり公衆衛生といふ見地から言われた。施設の改善あるいは器具、その他を含む改善が必要なあつた。それから今まで、いわゆる労働省と

所屬する旅館、それからその他の旅館、いわゆる普通旅館、こういうものの中にも出でるようですが、この従業員数というのはわからない、推計数字でありまして、この従業員は総数何

ろ設備の改善によつてある程度採算上問題、そういうことになつても、弊害は今申とさえ言われておる。賃金に至つては、固定給が出されているものはごく一部分、そうして全くチップや歩合でもつて生活をやつておる、そういうような実情に置かれておるということを聞いております。ですから、そうなつてきますと、今言われる、この法律を改正することによって公衆衛生を確保して、それから風紀の問題を改善するのだと、いうねらいの方に、監督指導が強化され、あるいは悪く言えば、臨検等が行われる、こういうことになる。そういう半面では、その企業に対する擁護の措置が何もない、こういうことになつてくると思つうのです。これら辺が私はどうしても納得のいかぬ点なんです。私は今この企業としての営業を成り立たせるということは、その企業の中でも働く従業員の生活の保障という問題にも関連を持つておるが、厚生省当局としては、そういう点についての御配慮はどのようになさつておるかといふことをいま一度明確にお答えを願つておきたい。

○國務大臣(神田博君) 今の山本委員のお尋ねでありますするが、私もよく気持がわかるのでありますて、この法案の立案の際にその点にわたりまして、その立派の改善がなされておるかといふことをいま一度明確にお答えを願つておきたい。

○山本經勝君 今のお話で、融資等についてのお考え方には、まだ充実されておらない、つまり公衆衛生といふ見地から言われた。施設の改善あるいは器具、その他を含む改善が必要なあつた。それから今まで、いわゆる労働省と

所屬する旅館、それからその他の旅館、いわゆる普通旅館、こういうものの中にも出でるようですが、この従業員数というのはわからない、推計数

人おるか。それから男女それぞれくらいである。こういうようなホテル、旅館等についてある従業員の実数、こういうものを「あわせて資料として御提出方を願つておきたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) この際、おはかりしたいたことが二件ございます。

旅館業法の一部を改正する法律案の審査のため参考人から意見を聽取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 期日は四月二十三日といたしまして、参考人の入選、手続その他につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 次に委員長が委員会を代表して意見述べるために、委員会に出席して発言するの件についてお諮りいたします。

昨十五日の委員長、理事打合会において協議いたしまして、ただいま内閣委員会において審査中の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本委員会の所管事項たる勞

働条件及び労働者保護に関する事項、特に公共企業体等の紛争に関する仲裁裁定に関連する事項でありますので、内閣委員会において本法案審査の際、委員長が当委員会を代表して出席し意見を述べることにいたしました。委員長、理事打合会において決定した通り、取り組むことについて御異議ございませんか。

○高野一夫君 私はそれはそういうふうに解釈しておらなかつたので、委員長が御自分の立場においてほかの委員会へ出て隨時一つ発言をしたい、こういうようなふうに私は理解したので、それは大いにかまわないじゃないか、こう申し上げたわけであつて、従つて、当委員会を代表してということに十分熟識した結果、とにかく一つの結論といいますか、方向をわれわれ相とももつた線でないと、委員会代表としての御発言は困る、従つて、千葉委員長が別立場において、議員としてお出になる分にはどうも差しつかえない、そういうふうに私は理解しております。

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。

〔速記中止〕

○委員長(千葉信君) 速記を始めます。

○委員長(千葉信君) 本日はこれをもつて散会いたしました。

午後四時十五分散会

第二班は、千葉委員長、勝俣委員、石川県下の厚生、労働行政施行状況について視察をいたしましたのであります。各地共詳細な資料を準備しておりまして関係者から熱心な説明と要望等があり、これを聽取したのち各地方の関係施設を視察いたしました。その概要並びに要望事項等を簡単に御報告申し上げます。尚視察箇所は新潟、富山、石川の各県庁、労働基準局、婦人少年室の外新潟県下においては

新潟保健婦専門学院 身体障害者更生指導所 富山県下においては 日本ガス化学株式会社工場 石川県下においては 小野陽風園 北日本紡織株式会社工場 国立石川療養所

以上の方施設及び失業対策事業現場の視察を行つたのであります。

一、生活保護法の実施、世帯更生資金の貸付、公益質屋の状況について

新潟県は新潟県一三、五八八(人員一千一百人)富山県六、〇五

人おるか。それから男女それぞれくらいである。こういうようなホテル、旅館等についてある従業員の実数、こういうものを「あわせて資料として御提出方を願つておきたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 次に委員長が委員会を代表して意見述べるために、委員会に出席して発言するの件についてお諮りいたします。

昨十五日の委員長、理事打合会において協議いたしまして、ただいま内閣委員会において審査中の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本委員会の所管事項たる勞

働条件及び労働者保護に関する事項、特に公共企業体等の紛争に関する仲裁裁定に関連する事項でありますので、内閣委員会において本法案審査の際、委員長が当委員会を代表して出席し意見を述べることにいたしました。委員長、理事打合会において決定した通り、取り組むことについて御異議ございませんか。

○高野一夫君 私はそれはそういうふうに解釈しておらなかつたので、委員長が御自分の立場においてほかの委員会へ出て隨時一つ発言をしたい、こういうようなふうに私は理解したので、それは大いにかまわないじゃないか、こう申し上げたわけであつて、従つて、当委員会を代表してと、いうことに十分熟識した結果、とにかく一つの結論といいますか、方向をわれわれ相とももつた線でないと、委員会代表としての御発言は困る、従つて、千葉委員長が別立場において、議員としてお出になる分にはどうも差しつかえない、そういうふうに私は理解しております。

○委員長(千葉信君) 速記を始めます。

○委員長(千葉信君) 本日はこれをもつて散会いたしました。

午後四時十五分散会

石川県二千四百万円であります。二三二五(人員一四、六二八人)であります。保護費は月平均額新潟県は七七、三三四、五五七円、富山県は三一、八〇一、八一三円、石川県は三三、五七九、四〇一円であります。

二、母子福祉対策、保育所の状況及び引揚者の援助状況について

母子世帯は新潟県二五、二〇五、富山県一二、〇〇〇、石川県五九、六五三であります。これに対し各県共母子相談員を置き相談相手となつてゐるのであります。即ち新潟県においては十六名、富山県は十三名、石川県は十一名の母子相談員が居りまして、大体相談員一人当一ヶ月平均取扱件数は三十件乃至四十件であります。

また福祉施設として母子寮、助産所、保育所を設ける外、県立の母子住宅(低賃貸)を建設して母子家庭の福祉を計つてゐるところもあります。

次に母子福祉資金の貸付状況は昭和三十一年度末までの貸付額は新潟県において七八、九二八、一〇〇円(四四六七件)富山県六一、一〇二、三〇〇円(三、七〇六件)石川県五四、六四〇、八〇〇円(一、九四八件)であります。この外新潟県においては新潟県未亡人子弟教育貸付金の制度を設け高等学校生徒に対して月額七〇〇円の貸付を行い、石川県においては県一般会計予算に五五七万円、特別会計に一四〇〇万円を計上して生業、生活、修学資金の融資を行つてゐる状態であります。

次に保育所については、常設及び季節保育所を設けて、働く母の

ための児童を収容して何れも実績を挙げているのであります。常設の保育所は新潟県二六三、富山県一三六、石川県二九六箇所あります。他に季節保育所を設け昭和三十一年においてて取容した児童数は新潟県二一、九二八人、富山県一三、二一四人、石川県二〇、七八四人となっております。尚新潟県下の保育所規則の際保育所の採用費の計上について考慮せられるよう強い要望があつたのであります。

引揚者の接護については昭和二十年の第十一回ソ連地区引揚者の引揚以降の状況は新潟県は五三六世帯(九三九名)に対し、住宅については一時収容施設入所七八戸の外は留守家族宅に落付いているが、その後必要に応じて公営住宅法によって特別取扱を行つておられ、就職の状況は希望者二〇〇名であつて、その中就職決定は一九四名、家事従事者一六三名、就職不要者六〇名。その他は縁故関係によつてそれぞれ就職している状況であります。

尚更生資金貸付は九七件四、五一、〇〇〇円であります。富山県の状況は引揚者二〇人のうち一五人が定着したのであるが差当つて住宅には困つてない状態でその就職状況は決定者三名、近く決定の見込の者二名、他は市町村において斡旋中であります。

石川県の状況は定着者四四名中自家のある者二三、間借一五、引揚住宅入居四となつております。就職の状況は決定したもの一

六、入院中五、希望のない者二三となつており、更生資金についての保育所は新潟県二六三、富山県一三六、石川県二九六箇所あります。他に季節保育所を設け昭和三十一年においてて取容した児童数は新潟県二一、九二八人、富山県一三、二一四人、石川県二〇、七八四人となつております。尚新潟県下の保育所規則の際保育所の採用費の計上について考慮せられるよう強い要望があつたのであります。

三、健康保険、国民健康保険その他各種社会保険の実状について、

健康保険の新潟県における事業所の数は五、五四二、被保険者一八、三六六人でありまして月平均報酬は一〇、一八六円となつており保険料徴収率は八八%であります。また、昭和三十一年における保険給付の支払は七四二、〇八〇、三四〇円となつてあります。富山県の事業所の数は二、六七六、被保険者一〇五、八三四人月平均報酬は男一、三〇〇円女五、八六一円、保険料の徴収率は九二%で良好な成績を示しております。昭和三十一年の保険給付支払額は三九一、八七八、三四八円であります。石川県の事業所の数は二、七〇五、被保険者六八、九五九人月平均報酬は一〇、五〇〇円、保険料の徴収率は九一%、昭和三十一年の保険給付支払額は四四八、五七一、八八二円となつています。

次に国民健康保険の普及状況は三県共良好な成績を示しております。新潟県においては市町村教一四二に対し実施市町村は一三七、普及率九六・五%で保険者数一六九、七七五人加入率七九・六%であります。が、保険税は限度に来ており、その対策が望まれています。富山県においては市町村教五三に対し実施市町村は五二、普及率は九八・一%、被保険者数は六

三四、〇〇〇人、加入率は六二%であります。過半数の保険組合は赤字に悩んでいる状態であります。石川県においては市町村教五三中実施市町村は四三、普及率は八一・〇%、被保険者の数は五四二、〇〇〇人、加入率は五四%となつてあります。次に船員保険の状況は新潟県においては船員所有者六八、被保険者七〇七、平均均報酬は一、四六八円、保険料の徴収率は八四・九%保険給付の件数二八、八九三、金額二三、〇〇一、〇九一円であります。富山県は船舶所有者六三、被保険者三二四、平均標準報酬九、三八三円保険料徴収率七九%、保険給付件数は六、一一二、金額一一、八三二二七五円となつております。

また、石川県の状況は船舶所有者の数四一、被保険者四二、平均均報酬率一二、一八八円、保険料徴収率五三%、保険給付金額は九、一四四、四四八円となつておられます。

次に厚生年金保険の状況を中心といたします。新潟県においては患者の届出数一〇、上昇します。新潟県における事業所の数は六、五五七、被保険者は一六六、一七二、平均標準報酬一〇、七五六円、保険料徴収率は九〇・八%、年金支給件数は一二、二五九、金額九一、〇五六、四四四円となっております。富山県の事業所の数は二、八八七、被保険者数は一〇二、六一七、平均標準報酬は一一、四二〇円、保険料の徴収率は九三・〇%、年金支給件数は三二七、金額五九、二五〇、四一八円となつております。石川県は

事業所の数二、八七六、被保険者八六、六八八、平均標準報酬一〇、五四三円、保険料徴収率は八九・〇%、年金支給額は三七二八三、三七一円となつております。

次に日雇労働者健康保険の状況について申し上げます。新潟県においては被保険者の数は九一、六二二であります。保険料徴収額及び印紙貼付額は一二、三三六、三六五円、保険給付件数は一五、〇七二件金額として一八、一六五、五二二円と

なつております。次に船員保険の状況は新潟県においては船員所有者六八、被保険者七〇七、平均均報酬は一、四六八円、保険料の徴収率は八四・九%保険給付の件数二八、八九三、金額二三、〇〇一、〇九一円であります。富山県は船舶所有者六三、被保険者三二四、平均標準報酬九、三八三円保険料徴収率七九%、保険給付件数は六、一一二、金額一一、八三二二七五円となつております。

四、結核及び精神衛生対策について結核対策についての状況は新潟県においては患者の届出数一〇、上昇します。新潟県における事業所の数は六、五五七、被保険者は一九四七人、富山県五、八〇〇人、石川県二一、七七〇人になつております。が、これに対し各県共健康診断を行い、予防接種を奨励行しております。昭和三十年度において新潟県の受験者八五三、四八六人中ツベルクリン反応被験者七〇、六九二人であります。内陽性者四八四、三九八人、更にBCG接種を行つた者一六九、三四八人となつております。富山県の事業所の数は二、八八七、被保険者数は五、八〇〇人、登録患者三二、〇〇〇人となつており全国平均万比四、九に対して四五を示しております。

五、環境衛生施設の状況及び家族計画施設の状況について

環境衛生施設の実施上必要な衛生監視員については定数少く、而も地方交付税の中に含めて地方へ予算が加えられている関係上これが実施に当つては遺憾の点多く取締上から見ても本費の如きは地方交付税から外して國の補助金として支出せられる様要望があり考究の要あるものと認められます。

清掃事業については特別清掃地域設定によつて整理に努めているのであります。が、何れも地方財政の実状から整備は進捗していない状態であります。新潟県の特別清掃地域は一九市二六町三村であります。新潟市は現在二五、屎尿消化槽は一であります。が、新設を要するもの、じん芥焼却場四二、屎尿消

予防接種受診率は三六・八となつております。石川県の患者届出数は二一、七七〇人であります。予防接種受診数は四六二、三八七人、ツベルクリン反応被験者三三一、七四人、BCG接種者七〇、六一〇人となつています。

次に精神衛生対策については各県共精神病床少く収容未済の患者相当数野放しとなつていている状態にあり新潟県においては長岡市に県立療養所建設中であるが、何れの県も入院経費(措置)二分の一国庫負担を全額国庫負担として、野放し患者の全面的な収容を希望いたしております。患者推定数は新潟県三七、〇〇〇人、富山県一五、〇〇〇人、石川県一四、三〇〇人となつております。

精神衛生対策については各県共精神病床少く収容未済の患者相当数野放しとなつていている状態にあり新潟県においては長岡市に県立療養所建設中であるが、何れの県も入院経費(措置)二分の一国庫負担を全額国庫負担として、野放し患者の全面的な収容を希望いたしております。患者推定数は新潟県三七、〇〇〇人、富山県一五、〇〇〇人、石川県一四、三〇〇人となつております。

化槽二四に対する経費七億円を要する見込であり、富山県にては特別清掃地域既定八市二五町であります。富山、高岡の両市では消化槽、浄化槽の新設を進めておりこれに対して助成金の下付を要望しております。また石川県においては現在三五カ所の屎尿浄化槽がありますが、昭和三十一年度において屎尿消化槽を金沢市及び山中町において建設中であります。

簡易水道の新設については昭和十二年度において新潟県は五四カ所経費二億八千萬円の計画がありこれが実現を希望いたしております。

次に族昆虫等駆除については各県共地域的な組織を以てこれが実現を希望いたしております。家族対策に努力しつつあります。

相談、受胎調節相談、人工妊娠中絶その他の相談を受けているのであります。更に受胎調節を主とした地区組織の設定しているところもあり、特別普及地区として厚生大臣の指定によるもの新潟県三、富山県一、石川県一五あたり、生活保護階層対策と低所得者世帯対策に重点を置いて家族計画の指導に当っている状況にあります。

六、国立公園の状況

新潟県下には四つの国立公園と一つの国定公園がありました富山県下には立山、黒部峡谷を含み中部山岳地帯の国立公園の四四・五%を占める国立公園があり、石川県

職業安定期所は新潟県一四、富山県八、石川県七であります。求職者数は新潟県約十万八千人、に対し県内求人数六万四千人、富山県は求職者約十万人に対し求人数は八万二千、石川県は求職者約十二万八千人に對し求人は九万三千人となっております。また日雇の職業紹介は求職延三百三十二万に対し就労は約二百萬、富山県は求職百二十万に対し就労は約九十五万五千、石川県は求職七十五万に対し就労六十七万四千となっています。

職業補導所については新潟県は九カ所、富山県は六カ所、石川県は七カ所において大体十種目程度について補導を行い、新潟県においては八三〇名、石川県においては四五五名を入所せしめております。新潟県においては総合職業補導所を長岡市に建設中であり、また女子職業補導対策として高田、直江津に簡易家事サービスを中心とした公共職業補導所を設置することとなっております。富山県における内職問題を母子対策を兼ねた労働対策として考究中でありますと共に通勤寮設置について国庫補助を要望しつつあります。石川

県においては四つの国立公園と一つの国定公園がありました富山県下には立山、黒部峡谷を含み中部山岳地帯の国立公園の四四・五%を占める国立公園があり、石川県下には立山、黒部峡谷を含み中部山岳地帯の国立公園の四四・五%を占める国立公園があり、石川

下には白山を国定公園として自然を保存するよう法的な裏付を要望しているものがあるが各県共施設の整備に要する経費少く地元からの投入した費用を加えても整備困難な状況にあり国費の増額を各県共同要望しつつあります。

七、職業安定、失業対策及び失業保険の状況について

職業安定期所は新潟県一四、富山県八、石川県七であります。求職者数は新潟県約十万八千人、に対し県内求人数六万四千人、富山県は求職者約十万人に対し求人数は八万二千、石川県は求職者約十二万八千人に對し求人は九万三千人となっております。また日雇の職業紹介は求職延三百三十二万に対し就労は約二百萬、富山県は求職百二十万に対し就労は約九十五万五千、石川県は求職七十五万に対し就労六十七万四千となっています。

職業補導所については新潟県は九カ所、富山県は六カ所、石川県は七カ所において大体十種目程度

について補導を行い、新潟県においては八三〇名、石川県においては四五五名を入所せしめております。新潟県においては総合職業補導所を長岡市に建設中であり、また女子職業補導対策として高田、直江津に簡易家事サービスを中心とした公共職業補導所を設置することとなっております。

八、中小企業の労働問題、最近の労働情勢及び労働金庫について

中小企業事業場は新潟県一四、五百〇〇、從業員約二十万、労働組合を結成しているもの五〇一組合

でありまして労働組合の結成が幾分遅れている状態にあります。富山県は事業場二三、四八〇從業員約八万、労働組合結成は一二〇であります。

昭和三十年の労働争議は新潟県二件富山県二六件、石川県三六件であります。また各県共大部分は賃金、諸手当の増額であります。尚

県においては国立総合職業補導所を石川県下に設置せられるよう要望いたしております。

次に失業対策事業の状況は新潟県においては日雇労働者の登録者

八千三百二十人中失業対策事業適格者を職業紹介した者七千三百九十八人であります。一日平均就労者數は五、八五九人となつております。

一月一人当平均就労日數は二三・二日となつております。

富山県の紹介数は三千六百九十九人、一日

平均就労数は二千七百十三人であります。また石川県においては昭和三十一年の一般失業対策事業に吸収した人員は、二八八八〇〇人、特

別失業対策事業に六八、四五二人、臨時就労対策事業に一〇五、三〇〇人となつております。

次に失業保険については新潟県においては適用事業所六、五五二一、被保険者一七六、二九四人保険料収納額三三、二五一、六八一円、

保険給付金二五一、二三〇、八三五円であります。富山県は適用事業所三、三二八、被保険者一〇九、七七六人、保険料収納額は三

一五、九九八、二五九円、保険給付金は七九、九六一、八一三円であります。

また石川県の適用事業所は三二二一、八五七、二六一円となつております。

九、労働基準行政について

労働基準法適用事業所の数は新潟県においては三四、三二五、労

働者数二八三、〇八六であります。

この中監督署勤務中の監督官は三四名に過ぎず十一の監督署を通じて行われる一人月平均十二日四、二〇〇の事業所程度の監督を行っており定員不足の状況にあります。

また富山県においては適用事業所一二、三九八、労働者数一五三、八八三、十人未満の事業所は

六〇〇%ということになつております。

九六の事業場を監督しているので

人二、四六五であります。予高金は三三、七二七万円、貸付高は二四、三三九万円であります。富山県においては労働金庫の出資金額一千五百六十八万円、加入数団体一五三、個人三七三、構成人員は六万二千五百十人となつてあります。また富山県の労働金庫は三〇三、九一七、五九八円、金高は三〇三、九一七、五九八円、貸付高二六四、一六一、三〇八円であります。また石川県の労働金庫の出資額は七百三十七万五千円、加入人数は団体一一、個人一四五三、個人三七三、構成人員は六万二千五百十人となつてあります。

四五三、従業員一九五、三八一人、労働組合結成四五六であります。

八、四六五であります。予高金は三三、七二七万円、貸付高は二四、三三九万円であります。富山県においては労働金庫の出資金額一千五百六十八万円、加入数団体一五三、個人三七三、構成人員は六万二千五百十人となつてあります。

また富山県の労働金庫は三〇三、九一七、五九八円、金高は三〇三、九一七、五九八円、貸付高二六四、一六一、三〇八円であります。

九六の事業場を監督しているので

あります。石川県においては適用事業所一四、一四八、労働者の数一五四、二四三、十人未満の事業場は全体の七八%であります。これに対し労働局職員は一〇一人(実人員九九)、五カ所の監督署に配置する監督官は二〇人であります。月平均監督日数九日、三、六七二の事業場を監督している状況でありまして本県も富山県も監督官の定員増加を要望いたしております。

次に取締の状況は法律違反を行つたもの新潟県においては昭和三十一年末における過去六カ月間の状況は違反事業場二、四一、件数八、三六一であります。その内容中危害防止に関するものが第一位を占め、五五八件であります。富山県の法違反事業所一、六三〇、一カ年間の件数六、二九〇であります。また、石川県の違反事業所は一、八九五、件数五、七一三件となっております。

賃金不払事件については新潟県下の分昭和三十年七一二件金額一八、三七七万円、富山県四二二件一五、一一一万円、石川県は昭和三十一年において二三二件金額において一五、六七八、六三七円となつております。

次に安全衛生の状況は土木、建築関係の工事が増加しこれによる災害発生多く、而も電源開発の大規模な工事が計画されて、いるため、安全作業訓練について事前の徹底的指導と対策について工事当局に特別の事故防止を構するよう要望を行つてゐるのですが三十一年中に発生した災害による

死亡は新潟県一三〇、富山県九六、石川県五七であります。八日以上上の休業は新潟県六、八二七、富山県五、〇六三、石川県一、七五七となっております。次にけい肺じん肺に対する昭和三十一年度の検診は新潟県一、一七一であつて内輕症と決定したもの九六、また富山県は検診二、四五三に対し決定一五五、石川県は検診三、四八八に対し決定五八七であります。

各県共労働者の衛生管理については定期的な健康診断の励行によって各種疾患の早期発見と予防対策を行つておるのであります。更にこれを強化してその成績を挙げるよう努力しつつあります。

次に技能者の養成については各県共養成所を設けて技能工の養成を行つており、新潟県においては養成所三五、職種一五、収容工七一終了者九六であります。富山県は養成所一九、職種七、収容工二九八、終了者三五五、また石川県は養成所三〇、収容工二七二、終了者七五であります。

次に労災保険の状況であります。新潟県における適用事業場は一四、五〇九、労働者は二三五、〇三二人、保険料徴収額は三六五、八〇〇、八三〇円、収納率九〇%支払補償費二三七、五〇二、二三八円であります。富山県においては適用事業場四、九七四であります。が、保険料徴収状況は二三六、〇一七、三一七円、徴収率九五%、支払補償費一六二、六四四、二七一円となつております。

また石川県の適用事業場は六、〇

五一、労働者数八七、五二三、保険料徴収額一三八、九九二、四七四円、収納率九四%、支払補償費一〇七、三五三、三五二円であります。

次に婦人少年室は新潟県は職員五、石川県は職員一、相談員一、協助員一五をそれぞれもつとして県は職員二、相談員一、協助員一五、石川県は職員一、相談員一、協助員一五をそれぞれもつとして次に婦人少年室は新潟県は職員二、相談員一、協助員一五をそれぞれもつとして

一〇、厚生、労働行政に関する中央通りであります。厚生問題につきましては、生活保護法の実施状況、母子福祉対策の状況、国民健康保険の実情、保育所の実情、結核、環境衛生、原爆被爆者等の対策及び国立公園の整備状況を、労働関係につきましては、雇用安定並びに失業対策、婦人少年室における業務の実情調査等であります。

以下各項に就いて簡単に申し上げますと、

先ず生活保護法の実施状況については、この北九州の三県は何れも石炭礦業地帯であり、長崎、福岡両県は造船、鉄鋼等の重工業地帯でもあるため、これの下請或は関連する中小企業も極めて多いので、我が國経済界の影響が直ちに反映して一度不況におち入ると被保護世帯が増加していることであります。

三県とも保護率は昭和二十八年度以降についてみると経済緊急政策に加えるに造船、石炭界の不況のため、又長崎県にあつては、戦時中の漁場の荒廃及び季ラインの設定のため、増加の一途をたどって、全国平均を上回つてゐる現状であります。

最近に至り造船及び石炭界の好況を迎え、関係産業もこれにともない

五二、労働者数八七、五二三、保険料徴収額一三八、九九二、四七四円、収納率九四%、支払補償費一〇七、三五三、三五二円であります。

次に婦人少年室は新潟県は職員五、石川県は職員一、相談員一五をそれぞれもつとして

一応全般的の説明を當局者に求めましたが、今回の調査では、比較的の重點を置きましたところは次の諸点であります。厚生問題につきましては、生活保護法の実施状況、母子福祉対策の状況、国民健康保険の実情、保育所の実情、結核、環境衛生、原爆被爆者等の対策及び国立公園の整備状況を、労働関係につきましては、雇用安定並びに失業対策、婦人少年室における業務の実情調査等であります。

以下各項に就いて簡単に申し上げますと、

先ず生活保護法の実施状況については、この北九州の三県は何れも石炭礦業地帯であり、長崎、福岡両県は造船、鉄鋼等の重工業地帯でもあるため、これの下請或は関連する中小企業も極めて多いので、我が國経済界の影響が直ちに反映して一度不況におち入ると被保護世帯が増加していることであります。

三県とも保護率は昭和二十八年度以降についてみると経済緊急政策に加えるに造船、石炭界の不況のため、又長崎県にあつては、戦時中の漁場の荒廃及び季ラインの設定のため、増加の一途をたどって、全国平均を上回つてゐる現状であります。

各県とも母子家庭の保護強化のため貸付金制度の外、母子福祉連盟の強化、未亡人相談所、市町村母子会の強化、母子寮の設置、母の就職を容易ならしめるための保育所の新設、咸は母子家庭資金貸付制度等各方面

面に亘って努力を払っているが地方財政逼迫の際充分な予算の計上が出来ないのが実情であります。又貸付金制度等の一時的救済により更生した母子家庭も相当数に上っているが、短期間に更生を期待することは困難であり、貸付金の償還状況も制度発足当時は八十%以上であったのが最近は次第に悪くなっている傾向にあります。これも元来償還が容易でない家庭であるから已むを得ぬことでありましょう。此の制度についても将来は参考の必要があると思われます。

次に各県下の保育所の実情についてみますと前に申し上げました如く母子家庭の増加のため及び石炭鉱業界が最近やや好転しつつあるとはいながらも石炭合理化のため廃山しない事業所もあり從つて多数の失業者も発生し要援護世帯も相当数あるので保育事業の果す役割は、時期的にも地域的のみで重要な性質を加えているので、各県とも最近はその増設並びに整備強化には努力している。併し地元の熱心な要望にもかかわらず地方財政窮乏の折柄、未設置の市町村が多い現情であります。児童福祉の向上と併せて防貧対策の一環として保育事業の強化は早急に考慮しなければならないものと考えます。

又、保育所の経営状況をみましても保護率は高率を示しておりますがこれは保育所が一般的に小規模のものが多く、ために経営コストが高いこと及び保護者の負担能力が低いことが原因であります。又保母の待遇についてみましても充分と思われないものが多く、保母の待遇改善も保

育事業強化のために考えなければならぬ点であると思われます。

次に国民健康保険の普及状況についてみますと福岡県は三十二年一月現在で六八%であるが佐賀、長崎両県は二十八年度以降年を追つて普及率は高くなっているが、全国平均より下回っている。特に長崎県は全国平均六七%に対し四七%という状態である。これは本県の地理的条件等特殊の事情に依るものと考えられますので将来これの普及には相当困難を伴うものと思われます。保険経済の状況についてみると各県とも國の助成により相当確立されつつあります。一方医療費の増加に伴い赤字となり憂慮されている例も出ております。國保の保険財政の確立が國保の普及に極めて必要なことになりますので國保に対する國の助成が必要になります。國保の保険財政の確立が國保の普及に極めて必要なことになりますので國保に対する國の助成が必要になります。國保の保険財政の確立が國保の普及に極めて必要なことになりますので國保に対する國の助成が必要になります。

次に社会保険に関して特に問題となつてるのは船員保険について、船員保険被保険者の韓国拿捕事件であります。船舶及び船員の全部が拿捕され船主が唯一一人残つて事業も運営不能となつてゐる例もあり保険料の徴収の不可能なのは勿論であります。又幸に被保険者が送還されても、抑留中の強度の労働及び栄養失調に起因して胸部疾患等に罹り、労働能力を全く失っている者も多くこれに對する保険給付等の問題もあり、船員保険経済に深刻な影響を及ぼしておきます。特に長崎県にあってはこの例が極めて多く、日韓問題が船員保険事業の運営上重大な支障となつております。

次に各県下の保育所の実情についてみますと前に申し上げました如く母子家庭の増加のため及び石炭鉱業界が最近やや好転しつつあるとはいながらも石炭合理化のため廃山しない事業所もあり從つて多数の失業者も発生し要援護世帯も相当数あるので保育事業の果す役割は、時期的にも地域的のみで重要な性質を加えているので、各県とも最近はその増設並びに整備強化には努力している。併し地元の熱心な要望にもかかわらず地方財政窮乏の折柄、未設置の市町村が多い現情であります。児童福祉の向上と併せて防貧対策の一環として保育事業の強化は早急に考慮しなければならないものと考えます。

又、保育所の経営状況をみまして

も保護率は高率を示しておりますがこれは保育所が一般的に小規模のものが多く、ために経営コストが高いこと及び保護者の負担能力が低いこと

も原因であります。又保母の待遇についてみましても充分と思われないものが多く、保母の待遇改善も保

次に結核対策の状況についてみると、各県とも結核による死亡率は逐年減少の傾向にあるが全国平均より見ると今なお相当上回つてゐる。特に福岡県においては昭和三十年は六三・四と全国平均を一〇・二も上回つており順位においても全国第七位の高位にある。先年厚生省で行った結核実態調査の結果をみると福岡県にあつては結核患者は十万余人、内要入院者は五万二千八百人と推定されており、長崎県では結核の病的所見のあるものは十万三千人、内要医療者は五万九千人の多数となつてゐる。以上の如く相當数の医療の必要ある者がいることが判明しているが、これが自己負担で何とかなつてゐる。以上の如く相当数の医療の受けられる者は極めて少なく殆んど絶ては各種社会保険、生活保護法、結核予防法の公費負担の適用によつて治療を受けてゐるのが実情であります。

次に結核対策としては予防接種、健康診断、患者の届出登録及び在宅患者の保健婦による指導、伝染防止等色々努力を払い相当の効果も上げてゐる。特に長崎県ではX線自動車の活動と併せて、レントゲン船を使用管内の離島の結核健康診断を推進している点は注目すべきであります。

又幸に被保険者が送還されても、抑留中の強度の労働及び栄養失調に起

因して胸部疾患等に罹り、労働能力を全く失っている者も多くこれに對する保険給付等の問題もあり、船員

保険経済に深刻な影響を及ぼしてお

ります。特に長崎県にあってはこの

例が極めて多く、日韓問題が船員保

険事業の運営上重大な支障となつて

おります。

又小倉市、戸畠市では共立の清掃

センターを初年度二千万円の起債を得て建設中であり大牟田市も

計画中であります。併しながら各

都市に近代的設備を持つ清掃セン

ターを設置することは多額の建設費

を要するので非常に困難な状態であります。

次に結核患者の発見が増加してい

るにかかわらず結核病床に空床を生

じているという皮肉な現象が表われ

ている。

堆肥化処理施設を研究し、これの施設に對し助成金を要請しているが、これは肥料として一举両得の方法であります。

次に蚊と蟻をなくす運動について

は各県とも少ない予算にかかわらず

県民運動として思想普及に力をそそぎ夫々相当の実績を上げてゐるが、蚊と蟻を根絶することは單なる組織の結成や住民に対する教育の普及であります。これの後保護施設も考へなければならないと思ひます。

次に環境衛生対策関係についてみる

と福岡県は筑豊炭田及び北九州の重工業地帯を包含してゐるので保健衛生面において種々の特色と困難性を持つております。産業の発展に伴う人口の都市集中の結果は屎尿及び塵芥の近代的処理施設を必要とするが費用等の関係でこれの完備はなかなか容易でない、各都市とともにその処理に悩んでおります。又工場、鉱山等の集団住宅地は伝染病発生の温床となり勝ちあり、工場、事業所から排出する焦油、ガス、粉じん等の公害もあり、その防止対策が要望され昭和三十年福岡県公害防止条例が制定されました。公害の基準設定や取扱い方をお常に困難な点があるので、国において法制化されることを要望しております。

次に長崎における原爆被爆者の対策についてみますと、昭和二十七年四月の調査によると内科その他の潜在的障害を有する者を除いて外科的創痕を残した者の数は長崎市では

一、二八八名市以外の県内に七九三名で合計二、〇八一名となつてゐる。又昭和二十八年五月の障害者の調査の結果は長崎市で一、九三二名となつており長崎市以外の居住者の該当者を含めると約三、〇〇〇名と推定されている。これら被害者は種々の事情のため放置されてゐた。緊急に治療を施すべき障害者のあることも明らかにされたが、殆んど費用自弁による治療が困難であることが判明したので、公的治療の強力な実施態勢を整えるため昭和二十八年五月長崎市原爆障害者治療対策協議会を発足、治療対策を確立した。

次いで同年七月下旬から長崎大学医学部に委託して緊密に治療を要する患者を選び治療を開始した。治療資金については二十八年度は長崎市は五十万円を計上し、一般よりの寄附金及び募金も計二百余万元となつた。五月長崎市原爆障害者治療対策協議会を発足、治療対策を確立した。

次いで同年七月下旬から長崎大学医学部に委託して緊密に治療を要する患者を選び治療を開始した。治療資金については二十八年度は長崎市は五十万円を計上し、一般よりの寄附金及び募金も計二百余万元となつた。

次に被爆者は年々白血病や貧血症等のために死亡又は発病する者が出ているので被爆者の実態を把握するため昭和二十九年八月には一、八七四名の総合診察を行い、又三十一年二月には六、七三〇名の精検検査を行ない健康管理手帳を交付して、被爆者の健康管理に努めた。

次に原爆犠牲者に対する遺族接護法の適用状況についても確認者六、七〇二人で内弔慰金裁定済の者は五、九六一人であり尚今後該当者と確認されるものの推定人員は二、二五三名に及んでいる。併しながら現行接護法では軍需充足工場の下請事業所に従事していた者や、防空壕作業、家屋破損作業等の指定事業以外に出勤していた学徒で原爆のため死

亡した者は事実は認められるが公認資料の得られないために接護法の適用除外となつてゐる。これらの者約三、〇〇〇名は実質的に微用者や勤務者と何等異なる点はないので接護法の拡大適用が希望されている。

尚原爆被爆者の生活保護法の適用状況は長崎市においては五、一八世帯であります。

以上長崎における原爆被爆者対策の概要を申し上げましたが被爆市民は今尚、原子病の不安におそわれてゐる。長崎市では被爆者の治療・健康管理を実施しているがこれも多額の経費を必要とする。

従つて國の責任で解決するための法律制定を強く要望しておりますが先般制定された「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」は原爆被爆者の医療等に関する法律として規定されています。長崎市では被爆者の治療対策を実施しているがこれも多額の経費を必要とする。

次に国立公園の実情について申し上げますと雲仙国立公園は昭和九年三月我が国で最初に指定され、その面積は一万三千ヘクタール、島原半島の中心部に位置している。この山は地理学的には集成火山で今なお火山活動の余力を止めて温泉及び硫黄泉を噴出している。雲仙はその秀麗な自然とともに春のツツジ秋のモミジ冬の霧氷と広く国内外に知られ昭和三十年中訪れた利用者は百七十万五千人内外に内外に知られ昭和三四年には六、七三〇名の精検検査を行なわれた。併しながら現行接護法では軍需充足工場の下請事業所に従事していた者や、防空壕作業、家屋破損作業等の指定事業以外に出勤していた学徒で原爆のため死

亡した者は事実は認められるが公認資料の得られないために接護法の適用除外となつてゐる。これらの者約三、〇〇〇名は実質的に微用者や勤務者と何等異なる点はないので接護法の拡大適用が希望されている。

尚原爆被爆者の生活保護法の適用状況は長崎市においては五、一八世帯であります。

以上長崎における原爆被爆者対策の概要を申し上げましたが被爆市民は今尚、原子病の不安におそわれてゐる。長崎市では被爆者の治療・健康管理を実施しているがこれも多額の経費を必要とする。

次に国立公園の実情について申し上げますと雲仙国立公園は昭和九年三月我が国で最初に指定され、その面積は一万三千ヘクタール、島原半島の中心部に位置している。この山は地理学的には集成火山で今なお火山活動の余力を止めて温泉及び硫黄泉を噴出している。雲仙はその秀麗な自然とともに春のツツジ秋のモミジ冬の霧氷と広く国内外に知られ昭和三十年中訪れた利用者は百七十万五千人内外に内外に知られ昭和三四年には六、七三〇名の精検検査を行なわれた。併しながら現行接護法では軍需充足工場の下請事業所に従事していた者や、防空壕作業、家屋破損作業等の指定事業以外に出勤していた学徒で原爆のため死

亡した者は事実は認められるが公認資料の得られないために接護法の適用除外となつてゐる。これらの者約三、〇〇〇名は実質的に微用者や勤務者と何等異なる点はないので接護法の拡大適用が希望されている。

尚原爆被爆者の生活保護法の適用状況は長崎市においては五、一八世帯であります。

以上長崎における原爆被爆者対策の概要を申し上げましたが被爆市民は今尚、原子病の不安におそわれてゐる。長崎市では被爆者の治療・健康管理を実施しているがこれも多額の経費を必要とする。

次に国立公園の実情について申し上げますと雲仙国立公園は昭和九年三月我が国で最初に指定され、その面積は一万三千ヘクタール、島原半島の中心部に位置している。この山は地理学的には集成火山で今なお火山活動の余力を止めて温泉及び硫黄泉を噴出している。雲仙はその秀麗な自然とともに春のツツジ秋のモミジ冬の霧氷と広く国内外に知られ昭和三十年中訪れた利用者は百七十万五千人内外に内外に知られ昭和三四年には六、七三〇名の精検検査を行なわれた。併しながら現行接護法では軍需充足工場の下請事業所に従事していた者や、防空壕作業、家屋破損作業等の指定事業以外に出勤していた学徒で原爆のため死

亡した者は事実は認められるが公認資料の得られないために接護法の適用除外となつてゐる。これらの者約三、〇〇〇名は実質的に微用者や勤務者と何等異なる点はないので接護法の拡大適用が希望されている。

尚原爆被爆者の生活保護法の適用状況は長崎市においては五、一八世帯であります。

以上長崎における原爆被爆者対策の概要を申し上げましたが被爆市民は今尚、原子病の不安におそわれてゐる。長崎市では被爆者の治療・健康管理を実施しているがこれも多額の経費を必要とする。

次に国立公園の実情について申し上げますと雲仙国立公園は昭和九年三月我が国で最初に指定され、その面積は一万三千ヘクタール、島原半島の中心部に位置している。この山は地理学的には集成火山で今なお火山活動の余力を止めて温泉及び硫黄泉を噴出している。雲仙はその秀麗な自然とともに春のツツジ秋のモミジ冬の霧氷と広く国内外に知られ昭和三十年中訪れた利用者は百七十万五千人内外に内外に知られ昭和三四年には六、七三〇名の精検検査を行なわれた。併しながら現行接護法では軍需充足工場の下請事業所に従事していた者や、防空壕作業、家屋破損作業等の指定事業以外に出勤していた学徒で原爆のため死

年々増加の傾向をたどっている。これに對して三十年度下半期からは一般失業対策事業の外特別失業対策事業および臨時就労対策にも併せ施行することになり、現在一日平均四千三百名の失業者の吸収を行い、就労日数は月平均二十一日となつてゐる。

以上が労働市場の状況及び失業対策の概要であります。石炭合理化に伴う失業及び駐留軍の撤退に伴う失業の如く、特異な原因による失業の激増に対しても特例として国の全額負担による失業対策を地方では強く要望していたのであります。

次に各県婦人少年室の業務についてみますと婦人少年室は昭和二十二年労働省婦人少年室の設置に伴い昭和二十三年七月各县に労働省婦人少年室として発足、昭和二十七年に至り正規の労働省地方支局の一つとなつた。婦人少年室は婦人及び年少労働者の特殊な労働条件並びに労働問題を調査、或は啓蒙宣伝に関する業務を行つてゐるが、今回は特に売春防止法制定に伴う管内の実情等について説明を求めて調査を行いました。各县の少年室は僅少の予算と数名の室員に拘らず売春法の成立後本問題の社会的関心の高まるにつれ、売春防止の啓蒙活動に努力してきました。又婦人少年室に一名宛の売春防止のための相談業務を援助するバータイム制の婦人問題相談員が労働大臣より委嘱され室職員と協力することになつてゐるが一ヶ月にいき十日間の出勤分の予算しかないので充分な活動は出来ない状態にあります。併しながら売春問題の実情調査

に努めるとともに売春におち入る恐

のある女子及び更生を望む者に対し

て問題の処理、生活指導、その他必

要な措置を講じて転落防止、保護更

生に相当の成績を挙げております。

来る四月よりよいよ売春法も施行され婦人相談所、婦人相談員の活動が期待されているが、現在の予算

と人員で積極的な活動を期待するこ

とは困難な状態である。法施行を機に更生を要望する者が多く、殊に子供を抱えた從業婦の場合、子供の将来を考えて更生の意志は強いのであるから、その更生のために更に一段の強力な施策の実施が要請されてゐる。

以上が今回の調査の概要であります。尚各県の要望事項につきましては色々重要な問題も多数ござりますので何れ當委員会におきまして御審議煩わしく思つております。

以上御報告申し上げます。

厚生及び労働行政に関する地方の要望事項

(1) 福祉事務所職員の国庫補助制度

職員は社会福祉事業法により定数が定められているのであるが、地

方財政の逼迫によりその定数の確保が極めて困難な状況にあり、これがため、これら職員に過重な業務を負担させる結果となり、社員は社会的問題の改善、家庭の改善等の社会的問題に取り組んでいた。併せて問題の社会的問題の発展とともに社会問題に対する理解が深まつてき

た今日では社会慣習が次第に日に復しつつあり被保護者世帯も又ひとりこの社会環境から離脱できるものではなく、益々歳末には臨時の出費を要するものであるから年二回の期末一助扶助を設定されたい。

(2) 医療費公費負担の国庫補助率を8~10%負担せられるよう配意された。現在医療費の公費負担については、国庫は全治療費の1/4を負担しているが国庫補助率は小さくとも生活保護法並に80%にされるよう配意された。

(3) 精神衛生法による措置入院費の国庫負担率の引上げについて精神衛生法による措置入院費の国庫負担率を現在の50%より八

(4) 保健所国庫補助率の引上げについて保健所は公衆衛生行政の第一線機関であつて、極めて重要な任務を負っているにも拘わらず、その現状は施設、人員共に甚だ不十分であり施設整備機能の一段と向上を図る必要性を痛感されるので、保健所に関する補助率を従来の

1/3から1/2までに引上げ方御

配意された。

(5) 結核対策費の国庫補助率の引上

げについて、結核対策費の国庫補助率をもつて実施されるべきである。

(1) 定期健康診断及び予防接種

事務であるので人事管理の徹底を期するため、これら職員の設置に要する経費については、現行の生活保護指導職員制度と同様、國の責任において金額国庫補助の制度を設け福祉事務所職員の充分なる確保を期すべきである。

(1) 国民健康保険の充実について未実施市町村の再開を促進するための準備資金(趣旨普及、宣伝費及び調査費等)として相当額の国庫補助金の法定交付の措置を講じ、更に都道府県の指導機構を充実強化し国保事業の振興育成並に指導監督等特に国庫補助金等適正化の徹底をはかるため委託指導職員を増設せられた。

(2) 生活保護法による被保護者に対する期末一助扶助の設定について現行生活保護法の基準額においては最低生活が保障されているといえ戦後の混迷から漸く安定した今日では社会慣習が次第に日に復しつつあり被保護者世帯も又ひとりこの社会環境から離脱できるものではなく、益々歳末には臨的な出費を要するものであるから年二回の期末一助扶助を設定されたい。

実施主体別	使用者	学校長			施設長	市町実施義務者	県	国
		小学校	中学校	高等学校				
減免率 100%	100%	50%	100%	50%	1	1	1	3
減免率 100%	100%	50%	100%	50%	3	3	3	3
減免率 100%	100%	100%	100%	100%	3	1	1	3

並びに実施連絡費を2~3國庫負担せられるよう配意されたい。

現在(昭和三十一年度)は左記の如き国庫負担率をもつて実施され

れていますが

(6) 清掃事業費の国庫補助率の引上げについて清掃事業費の国庫補助率等の引上げについて

(1) 清掃事業費の国庫補助率の引上げ並びに対象施設の拡大

(2) 清掃事業費の国庫補助率に規制されている屎尿消化そ

のものが対象となっており補助率の四分の一である。

(3) そば混虫駆除事業の助成並びに地元社会の組織育成に国から

の助成

本事業の性格より個々の力では成果を挙げることは困難で結果した地域社会の組織力によってのみ成果は期待出来る。よつてこの組織の育成に国としての助成を計られたい。

(2) 地方自治体の担当職員の再教育と資格制度の確立

市町村の担当職員の内には早く二、三月で交代し永続性がなく本事業の推進に支障を来たしている現状よりして国において再教育を実施し資格制度を確立してポストの永続性を計らいたい。

(3) 速急に公害防止法を制定されたい。

(4) 家族計画特別普及事業について

現在の補助率三分の一又は二分の一では到底窮屈せる地方財政を考慮した場合困難であるから国庫補助率を十分の八又は全額国庫負担せられるよう御配意されたい。

(5) 実施指導員手当月一、〇〇〇円(一〇〇人受持)はあまりにも低額であるから現行の三倍増額方針配意されたい。

(6) 現行の算定基準一人年間三〇〇円であるが実状においてはペッサリーを平均として年二ヶ一大〇円、ゼリー一五〇瓦三九〇円、計五五〇円である、従つて算定基準を五〇〇円とされるよう御配意されたい。

(7) 低所得者に対する半額本人負担となつてはいるが、これらに対する徴収事務の繁雑と又本人負担額は到底望まれなく且本事業

の進展を図る上においても生活保護法による被保護者同様金額を公費負担により実施せしめるよう改定方を御配意されたい。

(8) 中小企業の使用者、労務者教育の推進に対する国庫補助について

中小企業における使用者、労務者は尚主従的、封建的関係に支配されることと多く共に近代的な労働問題についての知識経験に乏しく然に労務管理に対する無関心のため時に労使間に思わざる激しい紛争を惹起することがある点に鑑み、今後の労働教育は中小企業に重点を指向すべきである。

しかるに基準職安行政は国家行政であるに反し、ひとり労政行政が地方に委ねられている現状では右の如く重要な労働教育行政の万全なる推進は期しがたい。よつて右に対する国庫補助を要望する。

(9) 職業安定行政職員定数の増加について

職業安定行政の業務量は日々増加の一途をたどっているにかかわらず職員定数については何等増加の措置が講ぜられていない。窓口対人業務の特殊性と多忙に基因して職員の健康状況は要注意者以上が一一・六%を占め憂慮すべき事態にあるので早急に定員増加の方途を講ぜられたい。

(10) 職業安定所舎賃借費の増額について

軒舎は逐年改善を加えられつつあるが業務量の増加に基き狭隘と

取も事業も実施できない場合がある。

特に戦後急速建築した軒舎については、その殆んどが増改築の必要にせられており、又戦前からの建築物は耐用年数もすぎており業務運営上支障が大きいので軒舎營繕費の増額を配意願いたい。

(11) 失業対策事業費の補助率引上げについて

(理由)近時本事業の経済的効果の昂揚が叫ばれながら資材費の補助率は一・二であり、その対象範囲が限定されているため実際に一・二以下の補助である。従つて公共事業に於けるが如く工事実施に必要な資材は凡て補助対象とする等に改善をしなければ超過負担をしない地方公共団体の労働者の勤労意欲の昂揚にならないし経済的効果も上らない。

(12) 失業対策事業の労働者に対する援助について(労働省、大蔵省関係)(理由)賃金増給金として補助されているが地方公共団体はその負担に困難しているので全額を国庫補助とせられる。

(13) 臨時就労対策事業の失業者と完全に吸収するために事業認証前に地元労働あつ旋機関の意見書を提出せしめることに改められた。(建設省、労働省関係)

失業者吸収を第二目的として計画されている本事業が失業者発生地域乃至通勤範囲外で計画認証されている関係上、一部には労働あつ旋機に困難を極めひいては失業者吸

收も事業も実施できない場合がある。

從来厚生省当局により、国直轄事業ならびに県に対する補助事業が行われているが、その額が僅少のためこれら施設整備は遅々として進まない状況であつて、今後一般労働大衆や青少年の利用増進、また観光国策の發展をかるために必要と認められる。

なお、本県における昭和三十二年度國立公園及び國定公園事業の要望は次のとおりである。

(説明)本県においては別表のように、島群島の各一部が國立公園に、但馬海岸の一部が國定公園に指定されているがこれらの地区は京阪神の人口稠密地帯をひかえ、かつ外人観光客の利用も多いので、各種施設を早急に整備する必要がある。

地 区	事 業 費	事 業 内 容
六甲山地区	六、八〇〇千円	公園車道、駐車場、送電線、護岸、棧橋、脱衣休憩舍セントラル・ロッヂ
淡路由良地区	一〇、三〇〇	城崎地区
	六、〇〇〇	休憩舍、便所、歩道

(1) 山陰海岸(兵庫、鳥取、島根)の国立公園の指定促進について

(説明)

国立公園は、現在全国で二十カ所が指定されているが、裏日本側には「大山国立公園」の一ヵ所があつて、その指定されたが、これは「大山国立公園」の一つ所があるのみである。また海に関係のある国立公園としては、「陸中海岸」「富士、箱根、伊豆」「伊勢志摩」「吉野熊野」「瀬戸内海」「西海」等六カ所が指定されているのに對し、日本海側には一ヵ所の国立公園も指定されていない現況である。

(説明)「島根半島県立公園」として指定されているが、これら風景地を打つて一丸として、国立公園として総合的に開発する事が、觀光国策上最も効果的かつ能率的であり、また前述のように、國立公園の全國的分布上必要な措置と認められる次第である。

(説明)県立自然公園に対する国庫補助の要望について

厚生省においては、全国にわたり自然公園体系の整備をはかるため、國立公園國定公園のほかに、國立公園を指定するよう各府県に指示している。しかしながら單に指定のみではその効果をはかることは不可能であつて、指定に引き続き利用施設の整備を行わなければならぬ。

今般国立公園に準ずる国定公園の施設整備に対しては、昭和三十二年より国庫補助が出されると内定したようであるが、今後さらに県立公園に対しても同様の補助を出されるよう要望する次第である。

岡山県

(+) 世帯更生資金並びに医療費貸付資金に対する事務費の国庫助成について

昭和三十二年度から世帯更生資金の国庫負担を三分の二に変更され新たに医療費の貸付制度が創設される見込であるが事務費については全額考慮されていない状況で府県は事務費の全額を負担することとなるが少なくも二分の一を補助されたい。

(+) 精神衛生費の国庫補助率の増額

精神衛生費の国庫補助率の増額方について

地方財政の急迫に伴い措置入院費の予算化が充分に出来ないので精神障害者の医療保護の徹底を期し難い現状にある。

○○に引き上げられるよう強く要望する。

(+) 結核予防費の国庫補助率の増額

結核予防費に対する国庫補助率は、県に対して半額国庫負担であるが健康診断の拡充強化に伴い、市町村に対する補助額は年々増加し昭和三十二年度においては昭和三十一年度に比し約六百万円の増額を必要とし、結核医療費については結核医療基準の拡大、即ち外科手術対象患者の収容および、処

置に要する経費に対して、約三千万円の増額を要し地方財政に多大の負担をいたしているが、昭和三十二年度においても依然国の負担率の増額は期待する事が出来ない状態であるので、結核対策が国家的見地において解決すべき点に鑑み、この際国庫負担率を三分の二程度に引き上げられ、結核対策の円滑な推進を図り、之が効果を期するよう要望する。

(+) 社会保障制度の完全性樹立による結核対策の確立について

現行の社会保障制度、医療制度その他、諸般の制度に亘って根本的な改革を行わなければならないことを痛感する。それは膨大な数字に達する結核患者に対して公費負担額の増大する割合に比較して結核患者は減少してはいない様である。即ち結核医療は第一に国民の生活、労働、経済などと重大な関連性があるので一環した社会保障及び医療制度の樹立をはかること。第二にわが国経済力の現状から医療費の膨張化を防止し結核医療面の軽減をはかる為、予防施策に重点を置き之がセンターとしての保健所の要員及び施設の充実整備に、効率的な施設を中央において配慮する必要がある。

以上の観点から、次の施策を要望したい。(i) 在宅結核患者対策の強化について

病床の拡充などの措置も望ましいが、一面結核医療の方法が著しく進歩しつつある点を考慮し、放置されている多数の在宅

患者に対する生活及び医療についての対策が浸透せられるよう、生活の保護、適正な医療措置健康管理及び徹底など社会保障制度と医療制度の一貫した施策を樹立すること。

(+) 保健所指導施設の充足整備について
予防施設に重点をおく為には、保健所の機能の拡充強化が極めて緊要と考える。これが為に強化に期待したい。

(+) 医師及びX線技師の充実について
医師及びX線技師の充実について根本的な改善の措置を講ずること。その方法としては給与その他、待遇の改善、必要人員を確保する為専門的医員の育成。

(+) 諸設備の整備改善、X線装置の整備に対し結核対策費と併せて、国庫より補助するか又は、保健所運営費として現在の国庫補助率三分の一を半額程度に引き上げ、これが充実整備の促進を図る。

(+) 児童措置費の事務費限度額の増額について
措置費の事務費限度額算定の際の現員現給に本俸、勤務地手当、家族手当の合計額に期末手当、俸分を一割加算されておりますが、国家地方公務員においても期末手当が二・五割加算されており、現状に鑑み公務員並に二・五割加算を認められるよう要望します。

(+) 濱戸内海国立公園の諸問題について
現在の國保普及率は六七・七%でありまして、一二七市町村中事

額
国立公園施設整備に対する国庫補助は少額ながら、これにより県としても予算的に事業の推進が出来るので、毎年度継続されるよう御高配されると共にその増額に対しても格段の御努力を願いたい。

(+) 国立公園の管理の充実を期したい。
ト、現地の認識を深めて欲しい。

国立公園の保護管理の責任区別が国と県との間に判然としていない。当局として国自体が管理費の充実をはかるか、或は県が義務的に管理費の一部を分担する制度を望みたい。

広島県

(+) 国民健康保険事業特別会計に対する一般会計よりの繰入金を地方交付税(市町村分)の算定基礎である基準財政需要額算入について理由

国民健康保険事業の運営には健全な保険財政の維持に不断の努力を要するが、現在各市町村共年々増加する療養給付費に対する財源措置に苦慮しているところであります。住民の経済力からみて急激に保険税の増徴を行うことは不可能であり、いきおい特別会計である国保事業は、一般会計から繰入金によって辛うじて取支のバランスを保っているのである。

最近に至り一般会計である市町村財政も又、窮屈の一途を辿つている実情と、特に地方財政再建促進特別措置法の適用を受ける再建団体においては、法的にも或程度の制約を受ける等、特別会計に対する繰入れは困難な情況であり、市町村の国保会計は重大な岐路にあるといえます。

(+) 国立公園施設整備補助金の増額

へ、健康保険組合休養所の設置大会社の健康保険組合休養所を国立公園内に設置できるよう

にしたい。仲々むずかしい現状であるが積極的にその場合を指定して用地の取得が容易にできるようすべくである。

現地の利用の実体を充分認識して適切なる計画方法を講じて欲しい。

ト、現地の認識を深めて欲しい。

福島県

(+) 国民健康保険事業特別会計に対する一般会計よりの繰入金を地方交付税(市町村分)の算定基礎である基準財政需要額算入について理由

国民健康保険事業の運営には健全な保険財政の維持に不断の努力を要するが、現在各市町村共年々増加する療養給付費に対する財源措置に苦慮しているところであります。住民の経済力からみて急激に保険税の増徴を行うことは不可能であり、いきおい特別会計である国保事業は、一般会計から繰入金によって辛うじて取支のバランスを保っているのである。

最近に至り一般会計である市町村財政も又、窮屈の一途を辿つている実情と、特に地方財政再建促進特別措置法の適用を受ける再建団体においては、法的にも或程度の制約を受ける等、特別会計に対する繰入れは困難な情況であり、市町村の国保会計は重大な岐路に

ようとした。これは全国々立公园主官課長会議の際再三申出しているのだが実行されていない。

業未開始市町村は四〇、一部実施は一八であります。

医療保障制度確立強化の推進のため、國の施策に即応して、これら未開始市町村の解消を図り、県民皆保険を実現することは喫緊の要務であり、県としても普及促進四ヵ年計画により、強力にこの問題を推進したいと考えています。

然し乍ら、市町村一般会計よりの繰入金の問題は、現在事業実施中の市町村の国保運営上の大なる隘路であり、普及促進のためにも支障となつてゐる現状であります。

よつて、国保事業が市町村行政中に占める比重からみても、現行の地方交付税制度の基準財政需要額に、特別会計に繰入れられた額が算入されるよう法的措置をとつて頂くようお願い申し上げます。

要望に対する説明

(1) 定員法により引揚援護関係の定員が漸減されているが残存業務は処理困難なものであるから人員、機構を縮少せず急速なる業務の推進を因かられたい。

(2) 遺骨引取經費を増額されたい。
要望に対する説明

集団引揚の終止に伴い、生死不明未帰還者の速かなる調査究明を迫られ、これが解決には今後一層の困難を予想されている、この重要段階に直面して、調査機関を縮減されることは業務推進に支障を生じ復員処理の早期完了を期し得ないものである。

遺族等援護法及び傷病恩給遣族扶助料等の事務処理について引揚援護局関係の定員が減少された結果、遺族年金、弔慰金、傷

病恩給等の裁定事務が非常に遅延し、特に援護審査会の審議を要する裁定については最低一ヵ年、長期に亘るのは二ヵ年以上

の日時を要している現況である。尚これが裁定の促進についでは、傷病軍人、遺族等より強い要望がある。

(3) 未帰還者留守家族に対する留守家族手当の支給条件を遺族年金を受けるべき遺族と同様の条件に改正されたい。

要望に対する説明

未帰還者留守家族等援護法と、戦傷者死没者援護法とは、同じ立法精神に基いて制定されたものであるから法文(留援第七条、遺援第二十四条)において生計依存と生計関係との差異により其の該當範囲に著しい聞きがあり、受給上の不均衡を感じている。例えば未帰還者が二男以下である場合は、其の父母等は適用されない。

未復員者の死亡の事実が判明した場合、支給する遺骨埋葬經費及び遺骨引取經費を増額されたい。

要望に対する説明

明未帰還者の速かなる調査究明法によれば、遺骨埋葬經費として三千円、遺骨引取經費として二千七百円を遺族に支給されているが、遺骨埋葬經費は昭和二十五年十二月以来据置きとなつてゐるもので、現在に於ては之を以て葬祭を行うことは到底不可能であり、実情に即しないものであ

一、積雪寒冷の状況に応じた経費の一、積雪寒冷の状況に応じた経費の特別基準の設定加算

1 生活保護法による保護基準の改訂

保護の基準は昭和二十八年以來改訂がなく(三十二年度は多少引上げられる)特に積雪寒冷の継続度を考慮せねばならない。

冬期加算としての光熱新炭費

生活扶助に対する被服費

教育扶助の修繕費

教育扶助の通学用品等

2 保育所設置費関係採暖費の級地指定

県内の保育所を設置している五十四の市町村のうち四十一市町村が採暖費の級地の指定をもつた。

而し乍らこの地区は寒冷地給の五給地の指定をうけているので、当然採暖費の対象地区に指定すること。

而し乍らこの地区は寒冷地給の五給地の指定をうけているので、当然採暖費の対象地区に指定すること。

3 伝染病予防関係の国庫負担金の増額

イ、法定伝染病予防費国庫負担金交附基準のうち積雪寒冷の特殊事情を考慮し

常置職員費の算定に寒冷地手当を加え管理費の算定に光熱水料、燃料費、修繕費を夫々増嵩すること。

ロ、伝染病院隔離病室の建築費の国庫負担金の交附基準を寒

冷と豪雪に対応し、工事費の坪当たり単価の算定に用いる地域差区分で「地域を「B」地域

に格上げすること。

4 施設に対する補助金及び起債

額の早期決定

水道、し尿消化槽、病院その他社会福祉関係保護施設等の施設の建設に対する国庫補助金及び起債の許可等は毎年秋頃に見

透しが判明し内示が年末になされため、工事の施行が冬にな

れるため、工事の施行が冬にな

れている。

本県内は冬期間の工事施行は困難であり、仕上りも不充分であるので遅くとも八月以前に内示をすること。

5 公営の薬局の設置

冬期の交通不便を考慮し僻地無薬局町村に公営薬局の設置を

促進するため、設置及び運営に国庫補助をなすこと。

1 国庫補助貸付資金の事務費の補助

世帯更正資金、医療貸付資金及び母子福祉資金に対する事務費の国庫補助を新設、又は増額すること。

2 人件費の国庫補助の設定

現在地方交付税に含まれてい

る人件費を夫々特定の国庫補助率を現行二分の一を右同様の十分の八に切換えることにより窮屈した

地方財政のもとに於て減らされようとしている。

社会福祉の発展に最も必要な職員の人員の確保をはかるこ

と。

即ち食品衛生監視員と環境衛生監視員及び薬事監視員を保健

所費の補助に含め社会福祉主事、身体障害者福祉司及び児童

福社司を夫々国庫補助職員にすること。

3 保健所運営費の国庫補助率の引上げ

保健制度の成否は保健所活動の効果如何にかかること大なる状況に鑑み現在の地方財政のもとでの活動を促進するために

保健所運営費の補助率を現行三分の一から二分の一に引上げること。

4 結核対策等の国庫補助率の引上げ

現行制度のうち重要なとしてかつ國の責任大と思考される。

左記事業の補助率を引上げられたいこと。

イ、結核対策の医療費の国庫補助率を現行二分の一を生活保

護法と同様に十分の八によ

る。

ロ、精神衛生対策の措置、入院費に対する国庫補助率を現行二分の一を右同様の十分の八に引上げる。

八、受胎調節特別普及事業の器具品の配布に對する国庫補助率を生活保護所帶に對して

は現行二分の一を右同様十分の八とし低額所得世帯の二分の一の自己負担を無償とし国庫補助の現行一五〇円の二分の一を三〇〇円の十分の八に引上げる。

5 国庫補助事業の監督事業費の補助

国庫補助事業である市町村の簡易水道、し尿消化槽の工事の

監督指導の事務費と補助すること。

6 環境衛生施設の国庫補助金と起債の増額

イ、し尿消化槽の塵埃焼却場

都市清掃の基礎施設であるこの、し尿消化槽と塵埃焼却場は市町村の財政事情のために著しく設備が遅れる。

この促進のために、し尿消化槽の国庫補助を現行四分の一から三分の一は引上げ塵埃焼却場にも同様の補助を設置し起債枠を拡大すること。

7 水道

簡易水道及び上水道の整備を早急に促進する必要があるが国庫補助額と起債枠に限定され、市町村の要望の全部を満足しない。

8 土木

簡易水道と起債枠を大幅に増額すること。

9 未帰還者及び戦没者等の援護の強化

中国より一時帰國者の援護

一時帰國者の取扱いは未帰還より除外し帰還処理をしてい

るが一般帰還者の待遇（返還手当、物資、帰還手当等）を受け

いたためこれを一般帰還者と同様の取扱いをすること。

10 現地除隊者の遣族の援護

中国山西省関係の現地除隊者として処理を受けた者の遣族に

対しては戦傷病者戦没者遣族等援護法が適用されないため、この処理の取消しをすること。

3 戰傷病者、戦没者遺族等援護法の改正

イ、公務扶助料

軍人の遣族で公務扶助料を受ける権利、資格がなく且つ他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利者があるため、旧額の遺族年金を受給している者に対しその後公務扶助料権利資格者が全くなくなつた場合の遺族年金は改正後の新額に改定支給されるよう法改正すること。

ロ、遺族年金

旧陸軍共済組合員であった戦没軍属の遺族で同組合規則により給付を受けられないものに法を適用し遺族年金を支給できるよう法の改正をすること。

ハ、遺族年金等の不服申立の裁定

遺族年金、弔慰金却下に対する死因の公務性を主張する不服申立書の裁定、事務処理が非常に遅れているため、この促進すること。

四、診療報酬の適正化

現行単価は昭和二十六年十二月に設定されたものであるが、爾来賃金ベースの値上げ物価の変動等により、著しく均衡を失している。

五、労働行政関係

失業対策事業費国庫補助率引上げについて

六、地財法の適用

本県をはじめ県下主要市町村は地財法の適用をうけ財政の健全性を確保するため鋭意努力しつつあるが、これが失業対策の機械的となり、本来の医療技術は失われるに至り、医療技術の向上施設の改善は到底願ふられない状況であるので速かに一点単価の引き上げを行うこと。

態であるので速かに一点単価の引き上げること。

五、環境衛生地区組織の育成のための法制化

蚊とハエの駆除を主たる目的として地区組織が結成され、県内の人口の半数が組織化されているが、この健全な育成のための立法をお願いすると共に実践運動に當つての助成金の交付をお願いする。

六、国立公園関係

1 国立（国定）公園の施設整備費

國庫助成について

昭和三十二年度実施要望施設に対し國庫助成を願いたい。

2 施設整備の厚生省予算の増額並びに負担率の法文化

國立（国定）公園施設整備の厚生省予算は極めて僅少であり、都道府県の配分額は従つて微細となり到底整備を行うことが出来ないので、大幅の増額を願い、名実共に備わった国立公園を建設したい。

3 又施設費の国費、県費、市町村費の負担率が法文化されていないので県において事業費の予算処置が困難である。

4 労働行政関係

失業対策事業費国庫補助率引上げについて

五、児童措置費限度額の内容充実について

1 児童福祉施設職員の給与について

一般公務員に準ずる給与がなされるよう事務費の限度額算定基準のうちにこれを算入考慮されたい。

2 北陸地区における児童福祉施設に対する冬季間の児童の採暖費を事務費の限度額算定基準のうちにこれを算入考慮されたい。

3 児童福祉施設の収容定員に即する炊事婦の基準定員を事務費の限度額算定基準のうちにこれを算入考慮されたい。

4 養護、乳児、教護、精神、肢体不自由児施設等の職員に対する特別手当の支給を事務費の限度額算定基準のうちにこれを算入考慮されたい。

六、児童福祉施設の拡充について

保育所設置費に対する国庫負担金の交付基準額を設置せんとする当該施設設置費の実情に則するよ

う予算の増大を期せられた。

七、母子相談員の待遇改善について

況でありますのでこれが國庫補助率を原下全般に亘つて五分の四に引上げられるよう配意願いたい。

2 総合職業補導所の早期建設

長岡市に建設中の総合職業補導所は八補導種目（定員二七〇名）延約二、〇〇〇坪の建物を建築することになつて、が本年度は漸々建物約二五〇坪一補導種目が完成していないが、状況でこれでは益々増加しつつある入所希望者の要望に応え得ないので昭和三十三年度より全補導種目が実施できること。

3 労働行政関係

1 國立（国定）公園の施設整備費

國庫助成について

昭和三十二年度実施要望施設に対し國庫助成を願いたい。

2 施設整備の厚生省予算の増額並びに負担率の法文化

國立（国定）公園施設整備の厚生省予算は極めて僅少であり、都道府県の配分額は従つて微細となり到底整備を行うことが出来ないので、大幅の増額を願い、名実共に備わった国立公園を建設したい。

3 又施設費の国費、県費、市町村費の負担率が法文化されていないので県において事業費の予算処置が困難である。

4 労働行政関係

失業対策事業費国庫補助率引上げについて

5 児童措置費限度額の内容充実について

1 児童福祉施設職員の給与について

一般公務員に準ずる給与がなされるよう事務費の限度額算定基準のうちにこれを算入考慮されたい。

2 北陸地区における児童福祉施設に対する冬季間の児童の採暖費を事務費の限度額算定基準のうちにこれを算入考慮されたい。

3 児童福祉施設の収容定員に即する炊事婦の基準定員を事務費の限度額算定基準のうちにこれを算入考慮されたい。

4 養護、乳児、教護、精神、肢

6、児童福祉施設の拡充について

保育所設置費に対する国庫負担金の交付基準額を設置せんとする当該施設設置費の実情に則するよ

う予算の増大を期せられた。

7、母子相談員の待遇改善について

区域も極めて狭少となりつつあるので人口概ね十万每に設置するよう法を改正願いたい。

4、身体障害者（結核回復を含む）の義務雇用制度の立法化について

福祉は一応保障されているが最も重要な就職問題についての対策は未だ充分でないと認められるので、これが根本対策として身体障害者（結核回復者を含む）を事業場等において義務的に雇用するよう立法化せられたい。

5、児童措置費限度額の内容充実について

1 児童福祉施設職員の給与について

一般公務員に準ずる給与がなされるよう事務費の限度額算定基準のうちにこれを算入考慮されたい。

2 北陸地区における児童福祉施設に対する冬季間の児童の採暖費を事務費の限度額算定基準のうちにこれを算入考慮されたい。

3 児童福祉施設の収容定員に即する炊事婦の基準定員を事務費の限度額算定基準のうちにこれを算入考慮されたい。

4 養護、乳児、教護、精神、肢

6、児童福祉施設の拡充について

保育所設置費に対する国庫負担金の交付基準額を設置せんとする当該施設設置費の実情に則するよ

う予算の増大を期せられた。

7、母子相談員の待遇改善について

「母子福祉資金の貸付等に関する法律」を改正し、母子相談員を現在の非常勤より常勤として一般職の定数に繰り入れるよう取計られるとともに、この人件費に対する国庫負担金の復活を期せられた。

八、児童厚生施設設備費に対する国庫負担について

児童の健全なる育成上児童館、児童遊園地の設備費に対し法的に国庫負担の制度の実現を期せられたい。

九、保健所の整備強化について

保健衛生行政の第一線機関である保健所は地方財政の窮屈等の影響を受けて人的、物的に整備されず重要諸施策の浸透に大きな支障を来している実情にある。

この際保健所費に対する国庫補助の増額について特別の配意あらんことを要望する。

十、乳幼児対策の特別援助について

乳幼児死亡率の高率は諸般の原因によるものであるがこれを全国的に見ると積寒冷地帯である。

特に高率である実状に鑑み、この地帯に対し国庫補助の増額又は、特別の施策を講ぜられんことを要望する。

十一、精神衛生対策事業に対する国庫補助の増額について

精神衛生対策は公安上重要であるので地方財政窮屈の状況に鑑みこれが事業費に対し国庫補助の増額あらんことを要望する。

十二、特別失業対策事業実施地域の拡大について

失業対策事業の低能率を改善し失業者の労働力の維持保全と事業効果の一層の向上を図るために昭和三十年度から特別失業対策事業を実施されているのであります。本県における実施地域は富山、高岡、新湊、氷見の四市のみが指定されているため、労働市場及び同事業の進展、地方産業の発展上の見地から実施地域を拡大することが極めて緊要と考えられるのでこれが実現方特別の方法を講ぜられたい。

一、生活保護法関係について

1 現在生活保護法に基く、本府指導主事のみ国庫負担職員であるが福祉事務所勤務の社会福祉主事を全額国庫負担職員に法の改正を願いしたい。

2 行政事務費は現在二分の一国庫負担であるが八割国庫負担するよう法の改正を願いたい。

六、白山国定公園を是非共国立公園に指定されたい。

七、国立総合職業補導所を三十二年度に於て石川県に設置されるよう御配慮願いたい。

八、白山国定公園を是非共国立公園に指定されたい。

九、母子福祉資金の貸付限度、生業資金五万円を七万円に支度資金一万五千円を三万円に事業経費金三万円を五万円に引き上げられたい。

十、母子住宅の建設促進の為母子住宅六・一坪を八坪に増加して家賃七〇〇円を一、〇〇〇円以内にせられたい。

又建設費三分の二補助を全額国庫負担にせられたい。

十一、結核療養費は国民健康保険費支出中の相当額を占め年々増嵩する法律に示されている、母子相談員の非常勤を常勤制に改正し待遇改善と身分保証の確立を願いたい。

三、精神衛生対策について

1、薬事法改正について左の点考慮せられるよう要望する。

2、配置販売の出来る医薬品の定義を法文化せられたい。

3、配置販売業の定義を法文化せられたい。

四、保健所費国庫負担率を現在三分の一補助であるが二分の一乃至三分の二の補助に増額されたい。

五、結核に対する国庫補助率の引上げについて

1 現在生活保護法に基く、本府指導主事のみ国庫負担職員であるが福祉事務所勤務の社会福祉主事を全額国庫負担職員に法の改正を願いしたい。

2 行政事務費は現在二分の一国庫負担であるが八割国庫負担するよう法の改正を願いたい。

三、手術室の完備を要望する。

1 国立石川療養所患者代表 国立療養所医王園

一、國民健康保険の国庫助成金は概算交付及び翌年度に精算交付となつてあるが、概算交付すら百%の交付を望めないため保険者は療養費その他の支払に支障を來していいる状況にあるから早期年度内交付せられるよう要望する。

2 福岡県

(一) 保健所費国庫補助率の引上げについて

保健所は公衆衛生の第一線機関として国民生活に極めて密接不可分の關係にあるが国庫補助率は経費の僅か三分の一(人件費については補助単価低額のため三分の一にも満たない)に過ぎない現状にあり、他面地方財政はいよいよ過剰の度を加えつてあり、これら経費の負担にも堪えない状況にあるが、保健所業務の如き国の事務についてはその経費の大半は国において負担せらるべきものと思われるのではなくとも実支出額を基準とし

てその二分の一以上に当るよう補助率の引上げ措置を考慮せられるよう要望する。

(二) 結核医療費公費負担の拡大と補助率引上げについて

我国医療保障制度の確立は結核対策の如何にかかっているといつても過言でないところこれが医療費負担を承認したものは六一六、九七九件、二三六件うち実際公費負担を承認したのは六一六、九七九件、六八%に過ぎない。更に昭和三十一年の政令改正により医療費公費負担の対象の増大によって結核医療費公費負担の対象の増大によつて結核医療費公費負担の額が増大しなければならないことは到底困難な実情にある。

ここにおいて、現在の国庫負担の額が増大に伴つて結核医療費公費負担の額が増大しなければならないところであるが、窮屈せる地方財政をもつてしてはこれ以上の負担は到底困難な実情にある。

(三) 配置販売業の定義を法文化せられたい。

この制度が新年度から実施されるが、全国における低額所得者数は約一、〇〇〇万人と推定され、この内その貧困規模又は、この原因が疾病等と密接に結びついている階層は約四四%に達しているが、これ等の現状に鑑みにここの経費の増額を要望するものである。

なお、世帯更生資金貸付とも併

せて本貸付に伴う事務費の交付を要望する。

(四) 母子住宅の設置規準の改訂並びに増設について

(理由)

母子住宅については第二種公営住宅並びに母子寮の設置等種々対策は講じているが、現在の第二種公営住宅の規準にて建設される住宅は土地代及び建築費等の関係から比較的邊鄙な土地に建設されたため通勤又は職業等の関係からも不便でしかも不用心のため、母子世帯に歓迎されない情況であるので第二種公営住宅のうち母子住宅の分については特別の優遇措置を講ぜられるとともにこれが増加設置方を併せて要望する。

(五) 国民健康保険療養給付費国庫補助金を療養給付費総額の三割(現行二割)に増額されたい。

内 国民健康保険事務に要する経費を被保險者一人当一〇七円に増額されたい。

(理由)

未帰還者の調査究明に関する機構予算等を縮減しないよう配慮せられる。

イ、当県の二月一日現在の未帰還者は、一、八五四名であつて、その七割は実に生死について資料のない状況不明者である。即ち最も調査究明の困難なもののが残っているので先般來の集団帰國終了によつても作業量の減少は殆んど期待できない。

ロ、これ等状況不明者の究明に最後の一人までしかなるべく早く終了されるよう最善を尽すことを

とは、留守家族の要望でもあります、人道上の問題である。また國として責任を尽すため当然のことである。

ハ、現在本業務に携つてゐる國、県の機構を著しく減少しない場合でもなお、後三、四年かかるという実情に鑑み、この方面的の機構の予算を努めて縮減せられないよう切にお願いする。

朝鮮出身戦没者の遺靈となるべく早く故國へ送還できるよう配慮せられたい。

(理由)

イ、地方自治法により朝鮮、台灣出身元軍人軍属の復員業務を当県で担任している關係上、現在朝鮮出身戦没者の遺靈一、四七五柱(全国の分)を当県で保管祭祀をしているが、終戦後十余年を経過した今日なおこのままにしておくことは、人道よりも看過できないことである。

遺靈を一日も早く肉親のまつた國へ送還することは國として当然のことと思われる。

ロ、然るに國際情勢特に朝鮮半島の南北の对立等のため送還が困難の状態にあることは極めて遺憾とするところである。

ハ、当県在住の朝鮮人の団体等からも本問題の解決については、しばしば強い要望を受けている。

ニ、これが解決についての速がなる御配慮をお願いする。

（六）遣族国庫債券買上げ償還を昭和三十二年度において実施せられたい。実施せられる場合当県割当額

は最低一千円を希望する。

(理由)

遺族国庫債券(弔慰金)の買上げ償還は、昭和二十八年度以来生活保護を受けている。世帯並びに之に準ずる世帯に対して実施され、これ等困窮世帯は大いに便益を受けているところであったが、昭和三十一年度は全然行われていなかった。生活困第世帯は、年次により変動があり、且遺族国庫債券(弔慰金)も最近裁定されたものもあるので、是非昭和三十二年度に実施せられたい。

(理由)

昭和三十一年度が三九九百萬円であつたので昭和三十二年度は少くとも一千万円を希望する。

なお、現在希望世帯が四〇〇世帯あるので念のため申し添える。

（七）石炭鉱業合理化臨時措置法の施行に伴う離職者対策としての公共事業を考慮願いたい。

(理由)

福岡県下における石炭合理化法に伴う離職者は昭和三十年を起点として向う五カ年間に三万名が見込まれており、この中買上げ炭鉱による分として三十一年度九、五〇〇名、三十二年度八、三〇〇名、計一七、八〇〇名が離職するものと見込まれ、現在既に四、四三三名の離職者が発生しております。

当県としては、これ等離職者対予算の負担に困難をきたしてしまった。

一方、地方公共団体の財政は極度に逼迫して県、市町村とも失業対策事業の効果的運営がはなはだ困難となっています。

一方、保健所費補助金の補助率引上に於いて

保健所費補助金は、職員費、事業費とも現行補助率は三分の一であるが、このような低率補助では県財政の窮乏と相まって、保健所事業の衰退が考えられるので補助率を二分の一に引上げて頂きたい。

（八）衛生関係 佐賀県

1 保健所費補助金の補助率引上

2 結核医療費に対する国庫負担額について

現在負担割合は、国庫 $\frac{1}{4}$ 、県費 $\frac{1}{4}$ 、患者 $\frac{2}{4}$ 、となつてゐるが、患者負担および県費負担を軽減するため国庫負担率を増率すること。

3 結核健康診断費の国庫補助率の増加について

法の改正によって受診対象が激増し県費裏付に多額の経費を要するので国庫負担率を現在 $\frac{1}{3}$ より $\frac{2}{3}$ に増加すること。

4 蟻とハエのない生活実践運

つあります。

(理由)

昭和三十二年においても更に増加する離職者に対応する事業量の要請をいたしてゐる所以あります。

が、全國的に類の少い問題であり、その実現は容易ではありません。

この際特に別紙事業計画の実施が図られますよう御尽力をお願いします。

（九）失業対策事業費予算を増額し、失業者数に応する失対事業枠の確保を図るとともに、現行の補助率を引き上げ、地方財政負担の軽減を図られたい。

(理由)

昭和三十一年度が三千九百萬円であつたので昭和三十二年度は少くとも一千万円を希望する。

なお、現在希望世帯が四〇〇世帯あるので念のため申し添える。

（十）失業対策事業費予算からみた一般失業対策事業吸収枠は、昭和三十一年度十九万人に対し、昭和三十一年度は、二十万八千人と約一割の増加に圧迫されておりこの予算の制約から失業者が多数発生している福岡県においては失業対策事業の効果的運営がはなはだ困難となっています。

一方、地方公共団体の財政は極度に逼迫して県、市町村とも失業対策事業の実施ができない現状であります。

以上二点を勘案し県の失業対策事業費予算を増額し、失業者数に応する失対枠の増加と補助率の引上を図られるよう御参考願ひます。

（十一）職業安定行政職員の増加方を考慮したい。

(理由)

職業安定主務課並びに出先機関

動の推進に対する國の助成について

する特別普及事業は全額國庫で負担されるべき性質のものである

たく特に懇願いたす次第であります。

市町村がその全部を支弁して來たのであるが市町村では民生委員の身分がはつきりしないのと、また改正地方自治法第二百三十三条の規定に抵しよくするとの理由で今後は費用弁償をなすこととも出来ないとしているのでこの際、民生委員の身分を明確にされたい。

施設の現況

現存する県営施設は付表の

動は伝染病予防法第十六条ノ二に基づく鼠族比虫駆除事業の一環であり市町村が実施主体で県は

その実施計画と実地指導をなすのみで、この運動を真に推進するためには相当の経費が必要とするがこれについての県予算は僅少で國で予定されている程度の推進は不可能と思われる。それで強く指導するため國庫補助を願いたい。

省では「民生委員法第五条によつて都道府県知事の推せんにより厚生大臣が委嘱する名譽職務であるが、これを法律上の身分であるが、これを法律上の身分なり地方公務員法の成立しない以前に制定せられたものであるが故にそのいずれかに決めるのが無理であり強いていえば、実質的には府県の公務員に準ずるが、これが撲滅のため関係市町村と協力し溝渠のコンクリート化、薬剤散布、ブール設置、研究室の開設、検便、治療等に努力してきましたが、本病撲滅対策としてもつとも効果的な溝渠のコンクリート化は貧弱な財政と現在の国庫補助率をもつてしては今後なお数十年を要する現況にあります。

しかし去る国会において寄生病予防法が改正せられ今後十カ年内において有病地溝渠のコンクリート化を実施することとなりましたが、聞き及ぶところによれば三十二年度の予算としては厚生省では三十一年度の倍額四千五百万、補助率は從来同様との趣でありまして、かくもので、まして再建整備途上にある赤字佐賀県による本運動はある財政的につきわめて困難をきたしている。

現存する県営施設は付表のとおりいずれも旧軍用施設あるいは工場等を模様替補修した、いわば暫定的な非住家であつて全般的に生活環境が悪く建物は経過年数が長いため老朽粗悪且つ箇所によつては倒壊して人命に危険を感じる。しかし乍ら昨今の住宅事情においては到底解決の緒は得られずやむなく低額の使用料(年間五〇万円、一坪二五円一四〇円)を財源として最底限の補修をなしてゐるのであるが近年益々腐朽が甚しいので抜本的な対策を講ずる必要に迫られている。

施設整備について

右施設整備の方針としては第一に大規模の補修工事と生活困窮者を対象とした住宅の運営を続ける方法と、第二は、根本的に一般住宅を建設して疎開せしめるという方法が考えられるが先者の場合かかる利用価値のない老朽施設に金を注ぎ込むという不経済さもさることながら、先ず補修費の財源たるべき使用料の増徴を必要とする。

しかしながら現在の居住者の負担能力からして実施困難であり、また一般歳入金をもつて補修費にあることは県財政の現状から見て到底不可能であるしまた良策と考えることはできな

い。

5 簡易水道新設国庫補助対象事業を円滑に実施せしめるために次の事項を要望する。

(1) 簡易水道新設国庫補助対象事業の決定を遅くとも十月頃までにしていただきたい。

(2) 簡易水道新設国庫補助対象事業監督費の交付について

6 家族計画運動および優生保護相談所について

相談所について

相談所について

相談所について

相談所について

相談所について

(7) 本県における日本住血吸虫病の有病地面積は約二千三百町歩、その住民約五万人でこの地帶の住民は當時健康を蝕まれ、保健衛生上ことに寒心に耐えられないばかりでなく農業振興にも著しい悪影響をあたえているのであります。

したがつて本県におきましては、これが撲滅のため関係市町村と協力し溝渠のコンクリート化、薬剤散布、ブール設置、研究室の開設、検便、治療等に努力してきましたが、本病撲滅対策としてもつとも効果的な溝渠のコンクリート化は貧弱な財政と現行の国庫補助率をもつてしては今後なお数十年を要する現況にあります。

しかして去る国会において寄生病予防法が改正せられ今後十カ年内において有病地溝渠のコンクリート化を実施することとなりましたが、聞き及ぶところによれば三十二年度の予算としては厚生省では三十一年度の倍額四千五百万、補助率は從来同様との趣でありまして、かくもので、まして再建整備途上にある赤字佐賀県による本運動はある財政的につきわめて困難をきたしている。

ところで、民生委員の費用弁償は同法第二十六条の規定により都道府県の負担となっているが、実際は各府県共費用の一部

を補助金として市町村に交付します。

現存する県営施設は付表のとおりいずれも旧軍用施設あるいは工場等を模様替補修した、いわば暫定的な非住家であつて全般的に生活環境が悪く建物は経過年数が長いため老朽粗悪且つ箇所によつては倒壊して人命に危険を感じる。しかし乍ら昨今の住宅事情においては到底解決の緒は得られずやむなく低額の使用料(年間五〇万円、一坪二五円一四〇円)を財源として最底限の補修をなしてゐるのであるが近年益々腐朽が甚しいので抜本的な対策を講ずる必要に迫られている。

右施設整備について

右施設整備の方針としては第一に大規模の補修工事と生活困窮者を対象とした住宅の運営を続ける方法と、第二は、

根本的に一般住宅を建設して疎開せしめるという方法が考えら

れてるが先者の場合かかる利用価

値のない老朽施設に金を注ぎ込

むという不経済さもさることな

がら、先ず補修費の財源たるべき使用料の増徴を必要とする。

しかしながら現在の居住者の負

担能力からして実施困難であ

り、また一般歳入金をもつて補

修費にあることは県財政の現

状から見て到底不可能であるし

また良策と考えることはできな

いので、根本的に不足住宅を建設することによって解決すべき問題であるが、当面の整備対策としてこれが疎開のための小規模住宅を建設することが急務であると考えられるのでこの間の事情を諒とせられ、住宅建設を一層促進するよう御配慮願うとともにこれらの措置が財政再建団体である本県の財政負担においては実施不可能である点を考慮せられ、その経費は国庫負担とする等行政面において格別の御配慮を願う次第である。

(1) 労働者住宅建設資金の融資に関する労働金庫に政府資金を預託して低利で融資することを希望する。

② 労働公館に固定賃座税(地方税)

かかるがこれは適当でない

ので免稅を希望する。

③ 婦人少年室舎設立について要望

佐賀婦人少年室舎設立について要望

三〇、一二、三現在のはか約二

〇万人の婦人団体員及び未組織の多

数の婦人を対象に、その地位の向上

と福祉の増進を目的として、調査

に指導し、啓発など業務の遂行に

当つているが、片舎は現在、佐賀勞働基準局調査課と同室して

いる。この程、昭和三年四月一日施行労働省訓令第五号により、全国各婦人少

年室に一名充當するための相談業務を援助するパートタイム制の婦

人問題相談員が労働大臣より委嘱さ

れ、室職員と共に勤務することとな

り、佐賀婦人少年室でも六月一日發令の婦人問題相談員を加えてその業

務は繁忙を極めている。

県下、赤線、青線地区計二四地

区、業四〇一名、從業婦數一、八五八

名を数え、潜在従業婦數を加えると

三、〇〇〇名に上る状態で、常に相

談員は充當におもむるおそれのある

女子及び更生をのぞむ女子に対する

各般の問題について相談に応じ、當面している問題の処理、生活指導、

就職の助成、家庭又は保護者の許へ

の帰住、其の他必要な措置を講ずる

と共に、他の関係機関とも密接な連絡を保つて転落未然防止、保護更生

をはかっている。室には本人の申出、

親族第三者の申出、聞き込み、調査等

による発見、又、他機関団体及び対象者出身の他県よりの調査協力依頼

を受け、発足後相談員は殆んど常勤

の常態で日夜その業務に専念してい

る。本業務はその性格上來客も特殊

業種の婦人でありその相談事項も密

談を要する事が多く、その円滑な運営

のためにはぜひ個室が必要である。

現在の室状態は、局庁舍狭隘で、他

に適当な室もなく、調査課一六坪中

の二坪を使用している実情で、仕切

り等の設備も全然出来難く、又、当

社員の増進を目的として、調査

に指導し、啓発など業務の遂行に

当つているが、片舎は現在、佐賀労働基準局調査課と同室している。こ

の程、昭和三年四月一日施行労働省訓令第五号により、全国各婦人少

年室に一名充當するための相談業務を援助するパートタイム制の婦

人問題相談員が労働大臣より委嘱さ

れ、室職員と共に勤務することとな

り、佐賀婦人少年室でも六月一日發

令の婦人問題相談員を加えてその業

務は繁忙を極めている。

県下、赤線、青線地区計二四地

区、業四〇一名、從業婦數一、八五八

名を数え、潜在従業婦數を加えると

三、〇〇〇名に上る状態で、常に相

談員は充當におもむるおそれのある

女子及び更生をのぞむ女子に対する

各般の問題について相談に応じ、當面

している問題の処理、生活指導、

就職の助成、家庭又は保護者の許へ

の帰住、其の他必要な措置を講ずる

と共に、他の関係機関とも密接な連絡を保つて転落未然防止、保護更生

をはかっている。室には本人の申出、

親族第三者の申出、聞き込み、調査等

による発見、又、他機関団体及び対象者出身の他県よりの調査協力依頼

を受け、発足後相談員は殆んど常勤

の常態で日夜その業務に専念してい

る。本業務はその性格上來客も特殊

業種の婦人でありその相談事項も密

談を要する事が多く、その円滑な運営

のためにはぜひ個室が必要である。

現在の室状態は、局庁舍狭隘で、他

に適当な室もなく、調査課一六坪中

の二坪を使用している実情で、仕切

り等の設備も全然出来難く、又、当

社員の増進を目的として、調査

に指導し、啓発など業務の遂行に

当つているが、片舎は現在、佐賀労働基準局調査課と同室している。こ

の程、昭和三年四月一日施行労働省訓令第五号により、全国各婦人少

年室に一名充當するための相談業務を援助するパートタイム制の婦

人問題相談員が労働大臣より委嘱さ

れ、室職員と共に勤務することとな

り、佐賀婦人少年室でも六月一日發

令の婦人問題相談員を加えてその業

務は繁忙を極めている。

県下、赤線、青線地区計二四地

区、業四〇一名、從業婦數一、八五八

名を数え、潜在従業婦數を加えると

三、〇〇〇名に上る状態で、常に相

談員は充當におもむるおそれのある

女子及び更生をのぞむ女子に対する

各般の問題について相談に応じ、當面

している問題の処理、生活指導、

就職の助成、家庭又は保護者の許へ

の帰住、其の他必要な措置を講ずる

と共に、他の関係機関とも密接な連絡を保つて転落未然防止、保護更生

をはかっている。室には本人の申出、

親族第三者の申出、聞き込み、調査等

による発見、又、他機関団体及び対象者出身の他県よりの調査協力依頼

を受け、発足後相談員は殆んど常勤

の常態で日夜その業務に専念してい

る。本業務はその性格上來客も特殊

業種の婦人でありその相談事項も密

談を要する事が多く、その円滑な運営

のためにはぜひ個室が必要である。

現在の室状態は、局庁舍狭隘で、他

に適当な室もなく、調査課一六坪中

の二坪を使用している実情で、仕切

り等の設備も全然出来難く、又、当

社員の増進を目的として、調査

に指導し、啓発など業務の遂行に

当つているが、片舎は現在、佐賀労働基準局調査課と同室している。こ

の程、昭和三年四月一日施行労働省訓令第五号により、全国各婦人少

年室に一名充當するための相談業務を援助するパートタイム制の婦

人問題相談員が労働大臣より委嘱さ

れ、室職員と共に勤務することとな

り、佐賀婦人少年室でも六月一日發

令の婦人問題相談員を加えてその業

務は繁忙を極めている。

県下、赤線、青線地区計二四地

区、業四〇一名、從業婦數一、八五八

名を数え、潜在従業婦數を加えると

三、〇〇〇名に上る状態で、常に相

談員は充當におもむるおそれのある

女子及び更生をのぞむ女子に対する

各般の問題について相談に応じ、當面

している問題の処理、生活指導、

就職の助成、家庭又は保護者の許へ

の帰住、其の他必要な措置を講ずる

と共に、他の関係機関とも密接な連絡を保つて転落未然防止、保護更生

をはかっている。室には本人の申出、

親族第三者の申出、聞き込み、調査等

による発見、又、他機関団体及び対象者出身の他県よりの調査協力依頼

を受け、発足後相談員は殆んど常勤

の常態で日夜その業務に専念してい

る。本業務はその性格上來客も特殊

業種の婦人でありその相談事項も密

談を要する事が多く、その円滑な運営

のためにはぜひ個室が必要である。

現在の室状態は、局庁舍狭隘で、他

に適当な室もなく、調査課一六坪中

の二坪を使用している実情で、仕切

り等の設備も全然出来難く、又、当

社員の増進を目的として、調査

に指導し、啓発など業務の遂行に

当つているが、片舎は現在、佐賀労働基準局調査課と同室している。こ

の程、昭和三年四月一日施行労働省訓令第五号により、全国各婦人少

年室に一名充當するための相談業務を援助するパートタイム制の婦

人問題相談員が労働大臣より委嘱さ

れ、室職員と共に勤務することとな

り、佐賀婦人少年室でも六月一日發

令の婦人問題相談員を加えてその業

務は繁忙を極めている。

県下、赤線、青線地区計二四地

区、業四〇一名、從業婦數一、八五八

名を数え、潜在従業婦數を加えると

三、〇〇〇名に上る状態で、常に相

談員は充當におもむるおそれのある

女子及び更生をのぞむ女子に対する

各般の問題について相談に応じ、當面

している問題の処理、生活指導、

就職の助成、家庭又は保護者の許へ

の帰住、其の他必要な措置を講ずる

と共に、他の関係機関とも密接な連絡を保つて転落未然防止、保護更生

をはかっている。室には本人の申出、

親族第三者の申出、聞き込み、調査等

による発見、又、他機関団体及び対象者出身の他県よりの調査協力依頼

を受け、発足後相談員は殆んど常勤

の常態で日夜その業務に専念してい

る。本業務はその性格上來客も特殊

業種の婦人でありその相談事項も密

談を要する事が多く、その円滑な運営

のためにはぜひ個室が必要である。

現在の室状態は、局庁舍狭隘で、他

に適当な室もなく、調査課一六坪中

の二坪を使用している実情で、仕切

り等の設備も全然出来難く、又、当

社員の増進を目的として、調査

に指導し、啓発など業務の遂行に

当つているが、片舎は現在、佐賀労働基準局調査課と同室している。こ

の程、昭和三年四月一日施行労働省訓令第五号により、全国各婦人少

年室に一名充當するための相談業務を援助するパートタイム制の婦

人問題相談員が労働大臣より委嘱さ

れ、室職員と共に勤務することとな

り、佐賀婦人少年室でも六月一日發

令の婦人問題相談員を加えてその業

務は繁忙を極めている。

県下、赤線、青線地区計二四地

区、業四〇一名、從業婦數一、八五八

名を数え、潜在従業婦數を加えると

三、〇〇〇名に上る状態で、常に相

談員は充當におもむるおそれのある

女子及び更生をのぞむ女子に対する

各般の問題について相談に応じ、當面

している問題の処理、生活指導、

就職の助成、家庭又は保護者の許へ

の帰住、其の他必要な措置を講ずる

と共に、他の関係機関とも密接な連絡を保つて転落未然防止、保護更生

をはかっている。室には本人の申出、

親族第三者の申出、聞き込み、調査等

による発見、又、他機関団体及び対象者出身の他県よりの調査協力依頼

を受け、発足後相談員は殆んど常勤

の常態で日夜その業務に専念してい

る。本業務はその性格上來客も特殊

業種の婦人でありその相談事項も密

談を要する事が多く、その円滑な運営

のためにはぜひ個室が必要である。

現在の室状態は、局庁舍狭隘で、他

に適当な室もなく、調査課一六坪中

の二坪を使用している実情で、仕切

り等の設備も全然出来難く、又、当

社員の増進を目的として、調査

に指導し、啓発など業務の遂行に

当つているが、片舎は現在、佐賀労働基準局調査課と同室している。こ

の程、昭和三年四月一日施行労働省訓令第五号により、全国各婦人少

年室に一名充當するための相談業務を援助するパートタイム制の婦

人問題相談員が労働大臣より委嘱さ

れ、室職員と共に勤務することとな

り、佐賀婦人少年室でも六月一日發

令の婦人問題相談員を加えてその業

務は繁忙を極めている。

県下、赤線、青線地区計二四地

区

る法律の施行に伴い、昭和二十八年度から母子相談員が設置されることとなつた。

本県では各福祉事務所に各一名で計十四名の相談員を配置している。これら母子相談員は、母子世帯のもつ精神的、物的諸問題の解決のため献身的相談指導に当っている。生活の支柱を失った母子家庭の福祉対策は今後益々、社会問題として、その重要性を加えることは明らかである。

このような重要な仕事に携る母子相談員を「児童防止法」により設置されている婦人相談員と同様に国庫補助、職員とするよう法律の改正をお願い申し上げたい。

内 戰傷病者戦没者遺族等援護法の改正について

旧国家総動員法関係者及び国民義勇隊関係者に対する障害年金（一時）支給の道を講じていただきたい。

内地軍属戦没した者の遺族には、旧共済組合会により、給付がなされているが、これらのうち、死亡一時金で、打切りとなつて、遺族にも、援護法を適用するよう御措置願いたい。

季節保育所及び移動保育所に対する運営費の補助について

県下の保育所は、百四十九カ所、一万五千の乳幼児が保育されている。

一方、保育所未設置の町村は、三十八カ町村。

これら、未設置町村における緊急整備は勿論、農村、漁村において、季節的に、または、臨時に多忙な時期には、乳幼児は放置さ

れている現状であるので、季節保育所設置こそ、その必要が痛感される。

昭和三十二年度より、季節保育所の補助を復活するよう、考慮願いたい。

また、日雇労働者の中には、稼働場所に乳幼児を同伴して作業している。

これら、労働者の職場には、移動性の簡易保育所を設置する必要がある。

何卒、季節保育所及び移動保育所の運営費について国庫の補助を賜わるよう、特別の御配慮をお願いする。

(iv) 保育所の増設に関する要望

長崎県は特異な地勢的条件をもち、その大部分が半島と島嶼からなりたっている。これがため半農半漁を生業とするものが多いが、生活水準は稼働の過重に較べて極めて低い。

従つて幼児の保育は殆んどかえりみられず放置のままである。それにも関わらず保育所の設置数は僅かに一五三カ所を数え、保育所未設置の町村は実に三十八市町村に及んでいる。

又、全国平均の保育所定員密度と本県を比較すると、全国平均の収容定員人口一、〇〇〇人に対し、七・五人であるが、本県は五人という極めて低位の率を示している。

これがため昭和三十二年度は、特に防貧対策の一環として保育所の増設を強くとり上げ、保育所未設置市町村の解消を期している。

よって昭和三十二年度に於ては少くとも、國、県費補助の保育所五施設の設置を計画しているのでこれが実現方につき御援助をお願い申し上げたい。

(b) 結核撲滅対策について

この際、結核の抜本的な撲滅対策の必要が痛感されるので次のような措置を講ぜられるのであります。

(1) 結核予防法の、国費負担を、四分の三程度に、引き上げること。

(2) 各種、社会保険による、結核患者に対する、承認除外を廃し、義務制とすること。

(3) 健康診断に要する費用を、国において肩替りすること。

(4) 水道事業の促進について

本県は、大小六百余の離島を有し、その総面積は、県全体の四十五パーセント。

島、半島、山岳より構成されており、水源は極めて、乏しい。このために、水道の完成は、早急を要する事項である。

県下九十一市町村のうち、上水道を有するもの二十二。

簡易水道設置希望力所は、三百九十九、そのうち、設置済は、僅か、七十七カ所にすぎぬ。

住民の保健上、早急に完成する必要がある。従つて、国においては、次の措置を講ぜられたい。

(1) 上水道起債枠を、拡大する。

(2) 簡易水道の国庫補助率四分の一を二分の一に引き上げる。

(3) 簡易水道事業費枠を大幅に拡大する。

(4) 本県に対しては、年間一億五

千万円以上の事業費を割当る。

(5) 各種、水道事業融資機関を一本化し、水道金融公庫を、急速に設置する。

(6) 「ハエ」と蚊のいない、住みよい市町村の建設運動。

この運動の目的を達成するには、次のような措置が絶対必要である。

(1) 国民の自主的衛生組織の育成のための法律を、早急に制定せられたい。

(2) 下水溝、塵芥処理場、し尿処理場等の環境衛生施設の設置整備は、焦眉の緊要事で、これに対するは、新たに大幅な助成をされたい。

(3) そく、昆蟲駆除費国庫補助を復活されたい。

(4) 市町村指導事務員を、新たに、国庫補助対象とせられたい。

(5) 日本の西の閻門、「長崎県は、各種、伝染病の侵入の恐れが大きい。

(6) 防疫の強化について

日本、昆蟲駆除費国庫補助を復活されたい。

(7) 市町村指導事務員を、新たに、国庫補助対象とせられたい。

(8) 長崎県は、各種、伝染病の侵入の恐れが大きい。

(9) 島内には、昭和の初めから、二十年間にコレラ二百二十名、痘瘡四百七十七名が発生している。

船舶の緊急避難、密航船の来航も多い。

特に、中共、東南アジアとの貿易が活潑化するに従い、伝染病侵入の危険は増大する。

これに対し、次のことを要望する。

(1) 防疫職員の増員

(2) 離島隔離病舎の優先補助

(3) 検査施設の補助

(4) 精神衛生対策について

本県の精神障害者は、二万五千人。

貧困、殺人、放火、治安の悪化等、これらは、社会防衛上、大きな問題である。

(1) 公私立の医療施設、保護施設等の整備拡充を早急に計らう。

このため、施設整備の国庫補助を大幅に計上のこと。

(2) 措置入院費の国庫補助二分の一を十分の八に引き上げられたい。

(3) 検察庁、警察署、保護観察所よりの送致患者に対する、緊急措置入院費を全額国庫負担とされたい。

(4) 働地医療対策について

本県の僻地無医地区は四十七カ所。

これら、僻地住民は、満足な医療の恩恵に浴していない。

離島僻地の町村財政は、貧弱、行政費は割高、これが、僻地医療の伸びない原因である。

無医地区を解消し、僻地住民に医療を均霑させるために、次のような方法を講ぜられたい。

(1) 診療施設の設置費に対し、高率補助金を、交付する。

(2) 赤字に悩む診療施設運営費に、助成の道を講ずる。

(3) 町村駐在保健婦制を、確立するため、設置費用を国庫において、負担する。

(4) 原爆障害者援護法の制定について

て

原子爆弾被爆後十一年、なお、

病発、重能に陥り、不測のうちに

死亡するものがある。

被爆した市民は、今だに、原子

病の不安に襲われている。

長崎市では、この不安解決のた

め、ここ二、三年来、健康管理を

実施している。

また、原爆障害の症状緩和のた

めに、障害者は、徹底した治療を

望んでいる。

然し、健康管理、治療、何れ

も、多額の経費を必要とする。

しかも、原爆障害は、戦争によ

る犠牲である。

当然、國家の責任で解決さるべきである。

従つて、これに関する法律を制定し、障害者の福祉向上に、一段

の配慮をお願いする。

(5) 雲仙国立公園区域の拡張と多良岳国定公園の指定について

明治四十四年、長崎県営公園。

昭和九年、国立公園第一号となつて、年々、施設の整備とともに、

観光客が増加してきた。

この年々増加する、内外観光客を、充分に満足させるために

島原半島周辺海岸地帯には、秀れた景勝地が多い。

これら地帯は、当然、雲仙国立公園に編入すべきである。

『加津佐海岸』

雲仙瀬在外人が好んで訪れる、

国際海水浴場であり、雲仙への、

ドライブコースでもある。

『九十九島』

夏季の消遊には快適である。

寛政年間、眉山の大崩壊によ

り、島原市東南に、一夜にして出

現した島、地質学上重要な地形で

もある。

『原城跡』

寛永十三年、切支丹断庄によ

り、カリシタン史、最大の良史を

残し、雲仙公園に、足を留める。

殆んどの人の、関心を呼んでい

る。

雲仙火山と並び、島原半島の、

歴史を、象徴する、人文景観とし

て価値高いものである。

『猿業山』

千々石湾を、脚下に認め、遙か、野母半島を望む展望地であ

る。

以上の地域は、雲仙国立公園

の大地形を形成する雲仙集成火

山の、山麓周辺に位置するもので、

公園中心部から至近にあり、管

理及び観光事業計画上、雲仙温泉

を中心として、単一の公園行政下におかるべき地域である。

次に多良岳は、昭和二十六年県立公園に指定。

山小屋、野営場、登山道路など、乏しい県財政の中から、施設

の整備に、努力いたして参った。

経ヶ岳を盟主として、長崎、佐賀両県にまたがり、壯年期開拓コ

ニーデ地形を呈し、十五個以上に

及ぶ、トロイデの寄生火丘を擁す

る。

山を蔽う、天然林は、昼なお、

暗き神秘感をなし、ツクシシヤク

海、千々石灘、大村湾を、一望の

中に収める。その展望は、国立公

園雲仙の展望に、勝るとも劣ら

ず、日本を代表する景観を誇って

おる。

このように傑出した景観と学術的価値を有する。この『多良岳』

を、国定公園として指定していた

だくようお願いしたい。

『観光事業振興五カ年計画の早期

実施について

最近の、外客の来訪、並びに、

国民の国内観光旅行の増加は、真に注目に値する。

昭和三十年中に、来邦した外客数、十二万二千人

その消費額は、四千五百万弗。

戰前戦後を通じての最高記録を示した。

昭和三十年中に、来邦した外客

数、十二万二千人

その消費額は、四千五百万弗。

戰前戦後を通じての最高記録を示した。

観光事業の振興施策の実施は、

刻下、当面の重要な課題である。

一方国民生活の安定化に伴い、

一般国民の国内観光旅行は、日と

共に、繁盛を加え、これが、地方

経済、文化の発展、国民の保健、厚生、ないし、教養の向上、勤労意欲の昂揚等に、果しつつある役割も、看過し得ない重要性をもつ

ている。

政府におかれても、昭和三十一

年八月十日『観光事業振興基本要綱』を決定。

これに基き、近く、観光事業振興五カ年計画が決定されることになつたことは、まさに喜びにたえない。

本計画を一日も早く、実施していただきよう、格段の御配意をお願いしたい。

完全雇傭——失業対策の拡充について

新規求職者等に対し、若干の、雇傭は、増大しても、生産の上昇に比べれば、未だ満足すべき状況でない。

現在の、経済界の好況にも拘わらず、失業者は、依然、減少せず、

新規求職者等に対し、若干の、雇傭は、増大しても、生産の上昇を再検討の上、次のような、諸事項の改善をお願いいたしたい。

昭和三十一年中に、来邦した外客数、十二万二千人

その消費額は、四千五百万弗。

戰前戦後を通じての最高記録を示した。

観光事業の振興施策の実施は、

刻下、当面の重要な課題である。

一方国民生活の安定化に伴い、

一般国民の国内観光旅行は、日と

共に、繁盛を加え、これが、地方

経済、文化の発展、国民の保健、厚生、ないし、教養の向上、勤労意欲の昂揚等に、果しつつある役

割も、看過し得ない重要性をもつ

ている。

一定期間使用後、当該事業場に不適と判定したものは、職業安定所が引取り、他の職場への転換、又は、現在の失効労務者並みの取扱をなすこととする。

特定事業場に、新規卒業生や知識階級の失業者を定期間、雇用する義務を負わせる。

(イ) 先ず、基幹産業、または、特定事業場に、新規卒業生や、知識階級の失業者を定期間、雇用する義務を負わせる。

(ロ) 而して、その給与に対し、二分の一程度の国庫補助を行ふ。

一定期間使用後、当該事業場に不適と判定したものは、職業

(ハ) 而して、その給与に対し、二分の一程度の国庫補助を行ふ。

一定期間使用後、当該事業場に不適と判定したものは、職業

(イ) 而して、その給与に対し、二分の一程度の国庫補助を行ふ。

一定期間使用後、当該事業場に不適と判定したものは、職業

(ウ) 次に、日雇的失業者は、土木事業請負者に、分散、委託の形をとり、これに国庫補助を行ふ。

かくすることによって、他方

本願的な、勤労意欲の欠如を、排除することができると信ずる。

(二) その事業場を、監督、指導する職員を設置すれば、資金措取等の弊害は防止できる。

(ホ) 更に、労働力の弱い、高齢者、または、婦人失業者に対する援助と、利益配分をなし、

一定期間後、失業者を、独立導事業に対する等では、少額の国庫補助と、利益配分をなし、

例え、数人のグループを組み、物品販売、などの、技術を習得させる等である。この、補助と、利益配分をなし、

一定期間後、失業者を、独立させる。

国が、早急に、財政措置を行つて、これらの、失業対策拡充策を講じ、開發事業を推進すると共に、長期間に亘る、計画的な、経済拡大の方策を、樹立されるよう、とくにお願い申し上げる。

導事業に対する等では、少額の国庫補助と、利益配分をなし、

一定期間後、失業者を、独立導事業の、国庫補助金及び同事業紹介適格者の賃金日額の引上げについて地方財政の逼迫は、失業対策事業を軽視し、また

は、縮少しがちである。

しかし、これは、民生の安定、治安上からも、おろそかにできな

い。

しかし、これは、民生の安定、治安上からも、おろそかにできな

い。

また、經濟の好転も、失業者を完全に吸収するには、なお、程遠い状態である。

国庫補助金は、全額か、少くとも、四分の三以上の、補助率を考慮し、積極的に、事業を行いうるよう処置せられたい。

失業対策事業紹介適格者の就労日数の増加について

現在の就労日数は、民間の就労を含めて月平均二十一日。

これでは、生活を安定させることは、困難である。

民間の屋外労働者の月間就労日数は、最近二十六、七日になつてゐる。

これに準じ、少なくとも二十五日程度は、就労できるよう、予算措置を考慮せられない。

(三) 日雇失業保険金支給の待機期間短縮と同保険金日額の引上げについて

日雇労働者の、失業保険金に対する依存度は、生計上、甚だ、切実であるから、保険金支給の待機期間の短縮を計られたい。

現在の経済事情に適合せず、生活の保障も出来ない。

これを、二百円程度に引上げられたい。

なお、制度の趣旨から考えて、この一級、二級の差別は、不必要と思われるが、一本化をお願いする。

国が、大蔵省運用部を通じて、労働金庫に貸付けている、年末賃金は、毎年約四億円、

そのうち、長崎県の融資額は、僅かに、八百万円。

これは、年越しのため、一時的なものにすぎない。

労働金庫の運営の安定と、確立をはかるため、大蔵省運用部資金の、長期融資の途を講じられたい。

(四) 佐世保総合会館(労働公館)敷地の無償譲りについて

佐世保市矢岳町旧佐世保海軍練兵場跡地の国有財産宅地のうち

一、一〇五・一六坪は佐世保総合会館敷地として借用使用中であります。が、旧軍港市転換法第五条により無償譲りをお願いしたい。

原爆障害者援護法制定に関する陳情書

広島市

長崎市

原爆障害者の援護については、毎々格別の御配慮を戴き感謝に堪えません。

昭和二十九年度以来国費支出多端にもかかわらず、原爆障害者の調査研究のため、精密検査費、研究治療費等を交付せられ、お陰をもまして本年度までにおいて二万五千名の検査と二千名の治療を行い、原爆障害者の将来に明るい希望を持つことができました。

しかしながら、広島、長崎における被爆生存者は、両県内合わせて二十三万名、他の都道府県に約五万名あり、精密検査を要するもの約五万名、要治療者数一万名と推定せられており、これら障害者の治療なし健康管理については、今後更に相当の期間と多額の経費を要することと存します。

今日までの治療実績によりますと、原爆障害者の症状は極めて複雑でありまして、治療は相当長期を要します。

且つ困難であります、また被爆後十一年の今日に至つても発病して重態に陥り不測のうちに死亡するものが、被爆者に大きな不安を与えております。なお、放射能による遺伝的影響をも残すのではないかと心配せられており、原爆障害の研究及び治療は國

家的規模のもとに組織的に、総合的に行われなければなりません。

原爆障害の症状が特異であり、治療に長い期間と多額の経費を必要とするので、これが医療費を個々の患者が負担することは極めて困難であります。しかも原爆障害は国の責任において遂行した戦争による犠牲であり、それが戦後十一年の今日に至つてなお犠牲者の健康をむしばんではいるのでありますから、治療なし健康管理は当然国家の責任で行われるべきであると存じます。

なお、今日國の方針として原子科學及びその実用化的推進が取上げられており折柄、これに随伴するであらう放射能障害の予防及び治療対策を立てるためにも広島、長崎の原爆障害の研究及び治療が貴重な貢献をすることが思われます。

以上述べました事由により、この際、原爆障害者の援護に関する法律を制定せられて、全国に散在する被爆者、障害者の福祉向上に一段と御配慮あらんことを切に懇願申し上げる次第であります。

四月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

第一章 総則
第一節 自然公園法案
自然公園法

附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

二 國立公園 わが國の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であつて、厚生大臣が第十一条第一項の規定により指定するものをいう。

三 國定公園 國立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であつて、厚生大臣が第十条第二項の規定により指定するものをいう。

(組織)

第四条 厚生大臣の諮問に応じ、國立公園及び國定公園に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附屬機関として自然公園審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第五条 審議会は、委員三十七人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため、関係行政機関に意見を具申することができる。

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 国立公園及び國定公園
第一節 自然公園審議会(第四
条—第九条)
第二節 指定(第十条—第十一
条)

第三節 公園計画及び公園事業
(第十二条—第十六条)

第四節 保護及び利用(第十七
条—第二十四条)

第五節 費用(第二十五条—第
三十二条)

第六節 雜則(第三十二条—第
四十条)

第三章 都道府県立自然公園(第
四十二条—第四十八条)

第四章 開則(第四十九条—第五
十五条)

附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律の適用に當つては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 この法律の適用に當つては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 國立公園及び國定公
園

第一節 自然公園審議会
(設置及び権限)

第四条 厚生大臣の諮問に応じ、國立公園及び國定公園に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附屬機関として自然公園審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第五条 審議会は、委員三十七人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため、関係行政機関に意見を具申することができる。

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 国立公園及び國定公園
第一節 自然公園審議会(第四
条—第九条)
第二節 指定(第十条—第十一
条)

府県が第四十一条の規定により指定するものをいう。

五 公園計画 国立公園又は國定公園の保護又は利用のための規定又は施設に関する計画をいう。

(委員及び臨時委員)

- 第六条 審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者たちから、厚生大臣が任命する。
- 2 学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命される。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第七条 審議会に、会長一人を置く。
- 2 会長は、委員のうちから、厚生大臣が任命する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事)

- 第八条 審議会に、その庶務を行わせるため、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。
- 3 幹事は、非常勤とする。

(政令への委任)

- 第九条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(第二節 指定)

- 第十一条 国立公園は、厚生大臣が、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。
- 2 国定公園は、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞いて決定し、都道府県の申出により、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

意見を聞き、区域を定めて指定する。

決定する。

業は、都道府県が執行する。ただしおよび道路法(昭和二十七年法律第百八十号)その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事

域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

3 国定公園に関する公園事業は、都道府県知事が決定する。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第十一條 厚生大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 厚生大臣は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするとときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

4 第十二条 公園計画及び公園事業の決定

第五条 公園計画及び公園事業の決定

第六条 公園計画及び公園事業の決定

第七条 公園計画及び公園事業の決定

第八条 公園計画及び公園事業の決定

第九条 公園計画及び公園事業の決定

第十条 公園計画及び公園事業の決定

第十一條 公園計画及び公園事業の決定

第十二條 公園計画及び公園事業の決定

第十三條 公園計画及び公園事業の決定

第十四條 公園計画及び公園事業の決定

第十五條 公園計画及び公園事業の決定

第十六條 公園計画及び公園事業の決定

第十七條 公園計画及び公園事業の決定

第十八條 公園計画及び公園事業の決定

第十九條 公園計画及び公園事業の決定

第二十条 公園計画及び公園事業の決定

第二十一条 公園計画及び公園事業の決定

第二十二条 公園計画及び公園事業の決定

第二十三条 公園計画及び公園事業の決定

第二十四条 公園計画及び公園事業の決定

第二十五条 公園計画及び公園事業の決定

第二十六条 公園計画及び公園事業の決定

第二十七条 公園計画及び公園事業の決定

第二十八条 公園計画及び公園事業の決定

第二十九条 公園計画及び公園事業の決定

第三十条 公園計画及び公園事業の決定

第三十一条 公園計画及び公園事業の決定

第三十二条 公園計画及び公園事業の決定

第三十三条 公園計画及び公園事業の決定

第三十四条 公園計画及び公園事業の決定

第三十五条 公園計画及び公園事業の決定

第三十六条 公園計画及び公園事業の決定

第三十七条 公園計画及び公園事業の決定

第三十八条 公園計画及び公園事業の決定

第三十九条 公園計画及び公園事業の決定

第四十条 公園計画及び公園事業の決定

第四十一条 公園計画及び公園事業の決定

第四十二条 公園計画及び公園事業の決定

第四十三条 公園計画及び公園事業の決定

第四十四条 公園計画及び公園事業の決定

第四十五条 公園計画及び公園事業の決定

第四十六条 公園計画及び公園事業の決定

第四十七条 公園計画及び公園事業の決定

第四十八条 公園計画及び公園事業の決定

第四十九条 公園計画及び公園事業の決定

第五十条 公園計画及び公園事業の決定

第五十一条 公園計画及び公園事業の決定

第五十二条 公園計画及び公園事業の決定

第五十三条 公園計画及び公園事業の決定

第五十四条 公園計画及び公園事業の決定

第五十五条 公園計画及び公園事業の決定

第五十六条 公園計画及び公園事業の決定

第五十七条 公園計画及び公園事業の決定

第五十八条 公園計画及び公園事業の決定

第五十九条 公園計画及び公園事業の決定

第六十条 公園計画及び公園事業の決定

第六十一条 公園計画及び公園事業の決定

第六十二条 公園計画及び公園事業の決定

第六十三条 公園計画及び公園事業の決定

第六十四条 公園計画及び公園事業の決定

第六十五条 公園計画及び公園事業の決定

第六十六条 公園計画及び公園事業の決定

第六十七条 公園計画及び公園事業の決定

第六十八条 公園計画及び公園事業の決定

第六十九条 公園計画及び公園事業の決定

第七十条 公園計画及び公園事業の決定

第七十一条 公園計画及び公園事業の決定

第七十二条 公園計画及び公園事業の決定

第七十三条 公園計画及び公園事業の決定

第七十四条 公園計画及び公園事業の決定

第七十五条 公園計画及び公園事業の決定

第七十六条 公園計画及び公園事業の決定

第七十七条 公園計画及び公園事業の決定

第七十八条 公園計画及び公園事業の決定

第七十九条 公園計画及び公園事業の決定

第八十条 公園計画及び公園事業の決定

第八十一条 公園計画及び公園事業の決定

第八十二条 公園計画及び公園事業の決定

第八十三条 公園計画及び公園事業の決定

第八十四条 公園計画及び公園事業の決定

第八十五条 公園計画及び公園事業の決定

第八十六条 公園計画及び公園事業の決定

第八十七条 公園計画及び公園事業の決定

第八十八条 公園計画及び公園事業の決定

第八十九条 公園計画及び公園事業の決定

第九十条 公園計画及び公園事業の決定

第九十一条 公園計画及び公園事業の決定

第九十二条 公園計画及び公園事業の決定

第九十三条 公園計画及び公園事業の決定

第九十四条 公園計画及び公園事業の決定

第九十五条 公園計画及び公園事業の決定

第九十六条 公園計画及び公園事業の決定

第九十七条 公園計画及び公園事業の決定

第九十八条 公園計画及び公園事業の決定

第九十九条 公園計画及び公園事業の決定

第一百条 公園計画及び公園事業の決定

第一百一十二条 公園計画及び公園事業の決定

第一百一十三条 公園計画及び公園事業の決定

第一百一十四条 公園計画及び公園事業の決定

第一百一十五条 公園計画及び公園事業の決定

第一百一十六条 公園計画及び公園事業の決定

第一百一十七条 公園計画及び公園事業の決定

第一百一十八条 公園計画及び公園事業の決定

第一百一十九条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十二条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十三条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十四条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十五条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十六条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十七条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十八条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十九条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十二条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十三条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十四条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十五条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十六条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十七条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十八条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十九条 公園計画及び公園事業の決定

第一百四十条 公園計画及び公園事業の決定

第一百四十二条 公園計画及び公園事業の決定

第一百四十三条 公園計画及び公園事業の決定

第一百四十四条 公園計画及び公園事業の決定

第一百四十五条 公園計画及び公園事業の決定

第一百四十六条 公園計画及び公園事業の決定

第一百四十七条 公園計画及び公園事業の決定

第一百四十八条 公園計画及び公園事業の決定

第一百四十九条 公園計画及び公園事業の決定

第一百五十条 公園計画及び公園事業の決定

第一百五十二条 公園計画及び公園事業の決定

第一百五十三条 公園計画及び公園事業の決定

第一百五十四条 公園計画及び公園事業の決定

第一百五十五条 公園計画及び公園事業の決定

第一百五十六条 公園計画及び公園事業の決定

第一百五十七条 公園計画及び公園事業の決定

第一百五十八条 公園計画及び公園事業の決定

第一百五十九条 公園計画及び公園事業の決定

第一百六十条 公園計画及び公園事業の決定

第一百六十二条 公園計画及び公園事業の決定

第一百六十三条 公園計画及び公園事業の決定

第一百六十四条 公園計画及び公園事業の決定

第一百六十五条 公園計画及び公園事業の決定

第一百六十六条 公園計画及び公園事業の決定

第一百六十七条 公園計画及び公園事業の決定

第一百六十八条 公園計画及び公園事業の決定

第一百六十九条 公園計画及び公園事業の決定

第一百七十条 公園計画及び公園事業の決定

第一百七十二条 公園計画及び公園事業の決定

第一百七十三条 公園計画及び公園事業の決定

第一百七十四条 公園計画及び公園事業の決定

第一百七十五条 公園計画及び公園事業の決定

第一百七十六条 公園計画及び公園事業の決定

第一百七十七条 公園計画及び公園事業の決定

第一百七十八条 公園計画及び公園事業の決定

第一百七十九条 公園計画及び公園事業の決定

第一百八十条 公園計画及び公園事業の決定

第一百八十二条 公園計画及び公園事業の決定

第一百八十三条 公園計画及び公園事業の決定

第一百八十四条 公園計画及び公園事業の決定

第一百八十五条 公園計画及び公園事業の決定

第一百八十六条 公園計画及び公園事業の決定

第一百八十七条 公園計画及び公園事業の決定

第一百八十八条 公園計画及び公園事業の決定

第一百八十九条 公園計画及び公園事業の決定

第一百九十条 公園計画及び公園事業の決定

第一百九十二条 公園計画及び公園事業の決定

第一百九十三条 公園計画及び公園事業の決定

第一百九十四条 公園計画及び公園事業の決定

第一百九十五条 公園計画及び公園事業の決定

第一百九十六条 公園計画及び公園事業の決定

第一百九十七条 公園計画及び公園事業の決定

第一百九十八条 公園計画及び公園事業の決定

第一百九十九条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十一条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十二条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十三条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十四条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十五条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十六条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十七条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十八条 公園計画及び公園事業の決定

第一百二十九条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十一条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

第一百三十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 公園計画及び公園事業の決定

- 6 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 次の各号に掲げる行為については、前項の規定は適用しない。
- 一 公園事業の執行として行う行為。
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの。
- (特別保護地区)
- 第十八条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の景観を維持するため特に必要があるときは、公園計画に基いて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。
- 2 第十条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
- 3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受ければ、してはならない。
- 4 第十条第三項若しくは第四項の規定は、特別保護地区が指定された際既に着手していた行為。
- 5 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は適用しない。
- 一 公園事業の執行として行う行為。
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの。
- (条件)
- 第十九条 第十七条第三項及び前条第三項の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するため必要な限度において、条件を附すことができる。
- 4 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、条件を附すことができる。
- 5 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、条件を附すことができる。
- 6 特別地域内において木竹を植栽すること。
- 三 家畜を放牧すること。
- 四 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

- 五 火入又はたき火をすること。
- 六 植物又は落葉若しくは落枝を採取すること。
- 七 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。
- 八 道路及び広場以外の地域内へ車馬を入れること。
- 4 特別保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別保護地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 5 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、公園事業の執行として行う行為。
- 2 第十条第三項、第十八条第三項、第三項各号若しくは第十九条第三項若しくは第十八条第三項、第四項の規定は、厚生大臣又は都道府県知事は、第一項及び第二項の規定が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 5 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は適用しない。
- 一 公園事業の執行として行う行為。
- 2 第十条第三項、第十八条第三項、第三項各号若しくは第十九条第三項、第四項の規定は、厚生大臣又は都道府県知事は、第一項及び第二項の規定を受けた者又は第二項の規定を受けた者に対する行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 第十二条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、国立公園若しくは国定公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十七条第三項各号、第十八条第三項各号若しくは第二十条第二項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 2 第十二条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、国立公園若しくは国定公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十七条第三項各号、第十八条第三項各号若しくは第二十条第二項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 *前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の権限は、犯り許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対するべき旨を命ずることができる。
- (集團施設地区)
- 第二十三条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の利用のための施設を集團的に整備するため、公園計画に基いて、その区域内に集團施設地区を指定するものとする。

- 2 第十二条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、国立公園若しくは国定公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十七条第三項各号、第十八条第三項各号若しくは第二十条第二項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 2 第十二条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、国立公園若しくは国定公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十七条第三項各号、第十八条第三項各号若しくは第二十条第二項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 *前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の権限は、犯り許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対するべき旨を命ずることができる。
- (報告の徵取及び立入検査)
- 2 第十二条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき旨を命ずることができる。
- 4 第一項及び第二項の権限は、犯り許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対するべき旨を命ずることができる。

- 2 第十二条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき旨を命ずることができる。
- 3 *前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の権限は、犯り許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対するべき旨を命ずることができる。
- (報告の徵取及び立入検査)
- 2 第十二条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき旨を命ずることができる。
- 3 *前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の権限は、犯り許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対するべき旨を命ずることができる。
- (報告の徵取及び立入検査)
- 2 第十二条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき旨を命ずることができる。

- 2 第十二条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき旨を命ずることができる。
- 3 *前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の権限は、犯り許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対するべき旨を命ずることができる。
- (報告の徵取及び立入検査)
- 2 第十二条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき旨を命ずることができる。
- 3 *前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の権限は、犯り許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対するべき旨を命ずることができる。

の解除並びにその区域の変更について
して単用する。

(利用のための規制)

第二十四条 国立公園又は国定公園

の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一、当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、こみそ他の汚物又は廃物を捨て、又は放棄すること。

二、著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で客引し、その他当該国立公園又は固定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

三、國又は都道府県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

(第五節 費用)

(公園事業の執行に要する費用)

る費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(国の補助) 国は、予算の範囲内によ

り、公園事業を執行する都道府県に對して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の負担)

第二十七条 国が国立公園に関する公園事業を執行する場合において、当該公園事業の執行が特に地

方公共団体を利するものであるときは、当該地方公共団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。

第二十八条 國又は地方公共団体

行に要する費用の一部を地方公共団体に負担させようとする場合においては、國は、当該地方公共団体の意見を聞かなければならない。

(受益者負担)

第二十九条 國又は地方公共団体

は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(原因者負担)

第三十条 國又は都道府県知事は、

は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となつた場合において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

る費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(国の補助) 国は、予算の範囲内によ

して必要な事項は、政令で定める。
(適用除外)

第一項の規定により、當該事務のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に關して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(第六節 雜則)

第三十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、國立公園又は国定公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に關し、厚生大臣以外の國の機關は公園事業の執行に關し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ當該職員をして、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかぎ、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができ。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、當該規定の定めるところによる。

(訴願)

第三十三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定により、厚生大臣又は都道府県知事がした処分に不服がある者は、訴願法(明治二十三年法律第百五号)の定めるとおり、訴願することができる。

(裁決)

第三十四条 第十七条第三項、第十

八条第三項又は第二十条第二項の規定による厚生大臣又は都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との行為によつて損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償する。

(土地調整委員会の裁定)

第三十五条 第十七条第三項、第十

八条第三項又は第二十条第二項の規定による厚生大臣又は都道府県知事と読み替えるものとする。

(訴の提起)

第三十六条 前条第三項(同条第五

項において準用する場合を含む。)
の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して六箇月以内に訴をもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

(損失の補償)

第三十七条 この法律の規定により

られたため、又は第二十条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

第三十八条 第十八条第三項の許可を得ることができないため、第十九

条の規定により許可に条件を附せ

(負担金の強制徴収)

第三十九条 この法律の規定により

國に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、厚生大臣は、督促状によつて納付すべき期限を

てはならない。

第一項の職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかぎ、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、當該請求者にこれ

を通知しなければならない。

國は國立公園又は国定公園の指定期間内に、當該請求者にこれ

を請求したときは、補償すべき金額を決定し、當該請求者にこれ

を通知しなければならない。

厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、當該請求者にこれ

を通知しなければならない。

國は國立公園又は国定公園の指定期間内に、當該請求者にこれ

を請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、當該請求者にこれ

を通知しなければならない。

厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、當該請求者にこれ

を通知しなければならない。

國は國立公園又は国定公園の指定期間内に、當該請求者にこれ

を請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、當該請求者にこれ

を通知しなければならない。

國は、第十七条第三項

の規定による厚生大臣又は都道府県

知事の処分を受けた者であつて、

その処分に不服がある者は、その

不服の理由が鉱業又は採石業との

行為によつて損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償

する。

國は、第十七条第三項

の規定による厚生大臣又は都道府県

知事と読み替えるものとする。

指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、厚生大臣は、厚生省令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算された額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、厚生大臣は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。

4 延滞金は、負担金に先づるものとする。

(権限の委任)

第三十八条 この法律に定める厚生大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(協議)

第三十九条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の指定、その区域の拡張、公園計画の決定若しくは変更又は特別地域若しくは特別保護地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 厚生大臣以外の国の機関は、第十四条第一項の規定により国立公園に関する公園事業を執行しようとするときは、厚生大臣に協議しなければならない。

第三十九条 都道府県は、都道府県立自然公園の規定により、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該機関に対し、風景の保護のためとなるべき措置について協議を求めることができる。

(第三章 都道府県立自然公園)

第四十一条 都道府県は、条例の定めることにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができます。

(保護及び利用)

第四十二条 都道府県は、都道府県

3 国の機関は、第十五条第一項ただし書の規定により国定公園に関する公園事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

4 第四十一条 国の機関が行う行為については、第十七条第三項又は第八条第三項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該機関の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては厚生大臣に、国定公園にあつては都道府県第六項まで、第十八条第四項から第五項又は第二十条第一項の規定により届出をする行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 国の機関は、第十七条第四項から第六項まで、第十八条第四項若しくは第五項又は第二十条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これららの規定による届出の例により、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該機関に対し、風景の保護のためとなるべき措置について協議を求めることができる。

(実地調査)

第四十三条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関する実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第三十二条の規定の例により、条例で、特別地域及び集団施設地区内における同一条第一項各号に掲げる行為を禁止することができる。

(報告)

第四十七条 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園に関する報告を求めることができる。

(国立公園又は国定公園との関係)

第四十八条 国立公園又は国定公園の区域は、都道府県立自然公園の区域に含まれるものとする。

(第四章 罰則)

第五十条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 第二十二条第一項の規定による処分に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

3 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(第五章 罰則)

4 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

5 第二十四条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

6 第二十二条第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(第六章 罰則)

7 第二十二条第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 厚生大臣は、都道府県立自然公園の行政又は技術に対し、都道府県立自然公園に関する報告を求めることができる。

(第七章 罰則)

第四十九条 第二十二条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 厚生大臣は、都道府県は、第四十二条第一項の規定に基く条例の規定による当該職員の行為によって損失を受けた者に対する立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

3 第二十二条第一項の規定によつて、同条第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

4 第二十二条第一項の規定によつて、同条第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各

本条の罰金刑を科する。

第五十四条 第四十二条又は第四十一条の規定に基く条例には、その

条例に違反した者に対し、その

違反行為の態様に応じ、それぞれ、前各条に定める处罚の程度をこえない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。

(国立公園法の廃止)

2 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）は、廃止する。
(経過規定)

3 この法律の施行の際現に国立公園法第一条の規定により指定されている国立公園又は同法第十一条ノ二第一項の規定により指定されている国立公園に準ずる区域は、

それぞれ、この法律による国立公園又は国定公園とみなし、その区域は、それぞれ、この法律による国立公園又は国定公園の区域となす。
4 この法律の施行の際現に国立公園法の規定により決定されている国立公園計画若しくは国立公園に準ずる区域に関する計画又は国立公園事業は、それぞれ、この法律に基づいて決定された国立公園若しくは国立公園に関する公園計画とみなす。

5 この法律の施行の際現に国立公

園法第八条第一項の規定により指定されている特別地域又は同法第十八条ノ二第一項の規定により指定されている特別保護地区は、それ

た国立公園の特別地域又は特別保護地区とみなす。

この法律の施行前に国立公園法又はこれに基く命令の規定によつてなされた許可、認可、申請その他行為は、この法律又はこれに基く命令に当該規定に相当する規定があるときは、当該相当規定によつてなされたものとみなす。

国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて許可その他の处分若しくは届出その他の手続を要しなかつた行為でこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて新たに許可その他の处分若しくは届出その他の手続を要することとなつたもの又は国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて届出をもつて足りた行為でこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて許可その他の处分を要することとなつたもののうち、この法律の施行の際現に着手しているものについては、この法律若しくはこれに基く命令の規定によつて届出をもつて足りる。前例による届出をもつて足りる。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお以前の例による。

(厚生省設置法の一一部改正)
9 厚生省設置法（昭和二十四年法律五百五十一号）の一一部を次のように改正する。

第五条中第十四号から第十七号ま

でを次のように改める。

十四 区域を定めて国立公園及び

国定公園を指定し、及びその指

定解除し、並びにその区域を

変更すること。

十五 国立公園の公園計画及び公

園事業並びに国定公園の公園計

画の一部を決定し、並びに國立

公園の公園事業を執行し、又は

その一部を地方公共団体その他

の者に執行させること。

十六 国立公園及び国定公園の区

域内に特別地域、特別保護地区

及び集団施設地区を指定するこ

と。

十七 国立公園の特別地域及び特

別保護地区内における一定の行

為について許可を与える、普通地

域内における一定の行為を禁止

し、若しくは制限し、又はこれ

について必要な措置をとるべき

旨を命じ、並びにその处分に違

反した者に対し原状回復等を命

すこと。

第八条第一項第十五号を次のよう

に改め、同条同項第十六号中「国立公

園及び」を「国立公園及び国定公園並びに改める。

第十五条第二項中「又は海岸法

第三十九条第三項」を、海岸法第三十九条第三項又は自然公園法第三十一条若しくは第四十五条に改める。

第十五条第二項中「又は海岸法

第三十九条第三項」を、海岸法第三十一条若しくは第四十五条に改める。

第十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定により自然公園法又はこれに基く条例の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、裁定で、自然公園の風景を保護するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鈎権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

二 自然公園法の規定により國立公園に関する公園計画に基いて設けられる施設（以下「國立公園又は国定公園の施設」という。）たる公園又は綠地

10 土地調整委員会設置法（昭和二年法律第二百九十二号）の一
土地調整委員会設置法（昭和二年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の「号」を加える。

十九 自然公園法（昭和三十二年法律第二百九十二号）第三十四条又は

第十五条の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第二項中「又は海岸法

第三十九条第三項」を、海岸法第三十九条第三項又は自然公園法第三十一条若しくは第四十五条に改める。

第十五条第二項中「又は海岸法

第三十九条第三項」を、海岸法第三十一条若しくは第四十五条に改める。

第十五条第二項中「又は海岸法

第三十九条第三項」を、海岸法第三十一条若しくは第四十五条に改める。

第十五条第二項中「又は海岸法

第三十九条第三項」を、海岸法第三十一条若しくは第四十五条に改める。

第十五条第二項中「又は海岸法

第三十九条第三項」を、海岸法第三十一条若しくは第四十五条に改める。

第十五条第二項中「又は海岸法

第三十九条第三項」を、海岸法第三十一条若しくは第四十五条に改める。

二十九 自然公園法（昭和三十一年法律第二百九十二号）による公園事業

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第三号中「國立公

園法（昭和六年法律第三十六号）第

一条」を「自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）第十条又は第四

十一条に基く条例」に改める。

（都市公園法の一部改正）

十三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第三項を次のように改める。

一 自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）の規定により

決定された國立公園又は國定

公園に含まれれないものとする。

二 自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）の規定により

決定された國立公園又は國定

公園に含まれれないものとする。

三 次の各号に掲げるものは、第

一項の規定にかかるらず、都市

公園の含まれないものとする。

（都市公園法の一部改正）

十四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十九号を次のように改め

る。

（土地収用法の一部改正）

十一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のよう

に改めること。

（土地収用法の一部改正）

二十九 自然公園法（昭和三十一年法律第二百四十九号）による公園事業

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第三号中「國立公

園法（昭和六年法律第三十六号）第

一条」を「自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）第十条又は第四

十一条に基く条例」に改める。

（都市公園法の一部改正）

十三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第三項を次のように改める。

一 自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）の規定により

決定された國立公園又は國定

公園に含まれれないものとする。

二 自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）の規定により

決定された國立公園又は國定

公園に含まれれないものとする。

三 次の各号に掲げるものは、第

一項の規定にかかるらず、都市

公園の含まれないものとする。

（都市公園法の一部改正）

十四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改めること。

（土地収用法の一部改正）

十一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のよう

に改めること。

（土地収用法の一部改正）

二十九 自然公園法（昭和三十一年法律第二百四十九号）による公園事業

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第三号中「國立公

園法（昭和六年法律第三十六号）第

一条」を「自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）第十条又は第四

十一条に基く条例」に改める。

（都市公園法の一部改正）

十三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第三項を次のように改める。

一 自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）の規定により

決定された國立公園又は國定

公園に含まれれないものとする。

二 自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）の規定により

決定された國立公園又は國定

公園に含まれれないものとする。

三 次の各号に掲げるものは、第

一項の規定にかかるらず、都市

公園の含まれないものとする。

（都市公園法の一部改正）

十四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改めること。

（土地収用法の一部改正）

十一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のよう

に改めること。

（土地収用法の一部改正）

二十九 自然公園法（昭和三十一年法律第二百四十九号）による公園事業

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第三号中「國立公

園法（昭和六年法律第三十六号）第

一条」を「自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）第十条又は第四

十一条に基く条例」に改める。

（都市公園法の一部改正）

十三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第三項を次のように改める。

一 自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）の規定により

決定された國立公園又は國定

公園に含まれれないものとする。

二 自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）の規定により

決定された國立公園又は國定

公園に含まれれないものとする。

三 次の各号に掲げるものは、第

一項の規定にかかるらず、都市

公園の含まれないものとする。

（都市公園法の一部改正）

十四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改めること。

（土地収用法の一部改正）

十一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のよう

に改めること。

（土地収用法の一部改正）

園の施設については、第五条第一項及び第三項並びに第六条第一項の規定を、自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設の設置及び管理については、第五条第二項及び第三項の規定を適用しない。

第二十三条第一項中「第十四条まで」の下に、「第十八条の二」を加える。

第二十三条第一項中「第十四条まで」の下に、「第十八条の二」を加えます。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、児童福祉法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十六日）

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、衛生検査技師法制定に関する請願

一、衛生検査技師法制定に関する請願

一、健康保険法等の一部改正反対に關する請願（第一七二九号）

一、衛生検査技師法制定に関する請願（第一七三〇号）（第一七六七号）

一、衛生検査技師法制定に関する請願（第一七七八号）（第一七七九号）

一、衛生検査技師法制定に関する請願（第一七七三号）（第一七七五号）

一、公衆浴場入浴料金の適正化に関する請願（第一七二九号）

第一七二九号 昭和三十二年三月三十日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願

町二ノ二二 森下圭二

紹介議員 成瀬 輝治君

支払基金法の改悪、特に審査の官僚化等となり、医療をゆがめる重大な問題であるから、同法の改正には反対であるとの請願。

二十六回国会において引き続き審議中の「健康保険法等の一部を改正する法律案」は、（一）患者に対する一部負担の増大、（二）、保険医と医療機関の二重指定、（三）官僚的監査の強化、（四）支払基金法の改悪、特に審査の官僚化等となり、医療をゆがめる重大な問題であるから、同法の改正には反対であるとの請願。

第二十五回会に政府から提出され、第一回会において引き続き審議中の「健康保険法等の一部を改正する法律案」は、（一）患者に対する一部負担の増大、（二）、保険医と医療機関の二重指定、（三）官僚的監査の強化、（四）支払基金法の改悪、特に審査の官僚化等となり、医療をゆがめる重大な問題であるから、同法の改正には反対であるとの請願。

請願者 名古屋市昭和区北山本町二ノ二二 森下圭二

紹介議員 吉田 萬次君

内服部信子

町四ノ四公衆保健協会

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、児童福祉法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十六日）

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、衛生検査技師法制定に関する請願

一、衛生検査技師法制定に関する請願

一、健康保険法等の一部改正反対に關する請願（第一七二九号）

一、衛生検査技師法制定に関する請願（第一七三〇号）（第一七六七号）

一、衛生検査技師法制定に関する請願（第一七七八号）（第一七七九号）

一、衛生検査技師法制定に関する請願（第一七七三号）（第一七七五号）

一、公衆浴場入浴料金の適正化に関する請願（第一七二九号）

第一七二九号 昭和三十二年三月三十日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 北海道小樽市豊徳町二丁目十日受理

紹介議員 竹中 恒太君

樽市立病院内 中田郷

この請願の趣旨は、第一七三〇号と同じである。

第一七七八号 昭和三十二年四月三日受理

紹介議員 谷口弥三郎君

康会山口県支部内 松本

この請願の趣旨は、第一七三〇号と同じである。

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 和子

紹介議員 重宗 雄三君

和子

動員学徒犠牲者の補償は、昭和二十七年四月三十日戦傷病者戦没者遺族等援護法及び旧軍人軍属に関する恩給法の復活改正法が公布実施され、死亡者の遺族も講せられていないことは民主主義の原則に反するものであるから、（一）み億か三万円の弔慰金が十箇年償還で出たが、他の学徒犠牲者には何等の措置も講せられていないことは民主主義の原則に反するものであるから、（一）（四）国立保養所への収容、（五）遺族年金の支給、（六）弔慰金の増額（五万円）完全支給、等の補償をすみやかに実施せられた」との請願。

動員学徒犠牲者の補償は、昭和二十七年四月三十日戦傷病者戦没者遺族等援護法及び旧軍人軍属に関する恩給法の復活改正法が公布実施され、死亡者の遺族も講せられていないことは民主主義の原則に反するものであるから、（一）（四）国立保養所への収容、（五）遺族年金の支給、（六）弔慰金の増額（五万円）完全支給、等の補償をすみやかに実施せられた」との請願。

第一七七九号 昭和三十二年四月三日受理

紹介議員 薩摩 康

東京都北多摩郡清瀬町

この請願の趣旨は、第一七三〇号と同じである。

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 薩摩 康

東京都北多摩郡清瀬町

おいて、疾病的診断、治療及び予防等のあらゆる分野に適確な効果を期するための重要な資料を提供する試験検査技術者であるが、何等国家的身分保障も与えられず放任されていることはまことに遺憾であるから、既にその資格を与えられているエックス線技術者、看護婦、保健婦、栄養士と同様に一律の請願。

第一七七九号 昭和三十二年三月三十日受理

紹介議員 占部 秀男君

協会清瀬支部内 斎藤

この請願の趣旨は、第一七三〇号と同じである。

第一七三一号 昭和三十二年三月三十日受理

動員学徒犠牲者援護に関する請願

請願者 広島市基町一 広島県

動員学徒犠牲者の会

戦後十数年を経過した今日、動員学徒犠牲者に対し未だ何等の補償措置も講ぜられずまさに遺憾であるから、こ

れら動員学徒犠牲者に何等かの補償措置を講ぜられたいとの請願。

第一七七五号 昭和三十二年四月三日受理

紹介議員 波野勧員学徒犠牲者の会

会山口県支部内 松本

動員学徒犠牲者援護に関する請願

請願者 山口県熊毛郡田布施町

元満州國軍日系軍官戰病没者遺家族の日受理

紹介議員 森中 守義君

は日本の社会保障制度の根本となつてゐるものであり、これが改善は必然的に生活保護法その他の保障制度にも悪影響を及ぼし遂にはとりかえのつかぬ破局になる虞があるから、健康保険法の改正や生活保護法の一部負担金の増額は反対であるとの請願。

第一七七〇号 昭和三十二年四月二日受理

紹介議員 森中 守義君

元満州國軍日系軍官戰病没者遺家族の日受理

紹介議員 森中 守義君

(一)一箇月二十五日の就労わくを確保されたい、(三)適格基準を撤廃されたい、(四)失業保険をあぶれた日から二百円支給せられたい、(五)日雇健康保険の傷病手当金その他をつけられたい、(六)生活保護基準額を二割引き上げられたいこと等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八一二号 昭和三十二年四月五日受理

公衆浴場入浴料金の適正化に関する請願

請願者 東京都新宿区新宿四ノ

紹介議員 重宗 雄三君

公衆浴場の現行入浴料金は、昭和二十八年三月以来改訂されず現在にいたつているが、公衆浴場数の増加、上下水道料金の大幅値上げ、燃料費の高騰等のため、業者の困窮はなはだしく、このまま放置すれば衛生施設の弱体化となり、大衆保健衛生に重大なる支障をきたすことになるから、公衆浴場の使命達成並びに維持と浴場従業員の待遇改善のため、現行入浴料金を改訂せられたいとの請願。

昭和三十二年四月二十日印刷

昭和三十二年四月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局